

# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

担当課名

# 定期第685号 令和6年3月29日発行

目 次

は県例規集登載

# 【企業管理規程】

1 徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改

正する規程

2 徳島県企業局車両管理規程の一部を改正す る規程

# 【企業局訓令】

番 号 担当課名

- 1 徳島県企業局公文書管理規程
- 2 徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 3 徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正す る訓令

## 【病院局管理規程】

番 号 担当課名

- 6 徳島県病院局組織規程の一部を改正する規 程
- 7 徳島県病院局車両管理規程の一部を改正する規程
- 8 徳島県病院局職員給与規程の一部を改正す る規程

## 【病院局訓令】

2 徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令

# 【病院局訓令】

番 号 担当課名

3 徳島県病院局安全衛生規程の一部を改正する訓令

# 【教育委員会規則】

番 号 表 題 担当課名

4 徳島県教育委員会行政組織規則等の一部を 改正する規則

## 【教育委員会訓令】

番 号 表 担当課名

3 機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

4 徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の 一部を改正する訓令

## 【徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示】

番 号 表 担当課名

2 令和5年10月22日執行の参議院徳島県 及び高知県選挙区選出議員補欠選挙におけ る候補者の選挙運動に関する収支報告書の 要旨を公表する件

# 【人事委員会規則】

> 徳島県人事委員会規則の読点の表記に関す る規則

> 徳島県人事委員会事務決裁規則の一部を改 正する規則

> 給料等の支給に関する規則の一部を改正す る規則

> 学校職員の給料等の支給に関する規則の一 部を改正する規則

> 警察職員の給料等の支給に関する規則の一 部を改正する規則

# 【人事委員会規則】

番 号 担当課名

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

# 【人事委員会告示】

番 号 表 担当課名

1 徳島県人事委員会告示の読点の表記に関す る告示

# 【人事委員会訓令】

番 号 表 担当課名

1 徳島県人事委員会事務局の事務処理に関す る規程の一部を改正する訓令

2 徳島県人事委員会訓令の読点の表記に関す る規程

## 【監査委員公表】

番 号 担当課名

7 包括外部監査の結果公表

# 【公安委員会規則】

番 号 表 題 担当課名

7 徳島県公安委員会公印規則の一部を改正する規則

- 8 徳島県道路交通法施行細則の一部を改正す る規則
- 9 徳島県情報公開条例の施行に関する規則の 一部を改正する規則
- 1 0 徳島県警察の特例施設占有者の指定等に関 する規則の一部を改正する規則

# 【警察本部告示】

1 徳島県情報公開条例の施行に関する規程の

一部を改正する規程

【海区漁業訓	周整委員会告示】	
番号	表題	担当課名
1	徳島海区漁業調整委員会事務局規程の一部	
	を改正する規程	
【海区漁業訓	<b>周整委員会指示</b> 】	
番号	表	担当課名
2	徳島海区のうち南部海域における宝石さん	
	ごの採捕について指示する件	
【内水面漁均	易管理委員会告示】	
番号	表	担当課名
1	徳島県内水面漁場管理委員会指示第1号に	
	基づく水域の範囲を定める件	
	15 (300 to 11 to 20 to 11	
2	令和6年度の目標増殖量を定めた件	
_	(相) 「及の自然相互生にためた日	
   【内水面海均	易管理委員会指示】	
番号	<b>表</b> 題	担当課名
	こいの取扱いについて指示する件	
'		

# 徳島県企業管理規程第一号

徳島県企業局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次 のように定める。

令和六年三月二十九日

企業局長 上 田 輝 明

徳島県企 一業局 企 業職員給与規程  $\mathcal{O}$ の一部を改正する規程徳島県企業局長

次 徳島県企業局企業職員給与規程 ように改正する。 (昭和四十一年徳島県企業管理規程第十三号)  $\mathcal{O}$ 部を

第四条に次の一号を加える。

七 災害時支援業務等手当

第七条の四の次に次の一条を加える。

(災害時支援業務等手当)

第七条の五 二十三号)第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が 設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る連絡 又は発生するおそれがある場合に 避難所運営の業務又はこれらに相当する業務に従事したときに支給する。 災害時支援業務等手当は おいて、災害対策基本法(昭和三十六年法律)、職員が異常な自然現象により重大な災害が 律第

- 2 災害時支援業務等手当の額は、 業務に従事した日一日につき千八十円とする。
- 下「基本額」という。)にそれぞれ加算した額とする。 合における災害時支援業務等手当の額は、 前項の規定にかかわらず、 第一項に掲げる業務の全部又は一部が次の各号に掲げる 当該各号に定める 額を、 前 項に定める額
- 日没時から日出時までの間に行 われた場合 基本額の 百分の五十に相当する
- する額 企業局長が特に危険であると認める区域で行 わ れた場合 基本 額 の百分の 百に 相

第八条中「自動車運転作業手当」を「災害時支援業務等手当」に改 める。

自動車等運転作業手当、ダム管理責任業務手当及び災害時支援業務等手当」に、第八条の二第一項中「特殊自動車等運転作業手当及びダム管理責任業務手当」 六号」を「様式第七号」に改める。 を「特殊 「様式 第

附則に次の一項を加える。

の百分の かわらず、これらの規定による額に、 間以上従事した場合の災害時支援業務等手当の額は 第七条の五に掲げる業務に引き続き五日を下らない範囲内におい 法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたも 職員が、 百に 著しく異常かつ激甚な非常災害であ 相 当する額を超え な 範囲内に 当該業務に引き続き従事した日一日 お って、 11 て 企業局長が定 当該非常災害に係る災害対 同条第二項及び第三項の て企業局長が定める期 める額を加算 のに対処するため に つき基本額 規定 た 策 にか

様式第六号の次に次の一様式を加える。

# 災害時支援業務等手当実績簿

所属 職 氏名

所属長	光改公事左旦日		従事時間		業	丞々	rkı.	宏	従事者
確認欄	業務従事年月日	開始時間	終了時間	時間数	<b></b>	務	内	容	化 争 石

2 1

改正後の徳島県企業局企業職員給与規程の規定は、令和六年一月一日から適用する。この規程は、公布の日から施行する。 附 則

# 徳島県企業管理規程第二号

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

上 田 輝

明

徳島県企業局車両管理規程の一部を改正する規程徳島県企業局長

うに改正する。 徳島県企業局車両管理規程 (昭和四十五年徳島県企業管理規程第三号)  $\mathcal{O}$ 部を次のよ

る。 第二十三条第二号中 「第二百四十三条の二の二」 を「第二百四十三条の二の八」 に改め

この規程は、 令和六年四月一日から施行する。

# 徳島県企業局訓令第一号

局 中 般

徳島県企業局公文書管理規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県企業局長 上 田 輝 明

徳島県企業局公文書管理規程

徳島県企業局文書規程 (平成二十三年徳島県企業局訓令第一号)  $\bigcirc$ 全部を改正する。

# 目次

公文書の管理総則(第一条

第二章

第一節 公文書の収受等 (第七条―第九条)

第二節 文書の作成等(第十条 ―第二十条)

第三節 公文書の施行(第二十一条―第二十五条)

第四節 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄(第二十六条 第三十四条)

第五節 管理状況 の報告等(第三十五条 一第三十七条)

第三章 雑則 (第三十 -八条— -第四十条)

附則

# 第一 章 総則

(趣旨)

第一条 この規程は、 事項を定めるものとする。 以下「条例」という。) ,う。) 第十一条第一項の規定に基づき、公文書の管理に関し必要な徳島県公文書等の管理に関する条例(令和五年徳島県条例第十七号

(定義)

第二条 この規程において、 ところによる。 次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定める

- 項に規定する課をいう。 徳島県企業局組織規程 (昭和四十二年徳島県企業管理規程第一号) 第二条第二
- 課等 課及び徳島県企業局組織規程第三条の二に規定する課内室をいう。
- う。 総合管理推進センター 徳島県企業局組織規程第二条第三項に規定する事業所をい
- 公文書 又は取得したものをいう。 条例第二条第二項に規定する公文書のうち、 企業局  $\mathcal{O}$ 職員が 職務上作成し
- をいう。 っては認識することができない方式で作られた記録をいう。 電子文書 公文書のうち電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ 以下同じ。 であるも
- 六 紙文書
- 七 廃棄その他公文書の管理に関する事務の処理を行うシステムをいう。 電子決裁・文書管理システム ・文書管理システム 電子計算機を利用して公文書の立案、公文書のうち電子文書以外のものをいう。 決裁 保 存、
- る電子文書 電子決裁  $\mathcal{O}$ 決裁をいう。 電子決裁・文書管理システムの機能を利用して電子的方法により行われ

用語の例による 前項に定めるも  $\mathcal{O}$ 0) ほ か、 この規程におい て使用する用語は、 条例におい て使用する

(公文書の管理体

経営企画戦 、関する事務を総括する。

いう。)は、 所属(課等及び総合管理推進センターをいう。|条 経営企画戦略課長は、公文書の管理に関す 当該所属における公文書の管理に関する事務を総括する。 以下 同じ。 の長(以下 「所属長」

(公文書取扱責任者及び公文書整理担当者)

- 第四条 所属に、公文書取扱責任者(以下「責任者」という。 以下 「担当者」という。)を置く。 )及び公文書整理担当者(
- とする。 課等の責任者は課の副課長をもって充て、課等 の担当者は当該課等の長  $\mathcal{O}$ 定する者
- 3 の長をいう。 長をいう。以下同じ。)が指名する者とする。総合管理推進センターの責任者及び担当者は、 それぞれ所長 (総合管理推進セ
- 責任者は、 所属長の命を受けて、所属における次に掲げる事務を処理する。
- 公文書の審査に関すること。
- \_ 公文書の処理の促進及び改善に関すること。
- 三 公文書の整理、 保存及び移管又は廃棄に関すること。
- 兀 公文書ファイル管理簿の作成に関すること。
- 5 担当者は、 当者は、責任者の指示を受けて、前項各号に掲げる事務を補助する。前各号に掲げるもののほか、公文書の管理に関すること。

(職員の責務)

第五条 かつ適正に処理するとともに、 適正に処理するとともに、公文書を適正に管理しなければならない。 職員は、条例の趣旨にのっとり、所属長の指示に従い、公文書に係る事務を迅速

(公文書の記号、番号等)

- 第六条 と付するものとする。 企業管理規程、告示、 「徳島県企業局告示」、 「徳島県企業局訓令」、「徳企局達」及び「徳企局指令」訓令、達及び指令には、それぞれ、「徳島県企業管理規程
- るものとする。 次の各号に掲げる公文書には、 それぞれ当該各号に定めるところにより、 記号を付す
- のを除き、「徳企局」を付すること。 企業局又は企業局長 (以 下 「局長」という。 名で発する文書 別 例 式 が るも
- ること。ただし、課等の名の頭字の同じ課等が二以上あるときは課等の名 経営企画戦略課長が指定する他の一字を合わせたものを付すること。 書を除く。) 課等の名の頭二字の同じ課等が二以上あるときは課等の名の頭字と課等 課等において課等の名又は課等の長の名以上で発する公文書(前項に規定する公文 別に例式があるものを除き、「徳企」の次に、 課等の名 の頭字を付す の名 の頭二字を いうち
- 総合管理推進センター 別に例式があるものを除き、「徳企総管」を付すること。 において総合管理推進センター名又は所長名 以 上 で 発する公
- $\mathcal{O}$ 項に掲げる公文書のうち、秘密に属する公文書には と付 するものとする。 同項の規定により付され

- 4 るものとする 次の各号に掲げる公文書には、それぞれ当該各号に定めるところにより、番号を付す
- 令
- システムにより、所属ごとに年度による一連番号を付すること。 第二項各号に掲げる公文書企業管理規程、告示及び訓令 所属長が別に定めるものを除き、電子決裁・文書管理・その種類ごとに暦年による一連番号を付すること。
- 5 号に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより、番号を付す ることが困難である場合は、当該公文書については、同項の規定にかかわらず、次の各前項第二号に掲げる公文書について、電子決裁・文書管理システムにより番号を付す のについては、この限りでない。
- 一 達 達番号簿(様式第一号)により、所属るものとする。ただし、所属長が別に定めるも 所属ごとに年度による一連番号を付すること
- 連番号を付すること。 達以外の公文書 文書発送番号簿 (様式第二号) により、 所属ごとに年度による一
- と認められる公文書又は軽易な公文書には、これを省略することができる。 第二項及び前二項の規定にかかわらず、記号若しくは番号を付することが適当でな

第二章 公文書の管理

公文書の収受等

(紙 文書の収受等)

第七条 認の上、次に定めるところにより、処理しなければならない。 せ条 所属に到着し、受領した紙文書は、当該所属の分掌に属するものであることを確

- センター収受印(様式第四号)を押印すること。 開封 軽易なものを除き、その余白に局収受印(様式第三号) 又は総合管 理推
- 配達証明郵便、特別送達郵便その他の書留郵便及び電報は、 特殊文書受付 (様
- 三 収受の日時が権利の得喪、変更等に関係があ第五号)に記録すること。 記入すること。 ると認められる紙文書は、 受領 時 刻
- 等(主務課その他当該公文書を処理することが適当であると認められる所属をいう。 下同じ。)に回付しなければならない。 所属に直接到着した紙文書のうち、当該所属の分掌に属さないものは、直ちに主務課
- 3 る者の閲覧に供し、その指示を受けなければならない第一項の紙文書は、定例的又は軽易なものを除き、 第一項の紙文書は、 直ち に所属長その他上位  $\mathcal{O}$

(郵便料金の未納又は不足の紙文書)

第 その 八条 他受領することが適当であると認められるときに限り、 して受領するものとする 郵便 料金 の未納又は不足の紙文書が到着した場合は、 発信者が官公署であるとき その未納 又は不足の料金を

電子文書の収受等)

送付され 電子文書は、 る電磁的記録を受信し いう。以下同じ。 電子メー ル (県庁総合サービスネット による送信その他の電気通信回線を用いる方法に県庁総合サービスネットワーク上のグループウェ 又は記録媒体を受け取ることにより、 所属に お 1 より て受 ア  $\mathcal{O}$ 

- に主務課等に転送し、 項の規定により受領 又は記録媒体を回付しなければならない した電子文書のうち、 当該所属 の分掌に属さな いも  $\mathcal{O}$ 直
- 3 受した日を物理的方法により記入しなければならない 文書は、 したものを除く。)及び前項の 一項の規定により受領した電子文書(前 軽易なものを除き、そのファイル名に収受した日を追記 規定により転送され、又は記録媒体を回付された一子文書(前項の規定により転送し、又は記録媒体 0 又は 記録媒体 電子 を 口口
- 第七条第三項の規定は、前項の電子文書に ついて準用する。

# 第二節 文書の作成等

(文書主義の原則)

を除き、 的に跡付け、又は検証することができるよう、 達成に資するため、経緯も含めた意思決定に至る過程並 職員は、所属長の指示に 文書を作成しなけ ればならない。 従い、条例第四条の規定に基づき、条例第一条 処理に係る事案が軽微なものである場合 びに事務及び事業の実績を合理 の目的

(公文書の立案)

- 第十一条 」という。)は、 務課等の長が認める場合は、登録することを要しない。 量である等の理由により電子決裁・文書管理システムに登録することが困難であると主 記号、 することが困難であると認められる書類(第十六条第四項におい り行わなければならない。ただし、事案の処理に必要な書類については、 文案、事案の処理に必要な書類等(以下 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、という。)は、同項の規定により回議しなければならない 保存期間、 公文書の立案は 保存期間の満了する日 、電子決裁・文書管理システムに 、保存期間が満了 「文書件名等」という。 この場合にお 公文書の件名、立案 したときの措置、立案者 0 )を登録する方法に 7 「登録 いては、 当該書類が大 が 木 当該 月、 な 登録 書
- 成した立案用紙 ムに文書件名等 (様式第六号) によってすることができる。 (文案及び事案の処理に必要な書類を除く。 、電子決裁 で登録する方法により作電子決裁・文書管理システ
- することが適当でないと主務課等の長が認める事案 秘密に属する事案である等の理由により電子決裁・文書管理 システ Ĺ に文案を
- 案の処理を行うシステムをいう。以下「専用システム」という。)を利用電子決裁・文書管理システム以外の専用システム(電子計算機を利用し 作成するため、 しく損なうおそれがあると主務課等の長が認める事案 電子 決裁 ・文書管理システムに文案を登録することが事務  $\mathcal{O}$ L 7 効率 特定 て文案を 性を 0 事
- 前二号に掲げるも のとして、経営企 画戦略課長が別に定める事案 のほか、前 項に規定する方法により立案することが 木 難 で あ ろ
- 3 る方法により行うことができる。 前二項の規定にかかわらず、次に 掲げる事案に係る立案は、それぞれ当該各号に 定 8
- 規則その他 の規程 (この規程を除 で立案の様式を定めて 11 、る事案 当該 式
- 前二号に掲げるもの に <u>\frac{1}{1}</u> ののほか、軽易な事案その他の案の様式が登録されている事案 軽易な事案その他の経営企画戦略課長が別に定める事 当該専用システムを用いる方法

画

戦

略課長

が

別に

定める方法

(企業管理規程等に係る予備審

第十二条 の予備審査を受け、これ 企業管理規程又は訓令の立案に当た に 基づいて立案しなけ っては、経営企画戦略課長又はその指定す れ ばならな 1/

(公文書の発信者名)

第十三条 の性質又は内容により、 庁外に発する公文書の 所属長名等を用いることができる。 発信者名は、 局長名を用 V るも のとする。 ただ 事 案

(例文登録)

けることができる。 いう。)については、 主務課等の長は、 経営企画 局 長 [戦略課長の審査を受け、例えて発する公文書のうち、 文登録台帳に、その登録を受 常 例  $\mathcal{O}$ 文案 (以下 · 何 文

(立案上の留意点)

- 第十五条 公文書の立案は、次に掲げる要領によるものとす
- 立案は、 明確かつ平易に表現すること。
- 他縦書きを通例とするものを除く。 公文書の書き方は、左横書きとすること。 ただ Ĺ 企業管理規程、 告示、 訓令その
- によること。 和六十一年内閣告示第一号)及び送り仮名の付け 用字及び用語は、常用漢字表(平成二十二年内閣告示第二号)、 方 (昭和四十八年内閣告示第二号) 現代仮名遣
- 兀
- 五. こと。 場合は、 の他参考となる事項を登録 |合は、処理案の前にその趣旨を簡明に登録し、又は記述するとともに、関係||重要なもの又は異例なものについて立案の趣旨を説明する必要があると認め例文のあるものは、これによること。 Ļ 又は 付記 Ĺ 関係 書類があるときは、これを添 関係法規そ 付 5 する る
- 又は第二項の規定により登録された文書件名等の閲覧の制限を行う必要が 人に関する情報が含まれているときその他の当該立案に係る電子文書及び同条第第十一条第一項又は第二項の規定による立案の場合において、当該立案の内容 電子決裁・文書管理システムの所定の欄にその旨を登録すること。 あ るとき きは項信に個
- システムにおいて閲覧することができるようにし、又は次条第四項の規定、適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類を電子決裁 回議すること。 適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に第十一条第一項の規定による立案の場合において、 同一事案で立案を重ね 次条第四項の規定  $\mathcal{O}$ • 文書管 例 るも に ょ  $\mathcal{O}$ 理 V)
- ねるも 1るものは、適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類を添第十一条第二項又は第三項の規定による立案の場合において、同一事案で立 て、 一事案で立案を重 が付する
- よる立案の場合における書類の整備は、次によること。第十一条第一項後段の規定により回議する書類及び同 び同 条第二項又は第三項  $\mathcal{O}$ 規定
- イ 左方及び下方をそろえること。
- 一条第一項後段の規定による回議及び同条第二項又は第三項の規定による立付書類等で特に小さいものは、立案用紙大の用紙の中央部に貼ること。 お 7 額 ぞの 他重要部分の字句を訂 正 したときは その 箇所に立案者の

印を押すこと。

(回議)

- 第十六条 しなければならない。ただし、担当リーダー以外の担当に属する職員の回議の順序十六条 立案文書は、原則として、下位の職にある者から上位の職にある者に順次 ては、 この限 りでない。 12 回 議 9
- 2 前項の場合において、 主務課等における回議を経た後、 |議を経た後、他の所属又は実施機関に回議しなけ他の所属又は実施機関に回議しなければならない れも ば  $\mathcal{O}$ なら 0 ない いて
- 3 立案する場合は、 して行わなければならない。ただし、前二項の規定により立案文書を回業 この限りでない。 り立案文書を回議するときは、 第十一条第二項又は第三項に規定する方であるときは、電子決裁・文書管理システ 法  $\Delta$ にを よ利 り用
- 4 らず ればならな 前 項本文の場合において、登録が困難な書類があるときは、 経営企画戦略課長が別に定める方法により、 当該登録が困難な書類を回議し 同項本文の規定に カゝ なけわ
- 5 第二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書にあっては当該立案文書 その旨を記入した付箋を貼り付けなければならない る立案文書にあっては電子決裁 立案文書にあっては電子決裁・文書管理システムの所定の欄にその旨を登録し、同至急処理を要する立案文書を回議するときは、第十一条第一項の規定による立案に の左上欄 同条
- 6 定する者が自ら持ち回って、 る立案文書、 第十一条第二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書のうち、 説明を要する立案文書又は特に重要な立案文書は、立案者又は所属長二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書のうち、即時処理を 回議しなければならない . の 指 要す
- 7 文書は、 第十一条第二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書のうち秘密に属する立 袋に入れて回議し、 その取扱いに特に注意しなければならな 11 案

(回議文書の処理)

- 第十七条
- 定による立案に係る立案文書にあっては電子決裁・文書管理システムの所定の欄に意見 見を記述して、当該立案文書の欄外に貼り付けることができる。 を登録し、 立案者が不在の場合又は異議に係る事項が軽微である場合は、第十一条第一項の規 同条第二項又は第三項の規定による立案に係る立案文書にあ っては V. 付箋に ただ 意

(重大な修正があった場合等の通知)

第十八条 った場合は、 回議の結果、 回議した者にその旨を通知 立案文書の内容について重大な修正が行われ しなけ れば なら な V た場合 又 は 廃案とな

(企業管理規程等の回議)

- 第十九条 項及び第二項の規定による回議を経た後、経営企画戦略課長へ-九条 企業管理規程又は訓令の制定又は改廃に係る立案文書に 、回議し、そについては、 その審査を受
- 2 び第二項の規定による回議を経た後、 告示に係る立案文書 (登録例文に係るものを除く。 経営企画戦略課長へ回議 )については、 Ĺ その審査を受け 第十六条第一項及 なけ

(決裁日の登録等

ればならない。 決裁された立案文書には、 立案者におい て、 決裁日を登録し、 又は記入しなけ

公文書の施行

一 第十九条の規定による審査を受けたもの課の審査担当者の審査を受けなければならない。第二十一条 局長名で発する施行文書については、 次に掲げるものを除き、 経営 画

- 登録例文(告示を除く。)
- 三 その他経営企画戦略課長が 別に定めるも

(番号及び日付の登録等)

て、第六条第四項及び第五項に定めるところにより番号を登録し、又は記入すると第二十二条 施行文書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所属に 又は記入するととも

二 その他所属の名又は所属長の名以上で発する公文書一 企業管理規程、告示及び訓令 経営企画戦略課に、日付を登録し、又は記入するものとする。 主務

第二十三条 施行文書の浄書及び照合は、(公文書の浄書及び照合) 立案者において行うものとする。

を押印しなければならない。ただし、次に掲げる紙文書に規程第六号)の定めるところにより、公印(契印を除く。第二十四条 浄書した紙文書には、徳島県企業局公印規程(公印の押印等) 次に掲げる紙文書については、 (書については、この限りでない。)だく。以下この条において同じ。)(程(昭和四十一年徳島県企業管理

前号に掲げるもののほか、その性質又は内容により公印を押印することを要しな書簡、祝辞、弔辞その他公印を押印しないことを通例とする紙文書

ただし、第十一条第一項の規定による立案に係る浄書した紙文書については、この2 浄書した紙文書で公印を押印したものは、原議書と契印で割印しなければならなものとして経営企画戦略課長が別に定める紙文書 でない。 限い

*(*1)

りでない。 公印省略)」の表示をするものとする。ただし、次に掲げる紙文書については、この第一項ただし書の規定により公印の押印を省略する紙文書には、発信者名の下に「

第一項第一号に掲げる紙文書

県の機関に対する紙文書

要とされるものには、経営企画戦略課長が別に定めるところにより、電子署名を行わな法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行うことが必 ければならない。 した電子文書のうち電子署名 (電子署名及び認証業務に関する法律 (平成十二年

(公文書の発送)

第二十五条 ごとに取 りまとめて発送することが適当であるも 公文書の発送は、 主務課等において行うものとする。 のに 0 1 ては、 ただし、 経営企画戦略課に 紙文書で宛先 お

て行うことができる。

- 2 公文書を発送する者は、 次の各号に掲げる立案の区分に応じ、 それぞれ当該各号に定
- 一 第十一条第一項の規定による立案める処理を行わなければならない。 ること。 電子決裁· 文書管理シ ステムに発送日 [を登録 す
- かつ、立案文書に記入すること。第十一条第二項の規定による立案 発送日を電子決裁・ 文書管理 システム 登録
- 第十一条第三項の規定による立案 立案文書に発送日を登録 Ļ 又は 記入すること
- 営企画戦略 |企画戦略課長が||公印を押印しなど 別に定めるところにより、次に掲げるいずない公文書(次項に規定する電子文書を除く。 ずれかの方法に )の発送に つい よることが ては、 で
- 電子決裁 ・文書管理シ ス テムによる送信
- 電子メー ルによる送信
- による差雪が高方法のほか、県庁総合サーで、、・前三号に掲げる方法のほか、県庁総合サーで、、・運用する電磁的記録の送受信のためのシステムをいう。運用する電磁的記録の送受信のためのシステムをいう。 )による送信 ビスネットワー ク の管理者が
- による送信 県庁総合サービスネットワークの回線を利用する方法
- 五. ファクシミリによる送信
- 4 第四節 公文書の整理、保存及び移管又は廃棄よる送信その他の電気通信回線を用いる方法により行うものとする。前条第四項の規定により電子署名を行った電子文書の発送について 7 は、 電子 メ ル に

(公文書ファイル管理情報の登録等)

- 第二十六条 」という。)の登録を行わなければならない。 することができるよう、毎年度当初までに電子決裁・二十六条 主務課等の長は、全ての公文書をいずれか 保存場所その他の公文書ファイルの管理に必要な情報 ルの分類、名称、 保存期間、 保存期間の満了する日 報(以下「公文書ファイル管理情、保存期間が満了したときの措置 文書管理システムに公文書ファイ2の公文書ファイルにまとめ、管理 情報
- が生じたときは、 (保存のための整理) 生じたときは、電子決裁・文書管理システムにより修正するものとする。主務課等の長は、前項の規定により登録した公文書ファイル管理情報を亦 管理情報を変更する必 要
- 第二十七条 電子文書は、 廃棄の措置の別並びに年度ごとに公文書ファイ 公文書ファイル管理情報の分類及び保存期間が満了七条 電子文書は、主務課等において、電子決裁・ ルに整理するものとする。 したときの文書館への移管又は文書管理システムに保存するた
- 紙(様式第七号)に所要事項を記入して貼り付けるものとする。難いものについては、暦年)ごとに公文書ファイルにまとめ、その背表紙保存期間が満了したときの文書館への移管又は廃棄の措置の別並びに年度 紙文書は、 主務課等において保存のため整理し、 の措置の別並びに年度(年度により公文書ファイル管理情報の分類及び に文 へ書保 存

公文書の保存期間は、 三十年、 十年、 五年、 三年、 年及び 年未満  $\mathcal{O}$ 期

その 表第一に定めるところによる

- 必要な期間保存することができる。 の規定にか かわらず、常時使用する公文書につい ては、 保存期間を常用と設定し
- 前二項の規定は、 法令に別段の定め Oあ る 0
- 満の公文書にあっては当該公文書が作成され、又は取得された日の属する年度の翌年度第一項の保存其間のまました。 第一項の保存 期間 の起算日は、 保存期間 が 一年以 上 取得された日とする。 の四月一日とし、 OV: い公文書にあれては、適用が っし 保存期間 ては当該に が 公 一年未 文書が
- 5 とする。 ル にまとめら れた公文書  $\mathcal{O}$ 保 存
- 6 はファイル作成 の属する年度の翌年度の四月一日とし、 を公文書ファ 前項の保存 期間 日とする。 にまとめた日のうち最も早い日(以下の起算日は、保存期間が一年以上の公 保存期間が一年未満の の公文書フ ・「ファ 公文書ファイ イア ル作成日」という。)イルにあっては公文書 ルに あって 公文書

(公文書ファイ ル管理簿の 作成及び公表)

第二十九条 条例第七条第 公文書ファ 一項ただし書の公文書管理規程 (保存期間が 一年未満の で定め ものを除く。 る期間 一年とする。

ばならな の各号に掲 主務課等の長は、 11 げる事項を記載し イル た公文書ファイル管理簿 (様式第八号) を作成しなけれ ついて、

- 分類
- 名称
- 保存期間 保存 期間

 $\equiv$ 

- の満了する日
- 五四 保存期間が満了したときの 措置
- 保存場所
- ファイル 作成種 別日  $\mathcal{O}$ 属する年度
- 記録媒体
- 主務課等
- 3 に経営企画戦略課 主務課等の長は 長 に 送付 項の 規定によ しなければならな り公文書ファイ 11 0 ル 管理簿を作成したときは、 速や カン
- り公表しなければならない 事務部局 経営企画戦略課長 の例によ り一般の閲覧に供するとともに、 は 般の閲覧に供するとともに、インターネット、前項の規定により送付された公文書ファイ 「を利用する方法によれで でル管理簿を、知事の よの

(保存 公文書ファイ ルの保存)

第三十条 いて保存するも 保存公文書ファイル」という。主務課等の長は、公文書ファイ の長は、 のとする。 アイル )を公文書ファ (保存 期 間 が一年 1 ル 管理 未満 又 に定め は 常用 る保  $\mathcal{O}$ ŧ 存場  $\mathcal{O}$ を 新に <

(公文書ファイル の保存期間の延長)

を定めて、 の長は、次に掲げる保存公文書ファイ 保存期間を延長することが できる ル っいい て、 そ  $\mathcal{O}$ 必 要な 度

対象とな って 1 るも

- 7 いる不服申立て又は訴訟における手続上 の行為をするために必要とさ
- 求があ 0 公 例 (平成十三年徳島県条例 第 号 第六条第一 項に規定する公開
- 課等 前三号に掲 の長が認 めるも るも  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か 事務 処理上そ  $\mathcal{O}$ 保 存 期 簡 を延長する必要が あ ると主
- 間及び保存期間 報を変更するとともに、公文書ファイ 主務課等 電子決裁 の長は、 文書管理シ この満了 前項 する日を修正するも ステムにより当該保存  $\mathcal{O}$ 規定 E り保存 -ル 管 公文書 理簿 のとする。 全公文書ファイ の当該保存 アル Ź 公  $\mathcal{O}$ 文書ファ、保存期間 公文書ファイル管理情 イルに係る保存
- て貼り付けなければならない。 期間を延長したときは、 主務課等の長は、紙 文書に係る保存公文書ファイ 当該保存公文書ファイルの背表紙に、書に係る保存公文書ファイルについ 文書保存用紙を再度作 て第一項 の規定により保 存

(保存公文書ファイルの移管)

- 第三十二条 、徳島県立文書館長(以下「文書館長」という。ることと定められている保存公文書ファイルの保三十二条 経営企画戦略課長は、保存期間が満て 移管しなければならない。 ついて記載された公文書ファイル管理簿を送付し、 の保存期間が満了したときは、 満了したときの措置とし に対し、 文書館に移管する旨を通知 当該保存公文書ファイ て文書館 あらかじめ した上 に 移管す ルに で
- より文書館に移管されるときは、速やか主務課等の長は、当該主務課等におい 渡さなければならない。 に、当該保存公文書ファイて保存する保存公文書ファ ルイ を文書 館項 長の に規 引きに
- 3 」という。)を文書館長に提出しなければなら て、条例第十三条第一項第 「規則」という。 徳島県公文書等の管理に関する条例施行規則 制限を行うこと(以下「利用制限の 主務課等の長は、 )第五条の特定歴史公文書等 一項第一号に掲げる場合に該当するものとして文書館にお第一項の規定により文書館に移管される保存公文書ファイ 実施」という。)が適当であると認 ない の利用制限に係る意見書 (令和五年徳島県規則第四十二号。 める場合に 下 いて利用 は 下

廃棄予定の保存公文書ファイルの移管)

- 第三十三条 定められている保存公文書ファイル 書ファイ ルを廃棄しようとするときは しなけ 経営企画戦略課長は、 ればならない。 保存期間 は、廃棄しようとする日の九十日以上前までに文書の保存期間が満了した場合において、当該保存公文注存期間が満了したときの措置として廃棄することと
- しようとする保存 経営企画戦 しなけ ならない。 公文書ファ 前項の 1 規定に ールについ より協議 て記載された公文書ファイルり協議しようとするときは、 ル で理簿を文書 書館長 棄
- から移管するよう求めがあ 画戦略 たときの により当該保存公文書ファイ 一項の規定により協議 措置  $\mathcal{O}$ ったときは、 定めを変更させるとともに、 主務 L 課等 た保存 ル  $\mathcal{O}$ 公文書ファ の長にその旨を诵 公文書ファ 当該 1 保 ル 1 管 存 ル 知に 公文書 理情 しつ 報 電子 フ お ア け決

ルを文書館に移管させなければならな

- 4 されるときは、 主務課等の長は、 速やかに、これを文書館長に引き渡さなければなら 当該保存公文書ファイルの背表紙に文書保存用は、紙文書に係る保存公文書ファイルが前項の ない 項の規定により文書館に移管 紙を再度作 成 て貼 り付
- 5 ばならない。 主務課等の長は、 利用制限 の実施 が適当であると認める場合には 第三項の規定により文書館に移管される保存公文書 意見書を文書館長に提 フ ア 出イ 「しなけ ルに 9 れい

(保存公文書ファ の廃棄

- 第三十四条 について、 公文書ファイルを廃棄し、 当該保存公文書ファイ 経営企画 文書館長から廃棄することが適当である旨の通知があったときは、 戦ル 略課長は、前条第一項 ルの廃棄を指示しなければならない 又は当該保存公文書ファイルを保存する主務課等 の規定に ょ り協議 した保存公文書ファ の長に 当該保存 対
- を指示されたときは、 主務課等の長は、 前項の規定により経営企画戦略課長から保存公文書ファ 速やかに、 当該保存公文書ファイルを廃棄しなけれ んばな らな ル  $\mathcal{O}$ 廃棄 , \
- 3
- 了したときは、これを廃棄するものとする。 主務課等の長は、保存期間が一年未満の公文書ファィ規則第四条第一項の公文書管理規程で定める期間は、 主務課等の長は、 保存期間が一年未満の公文書フ 1 一年とする。 その 保 存 期 間 が
- 5 行うに当たっては、当該廃棄を行う公文書ファイルが不正に使用されることが経営企画戦略課長又は主務課等の長は、第一項、第二項及び前項の規定によ めに必要な措置を講じなければならな 十分に留意してこれを行うとともに、個人情報その他の非 公開情報の 湯えい  $\mathcal{O}$ 防止 ないよう り廃 のた 棄を

第五節 管理状況 の報告等

(管理状況の報告)

第三十五条 理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。 一年度、知事に報告しなければならない。 三十五条 経営企画戦略課長は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の

(公文書の庁外持出しの制限)

第三十六条 常災害に際し、 場合において経営企画戦略課長又は主務課等の長の承認を得たとき、 公文書は、 その保全のために庁外に持ち出 庁外に持ち出してはならない す場合は 0 ただし、 この 限 公務のために必要が りでな 又は火災その ある 他

(紛失等 への対応)

- 第三十七条 公文書ファ 紛失等」という。)が発生した場合三十七条 公文書ファイルについて 告しなければならない。 合には、その事実を知ったて紛失又は保存期間の満了 職 前 員の 不適切な廃棄 は、 直ち に責任者に (以下
- 責任者は、 の長及び経営企画 ルの紛失等による被害の 公文書フ 戦略課長に報 ア 1 拡大の防止等のために必要な措置を講ずるととも ルに 2 告し 1 て紛失等が発生した場合に なけ れ んばならな い は、 速やかに公文書フ に、 主務課 T

(点検及 び監

結果を経営企 画戦略課長に報告 公文書の管理状況に しなけ 0 いて、 ればならない 少なくとも毎年度一回、 点検を行

- 2 V. 経営企画戦略課長は、公文書の管理状況に その結果を企業局長に報告するものとする つい 少なくとも毎年度一回、 監 査を行
- 3 理について必要な措置を講ずるものとする。 経営企画戦略課長は、前二項の規定による点検又は監査 の結果を踏まえ、 公文書の 管

(研修)

- 第三十九条 る。 めに必要な知識及び技術を習得させ、 経営企画戦略課長は、 職員に対し、 又は向上させるために必要な研修を行うものとす 公文書の管理を適正 カコ つ効果的 に行 うた
- 2 所属長は、 前 項  $\mathcal{O}$ 研修に 職員を積極的に参加させなけ れ ば ならな 11

(補則)

第四十条 定める。 この規程 に定めるもの  $\mathcal{O}$ ほ カュ 公文書の管理に関 し必要な事項は、 企業局 長

# 附則

(施行期日)

施行する。 この訓令は、 令和六年四 月一日から施行する。 ただし、 次項の規定は、 公布  $\mathcal{O}$ 日 5

(準備行為)

- この訓令の施行の 公文書ファイ: (経過措置) 公文書ファ の日(以下「施行日」ル管理情報の登録その (以下 「施行日」という。 他この 訓令を施行  $\overline{\phantom{a}}$ 前においても行っを施行するために ても行うことができる。 に必要な準備 行為
- 3 た公文書については、 収受等に係る部分は、 改正後の徳島県企 業局公文書管理規程 施行日以後に受領する公文書につい なお従前の例による。 · (以下 「新規程」という。 、て適用し、 施行 の規定中公文書 1日前 に受領  $\mathcal{O}$
- 4 成し、又は取得する公文書につい ついては、なお従前の例による。 新規程の規定中公文書の整理、 て適用し、施行日前に作成し、又は取得し保存及び移管又は廃棄に係る部分は、施行 した 日 2公文書に1以後に作
- 5 当分の間、 新規程の様式に相当する改正前の徳島県企業局文書規程に定める様式 所要の調整をして使用することができるものとする。 に よる 用 は
- 6 定により一連番号を付されたものとみなす。 ては、令和六年一月一日から同年三月三十一日まで 改正前 の徳島県企業局文書規程第四条第四項第一号から第三号に規定する文 'の間 の文書に限り 新規程 の相 書 当規

(徳島県企業局公文書管理規程の廃止)

7 徳島県企業局公文書管理規 程 (平成二十三年徳島県企業管理規程第二号) は、 廃 止 す

# 別表第一(第二十八条関係

令等に関する公文一 条例、規程、訓	区分
関するもの 1 条例及び規程の制定又は改廃及びその経緯に	公文書の内容
三十年	保存期間

 四 質			<u>(</u>	こ定し	し他り	三	すか	及 )	ず議し	二								 書
質問等又は審議会県議会における			目についてノーコン言	公文書	して示す甚集の労他の実施機関に対いる	こよる自分せては複数の実施機関	l (	をがその圣章で男) の決定又は了解	ずるものを含む。議等(これらに準して権力される会	いで構成される会に果と市町村等の長い民議会、庁議、								
見及びそれに対する答弁に関1 県議会における質問又は意		もの気管ができ	21関基せす準他及数るむその					の糸糸り目できずり	の圣韋こ関するもの2 諸会議における決定及びそ	1 県議会の議案、報告案及び会			、重用方計等に関けるようの4.条例、規程及び訓令の解釈	ろもの。これである名の名があるもの。	又は女혼及がそり圣韋こ場計3 告示、要綱、要領等の制定		の糸糸に見ってせの	圣訓章令
特に重要なもの	ます 特に重要なもの 他 その他 で		$\mathcal{O}$	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの	特に重要なもの	報告案及び会議結果に関する	その他	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの	その他	軽易なもの	重要なもの	
十年	五年	五 十 三 五 十 三 年 年 年				三十年	五年	十年	三十年	三十年	五年	十年	三十年	三年	五年	十年	五年	三十年

												るケブ書	がその経緯に関すがその経緯に関す	権刊義务) 尋要を五 個人又は法人の				るケブ書	ら公女書 等の結果等に関す
	掲げるようの   6 行政代執行及びその経緯に		するもの	等り判央等及びそり圣韋こ関5 企業局を当事者とする訴訟		入てその糸糸に目でえずの	タバそり圣韋こ掲げるようり4 不服申立てに関する裁決等	関するもの	つどけや宦等をがそり圣韋こ3 補助金、交付金、貸付金等	もの 発展の倉電子に選手者の の 作用の倉電子に選手者の	つ削度の削没ては重用基準の2 補助金、交付金、貸付金等		緯に関するもの  ねんその糸	~ 1J		糸男に見ってもの	吉県こ場片なるの2 附属機関の審議の経過及び		するもの
その他	重要なもの	その他	軽易なもの	重要なもの	その他	軽易なもの	重要なもの	その他	重要なもの	その他	重要なもの	その他	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの
<u>十</u> 年	三十年	十年	五年	三十年	十年	五年	三十年	五年	十年	五年	十年	五年	十年	三十年	三年	十年	三十年	三年	五 年

に関する公文書	等					公文書の目でえ	多犬兄等こ割ける 一七 予算、決算、財								目がってくりてく言言	大 職員の人事等に		
緯に関するもの 辞画又は方針の策定及びその経	企業局の経営又は事業に関する	3 監査又は検査に関するもの		2 収入又は支出に関するもの		るもの 見著名沙グでその糸糸に見っ	オ务犬兄及がそり圣韋こ曷け1.予算編成若しくは決算又は			A A B TO SA A A	上等こ引けること 番員の服務、研修、福利厚	4 職員の給与、旅費等に関するも	3 職員の出張、特殊勤務、時間	2 職員の履歴に関するもの	り目でえずり	こ剥けるようり1の職員の任免、分限及び懲戒	言に見らってもの	言こ掲げる507 行政上の指導、勧告又は助
重要なもの	特に重要なもの		その他	重要なもの	その他	重要なもの	特に重要なもの	その他	軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの	9 4 0	間外勤務等の命令		その他	重要なもの	その他	重要なもの
十年	三十年	五年	五年	十年	五年	十年	三十年	五年	一年	十年	三十年	五年	五年	三十年	五年	三十年	五年	十年

				文書の見るなど	は研究こ関する公十二 調査、統計又				る公文書十一 表彰等に関す					公文書	、管理等で見ける十一局有財産の取得		うるクラ言	する公女書九 事業の実施に関	
		2 調査、統計又は研究に関す		d O	もの 1 県民の意識調査等に関する		い見てえずの	こ掲げる.つり2 表彰又は褒賞及びその経緯	経緯に関するもの1.叙位、叙勲又は褒章の候補者の選考及びその		0	2 局有財産の管理に関するも		てその糸糸に見てるもの	がその圣韋こ曷けるふり1 局有財産の取得又は処分及		するもの	<ul><li>正事等の実施及がその圣韋こ園事業に係る計画、調査、設計、</li></ul>	
その他	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの	特に重要なもの	4の選考及びその	その他	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの	特に重要なもの	その他
三年	十年	三十年	五年	十年	三十年	五年	十年	三十年	三十年	五年	十年	三十年	五年	十年	三十年	五年	十年	三十年	五年

				十六 その他			り見ってくノース言	十五の文書の管理			映した公文書	大比スは世間を反十四 政治、社会、	文書	十三・請願、陳情、
				のある。というでは、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番			管理 北池 川間 できずる	デ里犬兄こ見ける。pp 公文書の移管若しくは廃棄又は	るものは重大な事件、事故等に関するもの	こ 見恵 ここて見莫など言章て2	ディーを下い見ってるもの	式、丁事等こ別けるようり1 企業局に関連した重大な儀	もの。多当、本能等に関うる	0)
必要があると認一年間保存する	められるもの三年間保存する	五年間保存する と認	められるもの 必要があると認	認められるもの三十年間保存す	その他	軽易なもの	重要なもの	特に重要なもの	その他	重要なもの	その他	重要なもの	その他	重要なもの
一年	三年	五年	十年	三十年	五年	一年	十年	三十年	十年	三十年	十年	三十年	三年	五年

備考		
公文書に係る事務を分掌し、		
だり。引引、「記引りよ!! 引見し、又は総括する所属以a		
又は総括す		
る所属以		
又は総括する所属以外の所属においては、この表	認められるものる必要がないと	められるもの
は、この表	一年未満	

衣に

# 達 番 号 簿

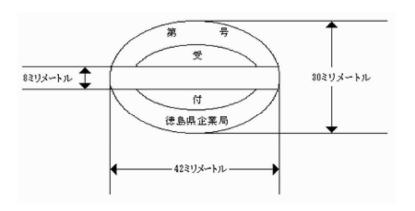
番号	年月日	件	名	宛	先
			~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		<b>~~~~~</b>
<b></b>	······································	······	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	<b>,</b>	~~~~~

# 文書発送番号簿

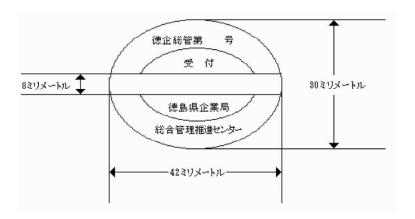
文書番号

					1	
番号	年月日	宛	先	差出人	件	名
О						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						

# 様式第3号(第7条関係)



# 様式第4号(第7条関係)



# 様式第5号(第7条関係)

# 特殊文書受付簿

収受年	月日		種				類		引受局番号	差	出	人	宛	先	備	考
•	•	1	2	3	4	5	6	7								
•	•	1	2	3	4	5	6	7								
•	•	1	2	3	4	5	6	7								
•	•	1	2	3	4	5	6	7								
•	•	1	2	3	4	5	6	7								
•	•	1	2	3	4	5	6	7								

注 「種類」欄は、1 は配達証明郵便を、2 は特別送達郵便を、3 は書留郵便(配達時間帯指定郵便に限る。)を、4 は現金書留郵便(3 を除く。)を、5 は簡易書留郵便を、6 は書留郵便(1 から5 までを除く。)を、7 は電報をそれぞれ示し、該当するものの数字を〇で囲むこと。

# 様

<b>ま式第6号</b> (第	第11条、第	第15条関係)				
分類記号			保存	子 其	明 間	
保存期間の			保存其	明間な	ぶ満了	
満了する日			したと	: きの	り措置	
公開・非公 開 の 区 分			非公	開の	理由	
件 名						
立案日	年	月 日	発種		送 別	普通・速達・書留( )・ファクシミリ・ 電子メール・その他( )
決 裁 日	年	月 日	7里		11.1	
発 送 日	年	月 日	施 の	行注	上 意	登録例文・共通例文・公印省略・ その他()
審查	浄 書	公印使用	立	案	者	(所属) 職 氏名印 内線()
(決裁欄)						

# **様式第7号**(第27条、第31条、第33条関係)

文 書 保 存 用 紙

ファイル作成年度
A WHILL
公文書ファイル名
保存期間
保存期間の満了する日
保存期間が満了したときの措置
形尼夕
所属名

# 様式第8号(第29条、第31条、第32条、第33条関係)

# 公文書ファイル管理簿

ファイル 作成日の 属する年度	第1分類	第2分類	第3分類 (公文書ファイル名)	保存期間	保存期間の満了する日	保存期間が 満了した ときの措置	保存場所	記録媒体の種別	所属名	
						<u> </u>			~~~~~~~	

# 徳島県企業局訓令第二号

局中一般

徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県企業局長 上 田 輝 明

徳島県企業局事務決裁規程(昭和五十四年徳島県企業1徳島県企業局事務決裁規程の一部を改正する訓令

に改正する。 (昭和五十四年徳島県企業局訓令第五号)  $\bigcirc$ 部を次のよう

別表第五第十号中「特殊自動車等運転作業及びダム管理責任業務」第六条の四第一項中「経営戦略部」を「企画総務部」に改める。

転作業、ダム管理責任業務及び災害時支援業務」に改める。 を 「特殊自動車等運

# 附 則

- 公布の日から施行する。 この訓令は、令和六年四月一 日から施行する。 ただし、 別表第五第十号の改正規定は
- 2 改正後の別表第五第十号の規定は、 令和六年一月一日 から適用する。

# 徳島県企業局訓令第三号

般

徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県企業局長 上 田 輝 明

に改正する。 徳島県企業局安全衛生規程(昭和六十二年徳島県企業局訓令第一号)徳島県企業局安全衛生規程の一部を改正する訓令 *⊕* 部を次のよう

第八条の次に次の二条を加える。

(化学物質管理者)

**第八条の二** 省令第十二条の五第一項本文又は第二項本文に規定する事業場に該当する本 局及び事業所に化学物質管理者を置く。

2

3 管理する。 する化学物質の管理又は同条第二項に規定する表示等及び教育管理に係る技術的事項を化学物質管理者は、当該本局又は事業所における省令第十二条の五第一項各号に規定員のうちから、当該本局又は事業所の安全衛生管理者が選任する。化学物質管理者は、省令第十二条の五第三項第二号イ又は口に掲げる者に該当する職

(保護具着用管理責任者)

- 2 保護具着用管理責任者は、省令第十二条の六第二項第二号に掲げる者に該当する職員第八条の三 前条第一項に規定する本局及び事業所に保護具着用管理責任者を置く。 のうちから、 当該本局又は事業所の安全衛生管理者が選任する。
- 3 に掲げる事項を管理する。 保護具着用管理責任者は、 当該 本局又は事業所に おける省令第十二条の六第一 項各号

訓令は、 令和六年四月一 日 から施行する。

# 徳島県病院局管理規程第六号

徳島県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

北 畑 洋

徳島県病院局組織規程 (平成十七年徳島県病院局管理規程第二号) の一部を次のように

改正する。

第八条第三項の表中

長 感染症制御センタ

> 中央病院 上司の命を受け 感染症制御

を総括する。

センターに属する業務

を

感染制御センター長 中央病院

上司の命を受け、

感染

総括する。

制御セ レンター に属する業務を

に改め、 次のように加える。

する。上司の命を受け、手術センターに属する業務を総括	三好病院	手術センター長
括する。 上司の命を受け、呼吸器センターに属する業務を総	三好病院	呼吸器センター長

徳島県病院局管理規程第七号

徳島県病院局車両管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局車両管理規程の一部を改正する規程

ように改正する。 徳島県病院局車両管理規程(平成十七年徳島県病院局管理規程第十一号) の一部を次の

ಠ್ಠ 第二十三条第二号中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改め

徳島県病院局管理規程第八号

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

ように改正する。 徳島県病院局職員給与規程 ( 平成十七年徳島県病院局管理規程第十四号 ) の一部を次の

第六条に次の一号を加える。

九 ドクターカー搭乗救急医療手当

第十条第六項中「千六百二十円」を「千六百二十円(別に管理者が定める場合にあっ 7

は 三千二百四十円)」に改め、同条第七項を次のように改める。

が定める場合にあっては、当該各号に定める額に当該額の百分の百に相当する額を加算 した額とする。 一回につき、次に掲げる区分に応じ、 医療等業務手当 (第一項第四号に掲げる場合に係るものに限る。 当該各号に定める額とする。 ) の額は、 ただし、 別に管理者 その待機

- 一 待機時間が十八時間を超える場合 千二百二十円
- 二 待機時間が五時間未満の場合 四百十円
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 八百十円

第十条第九項を次のように改める。

- つき、 医療等業務手当(第一項第六号に掲げる場合に係るものに限る。 次に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める額とする。 の額は、 一時間に
- 宿直体制に係る勤務において救急患者等対応業務に従事した場合 六千三百円
- 日直体制に係る勤務において救急患者等対応業務に従事した場合 七千円
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 三千八百円

第十二条の三の次に次の一条を加える。

(ドクターカー搭乗救急医療手当)

第十二条の四 支給する。 よりドクターカーに搭乗し、 ドクターカー搭乗救急医療手当は、職員が県又は消防機関等からの要請に 現場又は搬送途上において、患者の救護に従事したときに

2 ドクターカー搭乗救急医療手当の額は、業務に従事した日一日につき三百五十円とす

手当」に改める。 交渉業務手当、航空機搭乗業務手当、災害応急業務等手当及びドクターカー 搭乗救急医療 第十四条第三項中「用地取得等交渉業務手当及び災害応急業務等手当」を「用地取得等

第二十二条第二項第一号ロ中「二万五千円以内」を「二万三千円以内」に改める。

第二十二条第二項第四号中「前三号」を「前四号」 に改め、 同号を同項第五号とし、 同

項第三号の次に次の一号を加える。

段として次のように加える。 附則第三項中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」 看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿日直勤務 七千四百円 に改め、 同項に後

この場合においては、第十五条第二項の規定は、適用しない。

六条の二第一項の歯科医師を除く。)」に改め、同項に次の一号を加える。 を「医師 ( 医師法第十六条の二第一項の医師を除く。 附則第三項第一号中「医師又は歯科医師(医師法第十六条の二第一項の医師を除く。 ) 又は歯科医師 (歯科医師法第十

職員の日直勤務に準じた勤務に服したとき。 歯科医師法第十六条の二第一項の歯科医師に限る。 病院に勤務する医師(医師法第十六条の二第一項の医師に限る。 )が正規の勤務時間外において、 ) 又は歯科医師 (

中 附則第四項第一号中「一万八千六百円以内」を「一万二千四百円以内」に、 一万三千五百円以内」を「九千円以内」に改め、同項に次の一号を加える。 同項第二号

四 前項第三号に掲げる場合 勤務一回につき五千円

附則第八項から第十項までを削る。

- 別表第一イの表中 本局の次長又は病院の事務局長の職務
- 困難な業務を行う本局の課長又は病院の事務局次長の職務」 を
- 「 1 病院の事務局長の職務

に改める。

2 困難な業務を行う本局の課長又は病院の事務局次長の職務」

別表第三本局の項中 政策調查幹 票表 次長 政策調査幹  $|\Pi|$ 櫯 に 杠 種 を

 $\neg$ 

同表中央病院の項中 院長補佐 剛院長 薬剤局長 事務局次長 看護局長 副院長(地域連携 事務局長 副院長 (診療部門担当) 副院長 (医療安全担当) 医療局次長 医療技術局長 医療局長 (働き方改革・ 医療D 経営担当) X描当) 四種  $|\Pi|$ 益.

を

六種	薬剤局次長看護局次長
	医療技術局次長
	医療局の部長

院長補佐 看護局長 医療局長 副院長 事務局次長 薬剤局長 看護局次長 医療技術局次長 薬剤局次長 医療局の部長 医療局次長 医療技術局長 副院長(看護部門統括担当) 事務局長 副院長(研修・教育担当) 副院長(働き方改革・救急医療担当) 副院長(地域連携・診療部門担当) (浴亭 医療DX担当) 六種 四種 三種 種 ĺĆ

同表三好病院の項中

 $\neg$ 

医療局長 医療局の部長 医療技術局長

四種

を

 $\neg$ 

看護局長

四種

に改める。

院長補佐 医療局長 医療局次長

医療局の部長

医療技術局長

2 1

る業務を行った職員については、なおその効力を有する。 改正前の附則第八項から第十項までの規定は、この規程の施行の日前に同項に規定すこの規程は、令和六年四月一日から施行する。 附 則

# 徳島県病院局訓令第二号

令和六年三月二十九日徳島県病院局センター設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

畑 洋

 $\mathcal{O}$ 一部を次のよ

うに改正する。

別表中央病院の項中 「脳神経センター」を「呼吸器センター」に改める。「脳神経センター」に改める。「感染症制御センター」を「感染制御センター」に改める。

別表三好病院の項中「脳神経センター」を

手術センター

この訓令は、 **附 則** 令和六年四月一日から施行する。

徳島県病院局安全衛生規程 の 一 部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県病院事業管理者 北畑 洋

徳島県病院局安全衛生規程の一部を改正する訓令

改正する。 徳島県病院局安全衛生規程 (平成十七年徳島県病院局訓令第五号) の一部を次 のように

第七条の次に次の二条を加える。

(化学物質管理者)

第七条の二 省令第十二条の五第一項本文又は第二項本文に規定する事業場に該当する各 病院に化学物質管理者を置く。

- 2 員のうちから、当該各病院の安全衛生管理者が選任する。化学物質管理者は、省令第十二条の五第三項第二号イ又はロ に掲げる者に該当する職
- 3 物質の管理又は同条第二項に規定する表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理する 化学物質管理者は、当該各病院における省令第十二条の五第一項各号に規定する化学

(保護具着用管理責任者)

第七条の三 前条第一項に規定する各病院に保護具着用管理責任者を置く。

- のうちから、 保護具着用管理責任者は、 当該各病院の安全衛生管理者が選任する。 省令第十二条の六第二項第二号に掲げる者に該当する職員
- 3 項を管理する。 保護具着用管理責任者は、 当該各病院における省令第十二条の六第一項各号に掲げる

# 附則

# 徳島県教育委員会規則第四号

徳島県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九 日

徳島県教育委員会教育長

徳島県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規 鴚

(徳島県教育委員会行政組織規則の一部改正)

徳島県教育委員会行政組織規則 (昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号)

部を次のように改正する。

策課」を加える。 を「義務教育課、 第五条第一項中「コンプライア 高校教育課」に改め、「人権教育課」コンプライアンス推進室」を「教育D の下に「、 に、 いじめ・ 「学校教育課 不登校対

第五条の二の表を次のように改める。

教育政策課 コン	課
コンプライアンス推進室	室

号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、 」を削り、同号を同条第二十二号とし、同条中第二十四号を第二十三号とし、 号とし、第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、 二十一号」を「第二十号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十七号を第十六 をいう。以下この章」に改め、 「教育政策課及び施設整備課」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十六号中「第 第六条第八号中「室及び課内室を含む。 同条第十四号を削 以下この節」を「第五条第一項に規定する課 同条に次の一項を加える。 り、 同条第十五号中「施設整備課」を 同条第二十三号中「事務局 第二十五

- コンプライアンス推進室の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 職員」という。) 事務局の職員、 県立学校の職員、 のコンプライアンス意識の醸成等に関すること。 県費負担教職員及び教育機関の職員 以下
- 二 委員会に対する公益通報 (公益通報者保護法 (平成十六年法律第百二十二号) 第 二条第一項に規定する公益通報をいう。 の適正の確保等に関するものの処理に関すること。 )その他の通報のうち、 教職員の職務執行
- その他コンプライアンスの推進に関する事務で他課の分掌に属しないこと。
- 兀 地教行法第二十六条の規定に基づく点検及び評価に関すること。
- 五 徳島県教育振興計画 の推進及び進行管理に関すること。

第六条の二を次 のように改める。

(教育DX推進課の分掌事務)

第六条の二 Xの総合的な企画及び調整に関すること。教育DX推進課の分掌事務は、次の各号に 各号に掲げるとおりとする。

- 教育
- ICT教育 に関すること。
- $\equiv$ 教職員 のICT活用指導力の向上に関すること。
- ステ 発及 び運用管理に関すること。

情報モラル及び情報セキュリティに関すること。

第六条の四第九号中「特別支援教育課」を「教育創生課及び特別支援教育課」 に改め

第九条を次 のように改める。

(義務教育課の分掌事務)

第九条

- 。)の学校教育の総合的な企画及び調整に関すること(他課の分掌に属するも 除く。)。 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び幼稚園(以下「小学校等」という義務教育課の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 小学校等の学習指導及び行動支援に関すること(他課の分掌に属するものを除小学校等の教育課程に関すること(他課の分掌に属するものを除く。)。小学校等の設置及び廃止に関すること。
- 六 小学校等の学校図書館その他の教育環境の整備計画指導に関すること。小学校等の教科書その他の教材及び教具に関すること。
- 七 小学校等 の教育研究指定校等に関すること(他課 の分掌に属するものを除く。
- 分掌に属するものを除く。)。 小学校等の教職員、 児童及び生徒の研究物及び作品の選賞に関すること (他課
- 九 県立中学校及び県立中等教育学校の ること。 前 期課程の生徒の 入学、 転学及び退学に関
- 十一 小学校等の外国語教育に関すること。 十 その他小学校等の管理運営に関することで他課 の分掌に属 しないこと。

- + + = =
- 十四四 小学校等の教育研究団体に関すること。小学校等の消費者教育に関すること。小学校等の文化教育に関すること。小学校等の国際理解教育に関すること。小学校等の国際理解教育に関すること。
- 十五
- 著作権に関すること。
- 徳島県藍青賞規則(平成五年徳島県教育委員会規則第七号) に基づく藍青賞の
- 授与に関すること。
- 一定第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。義務教育課及び高校教育課の庶務事務の処理に関すること。
- 第九条の二を第九条の三とし、 の一条を加える。

(高校教育課の分掌事務)

第九条の二 高校教育課の分掌事務は 、次の各号に掲げるとおりとする

- 育の総合的な企画及び調整に関すること(他課 高等学校及び中等教育学校の後期課程(以下 の分掌に属するものを除く。「高等学校等」という。)の
- 高等学校等の設置及び廃止に関すること。
- 三 高等学校等の教育課程に関すること(他課の分掌に属するものを除く。
- の学習指導に関すること (他課  $\mathcal{O}$ 分掌に属するもの かを除く。)。

六 高等学校等の学校図書館その他の教育環境の整備計画指導に関すること。高等学校等の教科書その他の教材及び教具に関すること。

七 高等学校等の教育研究指定校等に関すること (他課 の分掌に属するものを除

に属するものを除く。)。 高等学校等 の教職員及び生徒 0 研究物及 び作品  $\mathcal{O}$ 選賞に 関すること 他 課 0 分掌

九 関すること。 県立高等学校及び県立中等教育学校の後期課程 の課程、 学科等の設置及 び廃止

すること。 県立高等学校及び県立中等教育学校の 後期課程 の生徒の入学、 転学及び退学に

寄宿舎(徳島県立高等学校総合寄宿舎を含み、 特別支援学校  $\mathcal{O}$ 寄宿舎を除

の管理運営に関すること。

十 二 その他高等学校等の管理運営に 関することで他課の分掌に属し ないこと。

十三 高等学校等の外国語教育に関すること。

十四四 高等学校等の国際理解教育に関すること。

十五 高等学校等の文化教育に関すること。

高等学校等のキャリア教育に関すること。

十七 高等学校等の消費者教育に関すること。

高等学校等の教育研究団体に関すること。

第十条第一項に次の一号を加える。

人権教育課及びいじめ・不登校対策課 の庶務事務  $\tilde{O}$ 処理に関すること。

第十条の二 一 いじめ問題対策及び不登校支援の総合的な企画及び調整に関すること。十条の二 いじめ・不登校対策課の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりよ(いじめ・不登校対策課の分掌事務)第十条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。 の各号に掲げるとおりとする。

生徒指導に関すること。

第十四条中「事務局の」及び「室並びに」を削 る。

第十五条の二中「ときは、」の下に「事務局に」を加える。

を削り、 長補佐の項中 主事の項及び主事の項中「又は技術」を削る。 要施策又は」 GA・消費者教育担当室長の項を削り、同表主幹の項中「事務局又は」を削り、 向上推進室長の項、いじめ問題等対策室長の項、グローバル・文化創造幹の項及びGI第十六条の表室長の項組織の欄及び職務の欄中「室」を「課内室」に改め、同表学力 同表室長補佐の項中「室及び」を削り、「重要施策若しくは」を「委員会の重 に改め、 「重要施策若しくは」を「委員会の重要施策又は」に改め、「又は技術」 「又は技術」を削り、同表主査の項、 主席  $\mathcal{O}$ 項、 主任の項、 同表課

)」を削

第十九条の見出し中「等」を削り、同条第一項中第四号を削第十七条中「及び室長(同条に規定する室長をいう。)」を 第六号を第五号とし、 し中「等」を削り、同条第一 同条第二項を削る。 ŋ 第五号を第四号とし

第八号を第六号とし、 「業務」を「分掌事務」に改め、  $\mathcal{O}$ 一項を加える 第五号及び第六号を削り、 第七号を第五

前条に規定する課 の分担事務は、 総合教育センター の所長が定めるものとする。

第二十一条から第三十一条までを次のように改める。

(所属職員の分掌事務)

第二十一条 が定めるものとする。 総合教育センター に所属する職員の分掌事務は、 総合教育セン  $\mathcal{O}$ 所長

# 第二十二条から第三十一条まで 削除

該機関」を「当該教育機関」に 第三十三条第一項中「同表の相当」を「それぞれ同表の」に改 改める。 同条第二項 中

を削り、 を「教育機関の重要施策又は重要事業の推進に関する事務」に改め、 事務」を削り、 表課長補佐の項中「特に高度の知識又は経験を必要とする事務、技術又は専門的事 第三十四条の表企画幹の項及び主幹の項中 同表主査の項中 同表主席の項及び主任の項中「又は技術若しくは専門的事務」を削 「又は技術」を削り、 「当該」を削 同表係長の項中「当該」及び り、同表室長 同表室長補佐  $\mathcal{O}$ 「又は係の 削 り、 の項

中 第三十六条中「、庶務」を「及び庶務」に改同表主事の項中「又は技術」を削る。 「学校教育課」を「高校教育課」に改める。 め、 同条の表徳島県学校運営協 議会  $\mathcal{O}$ 項

議会の項中「いじめ問題等対策室」を「いじめ・不登校対策課」 会の項中「学力向上推進室」を「義務教育課」に改め、 第三十七条中「、庶務」を「及び庶務」に改め、 同条の表徳島県教科用図書選定審議 同表徳島県い に改 かる じめ問題等対策審

(徳島県教育委員会職員服務規則の一部改正)

第二条 徳島県教育委員会職員服務規則 (昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号)  $\mathcal{O}$ 

一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

第三条 徳島県教育委員会関係職員表彰規程 (昭和四十三年徳島県教育委員会規則第 뭉

の一部を次のように改正する。

三項」に改める。 の他の教育機関の長並びに」を「所属長及 第五条第一項中「徳島県教育委員会事務局の課長、 Ű に、 「第二条」を「第二条第二項又は第 室長及び課内室長、 県立学校長そ

部を次のように改正する。 **3条** 徳島県教職員被服等貸与規則(昭和四十六年徳島県教育委員会規則第十号)(徳島県教職員被服等貸与規則の一部改正)  $\mathcal{O}$ 

四十五年徳島県教育委員会規則第四号)第五条第一項に規定する課をいう。 第四条第一項中「教育委員会事務局」を「課(徳島県教育委員会行政 る。 組織 以下 規則 同じ。

に改め、 「並びに県立学校」を削り、 それぞれ課及び 教育機関 同条第二項を次のように改め ラ

 $\mathcal{O}$ 

長をも

0 て充

責任者は、

規則 令和六年四月一日から施行する。

関般

育 機

機構改革に伴う関係訓 令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十 九 日

徳島県教育委員会教育長

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(徳島県教育委員会公印規程の一部改正)

徳島県教育委員会公印規程 (昭和三十六年徳島県教育委員会訓令第十八号)の一

部を次のように改正する。

第二条中「、 《中「教育長印、」を「教育長印及び」に改め、「及び副教育長印」を削室長印及び室印」を削り、「失い」を「失い、」に改める。

に、 二項中「、室長印及び室印」及び「、室長」を削り、「当該教育機関」を「教育機関」 とをいう。 第四条第一項中「教育長印、 同条第一 「改刻 「管守し」を「管守し、」に、「新調 以下同じ。)」を「廃棄を」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第 し及び新調」を「及び新調、改刻又は廃棄を」に改め 項の次に次の一項を加える。 (行政組織の改廃等のため新規に作成するこ 同項を同条第三項と

するものとする。 行政組織の改廃等のため新規に作成することをいう。 副教育長印は、 教育政策課長がこれを管守し、及び副教育長の承認を受けて新 以下同じ。 改刻又は廃棄を 調

九条中 「第四条第三項の規定により管守責任者の」 「公印並びに」を「公印、 \_ に、「管理 L を を 「管理し、 「その」に、 に改める。 「当る」を 当

别 表 中 /供 委員会×× 徳島県教育  $(20 \times 20)$ 室長印 AII  $\forall$ 丑 及び  $\forall x = x$  $(30 \times 30)$ 表具 馬県  $\times$ 学 を削 る

(情報公開及び個 人情報保護に関する事項の専決 の特例に関する規程の一部改正

島県教育委員会訓令第二号)の 情報公開及び個人情報保護に関する事項の専決の特例に関する規程 一部を次のように改正する。 (平成元年徳

り、 )第五条第一項に規定する課及び同規則第五条の二に規定する課内室をいう。以下同じ を「課等(徳島県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号 八十二条」を )の長及び」に改め、「及び徳島県立学校(以下 本則中「徳島県教育委員会事務局の課(室及び課内室を含む。 「課、」を「課等及び」に改め、 「第八十二条第 一項及び 第二項」 「及び県立学校」を削り、本則の第立学校(以下「県立学校」という。 に改め、 同号3中 以下同じ。) 本則の第三号1中 「第九十三条」を )の長」を削 の長、」 一「第 「第

二項」 九十三条第一項及び第二項」に改め、同号4中「第百一条」を「第百一条第一項及び第 に改め、 本則の第四号を本則の第五号とし、 本則の第三号の次に次の一号を加え

第一 個人 項の規定による登録 の保護に関す る法律施行条例 (令和四年徳島県条例第五十五号) 第三条

(徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正)

第三条 の一部を次のように改正する。 徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程 (平成六年徳島県教育委員会訓令第一

(徳島県教育委員会法令審査会規程の一部改正)第二条第五号中「第五条」を「第五条第一項」 に改め、 「及び室」を削

第四条 徳島県教育委員会法令審査会規程 (平成六年徳島県教育委員会訓令第三号)  $\mathcal{O}$ 

部を次のように改正する。

める。 室を含む。以下同じ。)」を「第一項に規定する課」に、 第三条第三項中「教育委員会規則」を「徳島県教育委員会規則」 「及び」 を「その他の」に改 に、 「に掲げる課

(徳島県教育情報ネットワーク運営規程の一部改正

第五条 徳島県教育情報ネットワーク運営規程(平成十八年徳島県教育委員会訓令第八 묶

の一部を次のように改正する。

第五条第一項」に改め、「室並びに」を削り、同条第七号中「徳島県立総合教育センタ 二条に規定する徳島県立学校」に、「三月三十一日」を「徳島県」に、「第五条」を「第二条第六号中「三月二十一日」を「徳島県」に、「第一条に規定する学校」を「第一条中「、教育情報ネットワーク」を「「教育情報ネットワーク」」に改める。 所長」を「教育DX推進課長」に改める。

(徳島県教育委員会公文書管理規程の一部改正)

第六条 徳島県教育委員会公文書管理規程 (令和六年徳島県教育委員会訓令第一号)  $\mathcal{O}$ 

部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び室」を削る

第四条第二項中 」を削る。 「(組織規則第五条に規定する室にあっ ては、 当該室の長が指定する

# 徳島県教育委員会訓令第四号

各 育 関

徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和六年三月二十九 日

榊 浩

徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令徳島県教育委員会教育長

部を次のように改正する。 徳島県教育委員会職員安全衛生管理規程 (平成六年徳島県教育委員会訓令第一 号)  $\mathcal{O}$ 

第八条の次に次の二条を加える。

(化学物質管理者)

第八条の二 務局各課、 教育機関及び県立学校に化学物質管理者を置く。 省令第十二条の五第一項本文又は第二項本文に規定する事業場に該当する事

- 2 員のうちから、当該事務局各課、 化学物質管理者は、省令第十二条の五第三項第二号イ又はロに掲げる者に該当する職 教育機関又は県立学校の安全衛生管理者が選任する。
- に係る技術的事項を管理する。 五第一項各号に規定する化学物質の管理又は同条第二項に規定する表示等及び教育管理 化学物質管理者は、 当該事務局各課、 教育機関又は県立学校における省令第十二条の

(保護具着用管理責任者)

第八条の三 責任者を置く。 前条第一項に規定する事務局各課、 教育機関及び県立学校に保護具着用管 理

- のうちから、 うちから、当該事務局各課、教育機関又は県立学校の安全衛生管理者が選任する。保護具着用管理責任者は、省令第十二条の六第二項第二号に掲げる者に該当する職員
- 二条の六第一項各号に掲げる事項を管理する。 保護具着用管理責任者は、 当該事務局各課、 教育機関又は県立学校における省令第十

 $\mathcal{O}$ 令は、則 令和六年四月 日 カ ら施行する。

# 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により、令和5年10月22日執行の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における候補者の選挙 運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和6年3月29日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会 委員長 中田 丑五郎

# 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年10月22日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 39,242,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	広 田 一	所 属 党 派 無所属	令和5年9月22日から 期間 令和5年11月2日まで
出納責任者氏名	岡田多恵	•	第1回分

	八			支出
主たる寄附(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	713,000 円
鳴川 康也 柴田 恵子 広田一改新の 会	団体職員 無 職 政治団体	100,000 円 200,000 円 340,049 円	家屋費 選挙事務所費 集合会場費	502, 189 円 340, 049 円 162, 140 円
立憲民主党徳 島県総支部連	政 党 の	230, 232 円	通信費	8, 156 円
合会			交通費	175, 440 円
			印刷費	2,911,432 円
			広告費	3, 157, 393 円
			文具費	133,812 円
			食糧費	258, 849 円
			休泊費	0 円
			雑費	279, 443 円
その他の寄附 その他の収入 今回計 前回計 総 計	1件	20,000 円 8,000,000 円 8,890,281 円 0 円 8,890,281 円	今回計 前回計 総 計	8, 139, 714 円 0 円 8, 139, 714 円

	項目	金	額
	選挙運動用通常葉書の作成		330, 226円
	ビラの作成		878, 700円
	ポスターの作成		1,531,200円
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		337,839円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		428, 404円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		404,770円
	政見放送のための録画等		0円
	計		3,911,139円

報告書受理年月日	第1回 報告分
----------	---------

# 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年10月22日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 39,242,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	西 内 健	所 属 党 派 自由民主党	令和5年9月25日から 期間 令和5年11月2日まで
出納責任者氏名	髙橋裕忠		第1回分

	八			支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	2,604,000 円
自由民主党徳島 県支部連合会 自由民主党高知	政   党     政   党	1, 242, 473 円 7, 362, 489 円	家屋費 選举事務所費 集合会場費	505, 360 円 166, 200 円 339, 160 円
県参議院選挙区 第一支部			通信費	1, 126, 696 円
			交通費	883, 100 円
			印刷費	57, 275 円
			広告費	1,089,086 円
			文具費	193, 027 円
			食糧費	655, 887 円
			休泊費	809, 720 円
その他の寄附その他の収入		0 円 0 円	雑費	680, 811 円
今回計 前回計 総 計		8, 604, 962 円 0 円 8, 604, 962 円	今回計 前回計 総 計	8, 604, 962 円 0 円 8, 604, 962 円

	項目	金	額
	選挙運動用通常葉書の作成		0円
	ビラの作成		0円
	ポスターの作成		0円
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円
	政見放送のための録画等		0円
	計		0円

報告書受理年月日	令和5年11月6日	第1回 報告分	
----------	-----------	---------	--

# 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和5年10月22日執行 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 39,242,200 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	西 内 健	所 属 党 派 自由民主党	令和5年11月14日から 期間 令和5年11月15日まで
出納責任者氏名	髙橋裕忠		第2回分

·					
収入 主たる寄附			支出		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0 円	
自由民主党高知 県参議院選挙区 第一支部	政 党	40,922 円	家屋費 選举事務所費 集合会場費	0円 0円 0円	
			通信費	40, 247 円	
			交通費	0 円	
			印刷費	2,944,750 円	
			広告費	4, 466, 164 円	
			文具費	0 円	
			食糧費	0 円	
			休泊費	0 円	
その他の寄附 その他の収入		0 円 0 円	雑費	675 円	
今回計前回計総計		40, 922 円 8, 604, 962 円 8, 645, 884 円		7, 451, 836 円 8, 604, 962 円 16, 056, 798 円	

支出のうち公費負担相当額	項目	金	額
	選挙運動用通常葉書の作成		337,875円
	ビラの作成		1,063,575円
	ポスターの作成		1,543,300円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		339,678円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		428,808円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		286,678円
	政見放送のための録画等		3,411,000円
	計		7,410,914円

報告書受理年月日	令和5年11月21日	第2回 報告分	
----------	------------	---------	--

徳島県人事委員会規則の読点の表記に関する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

徳島県人事委員会規則一 二二

徳島県人事委員会規則の読点の表記に関する規則

この規則の施行の際現に公布されている徳島県人事委員会規則において読点として表記

この規則は、する「、」は、 「、」とみなす。

令和六年四月一日から施行する。

徳島県人事委員会事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

井 内 秀

典

徳島県人事委員会事務決裁規則の一部を改正する規則徳島県人事委員会委員長

第七条中「経営戦略部総務事務管理課」を「企画総務部総務事務管理課」に改める。 徳島県人事委員会事務決裁規則(規則二(九)の一部を次のように改正する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた介護時間又はこれに相当する休暇により 勤務しなかつた期間を含む。 第二十七条第二項中「相当する期間」の下に「(同項第九号に掲げる期間にあつては、給料等の支給に関する規則(規則六(五)の一部を次のように改正する。 )」を加える。

則

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 典

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた介護時間又はこれに相当する休暇により 勤務しなかつた期間を含む。 第二十六条第二項中「相当する期間」の下に「(同項第十号に掲げる期間にあつては、学校職員の給料等の支給に関する規則(規則六(二四)の一部を次のように改正する。 )」を加える。

附 則

警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀 典

第二十九条第二項中「相当する期間」の下に「(同項第九号に掲げる期間にあつては、警察職員の給料等の支給に関する規則(規則六(四))の一部を次のように改正する。 警察職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間条例第十七条の規定に基づき定められた介護時間又はこれに相当する休暇により 勤務しなかつた期間を含む。 )」を加える。

附 則

この規則は、

令和六年四月一日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井

内

秀

典

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

別表中「三好警察署池田町佐野駐在所」を削る。特地勤務手当等に関する規則(規則六(八八)の一部を次のように改正する。

徳島県人事委員会告示第一号

徳島県人事委員会告示の読点の表記に関する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

井

内

秀

典

徳島県人事委員会告示の読点の表記に関する告示徳島県人事委員会委員長

この告示の施行の際現に制定されている徳島県人事委員会告示において読点として表記

する「、」は、 「、」とみなす。

則

徳島県人事委員会事務局の事務処理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀

典

徳島県人事委員会事務局の事務処理に関する規程の一部を改正する訓令

第四号)の一部を次のように改正する。 徳島県人事委員会事務局の事務処理に関する規程(昭和四十九年徳島県人事委員会訓令

に改める。 「文書管理、 」を「公文書の管理、 」に改め、 「規則及び」を削り、 第一号を次のよう

徳島県公文書管理規程 (令和五年徳島県訓令第十一号)

附則

徳島県人事委員会事務局

徳島県人事委員会訓令の読点の表記に関する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県人事委員会委員長 井 内 秀

典

徳島県人事委員会訓令の読点の表記に関する規程

この訓令の施行の際現に制定されている徳島県人事委員会訓令において読点として表記

する「 附 <u>t</u> 則 は 」とみなす。

附

# 徳島県監査委員公表第七号

づき、包括外部監査人梶野正寛から監査の結果に関する報告の提出があったので、 二百五十二条の三十八第三項の規定により、次のとおり公表する。 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十七第五項の規定に基 同法第

令和六年三月二十九日

徳島県監査委員 浩 健 公 悦

同同同同

古眞大鹿岡 貝 寺 山 﨑

司司司弘夫

# 令和5年度

# 包括外部監查結果報告書

「新型コロナウイルス感染症、ロシアによる ウクライナ侵攻などに起因する景気悪化、 物価高騰への対策として開始された 事業の執行について」

> 徳島県包括外部監査人 梶 野 正 寛

# 目 次

第1章	包括外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件の名称 (テーマ)	1
3	監査を実施した期間	1
4	主な監査手続	1
5	監査従事者	1
6	利害関係	1
7	監査テーマ選定の理由	2
8	監査の着眼点	2
第2章	監査の対象となる事業について	3
第3章	個別の事業に対する監査の結果・意見	5
1	徳島プレミアム生活衛生クーポン2022	5
2	私立学校電気料金高騰対策緊急支援事業	13
3	社会福祉施設等緊急支援事業	15
4	児童等利用施設電気料金高騰対策事業	17
5	医療·社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業	18
6	医療·社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業	19
7	医療·社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業	24
8	医療·社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業	25
9	徳島県事業継続応援金	26
1	0 小規模事業者ゼロエミッション加速事業	32
1	1 「とくしまグルメ」プレミアムクーポン事業	34
1	2 徳島を元気に!「頑張る地域」消費活性化事業	41
1	3 頑張る輸出事業者・伴走支援モデル事業	45
1 -	4 徳島県物価高騰対策応援金	47
1	5 伴走支援型経営改善推進費補助金	54
1	6 伴走支援・借換による経営力強化推進費補助金	55
1	7 物価高騰対策金融円滑化推進費補助金	57
1	8 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業	58
1	9 徳島県賃上げ応援金	60

2 0	全国旅行支援(みんなで!徳島旅行割)事業63
2 1	サステイナブル観光・外国人誘客推進事業69
2 2	2 周遊促進!徳島観光すいすい事業74
2 3	- ニューノーマルイベント活性化事業 78
2 4	地域観光事業支援「とくしま応援事業」80
2 5	新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業86
2 6	生産現場における国際規格認証取得支援事業88
2 7	「 県産米粉生産・利用拡大支援事業 91
2 8	肥料価格高騰緊急対策事業92
2 9	首都圏で展開!「旬の県産食材」体感・販売拡大事業95
3 0	うまいでないで!「阿波ふうど」魅力発信事業99
3 1	「阿波地美栄」利活用拡大事業101
3 2	2 令和3年度 スマート林業導入支援事業106
3 3	令和4年度 主伐加速化・県産材緊急確保事業108
3 4	令和4年度乾燥材供給体制整備事業110
3 5	配合飼料価格高騰緊急対策事業113
3 6	畜産経営改善GX推進事業115
3 7	土地改良施設・電気料金高騰対策緊急支援事業118
3 8	農業水利施設省エネルギー化推進事業122
3 9	徳島県トラック運送事業者G X チャレンジ支援事業124
4 0	乗って応援!公共交通利用促進事業128
4 1	安心実感!「公共交通利用回復支援事業」134
4 2	2 公共交通スマート利用応援事業136
4 3	公共交通グリーンチャレンジ事業143
4 4	- 今こそ飛好機!再興事業156
4 5	<b>公共交通利用促進事業161</b>
第4章	補助事業・委託事業に共通する点について163
1	補助金における利益等排除について163
2	委託契約における余剰金返納条項について164
第5章	総括
1	1 者随意契約について170

2	補助、支援を目的とした事業の在り方について	170
3	需要喚起を目的とする事業の在り方について	171
4	最後に	171

# 第1章 包括外部監査の概要

# 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び徳島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

# 2 選定した特定の事件の名称 (テーマ)

# (1) 監査対象

新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ侵攻などに起因する景気悪化、物価高騰への対策として開始された事業の執行について。

# (2) 監査対象機関

知事部局

# (3) 監査の対象とした期間

令和4年度。ただし、必要な範囲で過年度及び令和5年度も対象とする。

# 3 監査を実施した期間

令和5年6月10日から令和6年3月26日まで

# 4 主な監査手続

- (1) 個別事業の関連資料(決裁文書、契約書、完了報告書ほか)の閲覧、分析
- (2) 個別事業の担当課からのヒアリング

## 5 監査従事者

# (1) 包括外部監査人

弁 護 士 梶 野 正 寛

# (2) 包括外部監査人補助者

弁護士 戸田順也

公認会計士 井 関 勝 令

# 6 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法 第252条の29に定める利害関係を有していない。

# 7 監査テーマ選定の理由

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の流行、令和4年 2月のロシアによるウクライナ侵攻やその後の円安などに起因する景気悪化や物価 高騰へ対応するため、徳島県においても、国からの地方創生臨時交付金を活用するな どして多くの事業が開始された。

将来的にも、新たな感染症の蔓延、災害の発生、世界情勢の変化などに起因して経済環境が悪化した際に同種の施策が実施されることが予想される。

この点、未曽有の事態に対する緊急の対策であったとしても、県が事業を実施する うえで遵守すべきルールに反することは許されない。また、国の地方創生臨時交付金 などを財源にするとしても、限られた予算の中でより有効で経済的な施策が立案、実 施されなければならない。

そこで、令和2年度以降に、新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ 侵攻などに起因する景気悪化、物価高騰への対策として開始された経済対策事業について、その合規性、有効性及び経済性の観点から検証することは将来にわたり有益な ものと考える。

以上の理由から、上記の監査テーマを選定した。

## 8 監査の着眼点

- (1) 各事業が関係法令に準拠して適法適切に実施されているか。
- (2) 各事業が効率的・経済的に実施されているか。
- (3) 各事業の有効性の検証や運用が適切に行われているか。

# 第2章 監査の対象となる事業について

本年度の監査テーマを決定した後、全庁に対し、令和4年度に県が実施した事業の うち、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢、円安、その他令和2年度以降の 情勢による景気悪化・物価高騰への対策として開始された事業の照会を行った。

回答のあった事業のうちには経済対策とともに感染対策の双方を目的とするものもあった。また、個人を対象とした事業、事業者を対象とした事業、両者を対象とした事業などが混在したが、監査対象範囲を画するため、知事部局が実施した事業で、事業者を対象とした経済対策を主な目的とする事業に絞ることとした。

また、監査の便宜上、徳島市以外に所在する部局(南部総合県民局、西部総合県民局)が実施した事業は除外した。

その結果、7部局21課が担当する合計45事業(事業一覧表参照)を本年度の監査対象とした。

なお、かかる監査対象の絞り込みをした後、個別の事業に対する監査を実施する中で必ずしも令和2年度以降の情勢への対策を主目的としていないと解される事業も確認されたが、上記照会に対する各課からの回答を尊重し、そのまま監査を実施することとし、監査結果を次章以降に記載している。

# 事業一覧表

	事業名	所管部局名	所管課名	令和 4 年度
	<b>学</b> 未有	771 6 117107-11	77 E IN 1	決算額(円)
1	徳島プレミアム生活衛生クーポン2022	危機管理環境部 消費者くらし安全局	安全衛生課	306,382,000
2	私立学校電気料金高騰対策緊急支援事業	経営戦略部	総務課	6,965,065
3	社会福祉施設等緊急支援事業	未来創生文化部 こども未来局	こどもまんなか政策課	9,670,000
4	児童等利用施設電気料金高騰対策事業	未来創生文化部 こども未来局	こどもまんなか政策課	3,460,000
5	医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業	保健福祉部	国保・地域共生課	600,000
6	医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業	保健福祉部	医療政策課	249,210,911
7	医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業	保健福祉部	健康づくり課	2,080,000
8	医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業	保健福祉部	障がい福祉課	15,400,000
9	徳島県事業継続応援金	商工労働観光部	商工政策課	1,725,193,113
10	小規模事業者ゼロエミッション加速事業	商工労働観光部	商工政策課	128,276,486
11	「とくしまグルメ」プレミアムクーポン事業	商工労働観光部	商工政策課	912,286,122
12	徳島を元気に!「頑張る地域」消費活性化事業	商工労働観光部	商工政策課	57,938,468
13	頑張る輸出事業者・伴走支援モデル事業	商工労働観光部	商工政策課	29,911,000
14	徳島県物価高騰対策応援金	商工労働観光部	商工政策課	2,185,519,034
15	伴走支援型経営改善推進費補助金	商工労働観光部	企業支援課	133,882,618
16	伴走支援・借換による経営力強化推進費補助金	商工労働観光部	企業支援課	69,663,282
17	物価高騰対策金融円滑化推進費補助金	商工労働観光部	企業支援課	203,662,854
18	新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業	商工労働観光部	企業支援課	2,583,401,739
19	徳島県賃上げ応援金	商工労働観光部	労働雇用戦略課	1,088,000
20	全国旅行支援(みんなで!徳島旅行割)事業	商工労働観光部	観光政策課	3,230,000,000
21	サステイナブル観光・外国人誘客推進事業	商工労働観光部	観光政策課	20,455,393
22	周遊促進!徳島観光すいすい事業	商工労働観光部	観光政策課	24,900,000
23	ニューノーマルイベント活性化事業	商工労働観光部	観光政策課	2,805,000
24	地域観光事業支援「とくしま応援事業」	商工労働観光部	観光政策課	930,434,460
	新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業	農林水産部	農林水産政策課	6,414,550
26	生産現場における国際規格認証取得支援事業	農林水産部	みどり戦略推進課	3,000,000
27	県産米粉生産・利用拡大支援事業	農林水産部	みどり戦略推進課	663,692
	肥料価格高騰緊急対策事業	農林水産部	みどり戦略推進課	50,000,000
29	首都圏で展開!「旬の県産食材」体感・販売拡大事業	農林水産部	もうかるブランド推進課	10,000,000
30	うまいでないで!「阿波ふうど」魅力発信事業	農林水産部	もうかるブランド推進課	13,841,256
31	「阿波地美栄」利活用拡大事業	農林水産部	鳥獣対策・ ふるさと創造課	3,135,810
32	令和3年度 スマート林業導入支援事業	農林水産部	スマート林業課	454,000
33	令和4年度 主伐加速化・県産材緊急確保事業	農林水産部	スマート林業課	3,112,500
34	令和4年度乾燥材供給体制整備事業	農林水産部	スマート林業課	2,900,000
35	配合飼料価格高騰緊急対策事業	農林水産部	畜産振興課	65,352,342
	畜産経営改善G X 推進事業	農林水産部	畜産振興課	172,433,475
37	土地改良施設・電気料金高騰対策緊急支援事業	農林水産部	農山漁村振興課	25,309,000
38	農業水利施設省エネルギー化推進事業	農林水産部	東部農林水産局徳島庁舎	3,405,000
39	徳島県トラック運送事業者GXチャレンジ支援事業	県土整備部	運輸政策課	307,082,639
40	乗って応援!公共交通利用促進事業	県土整備部	次世代交通課	45,001,394
41	安心実感!「公共交通利用回復支援事業」	県土整備部	次世代交通課	104,964,286
42	公共交通スマート利用応援事業	県土整備部	次世代交通課	38,272,722
	公共交通グリーンチャレンジ事業	県土整備部	次世代交通課	683,169,325
44	今こそ飛好機!再興事業	県土整備部	次世代交通課	15,992,000
45	公共交通利用促進事業	県土整備部	次世代交通課	232,183,950

## 第3章 個別の事業に対する監査の結果・意見

1 徳島プレミアム生活衛生クーポン2022

#### 【事業の概要】

## (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が大きく落ち込んでいる生活衛生業の需要を喚起し、地域活性化を図る。

## (2) 事業内容

「生活必需サービス」の利用促進及び地域経済の活性化のため、県民から「お得感」を実感できる4業種(理容店・美容店・クリーニング・公衆浴場)の各店舗で利用可能な「徳島プレミアム生活衛生クーポン」を発行し、県内生活衛生関係営業者に対する利用者への補助を行い、需要の喚起を図る。

#### (3) 所管部局・課

危機管理環境部消費者くらし安全局 安全衛生課

## (4) 根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例

#### (5) 実施要綱等

徳島プレミアム生活衛生クーポン実施要領

## (6) 事業開始年度・事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	-	-	330,000,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	306,382,000
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
306,382,000	_	_	_

## 【指摘及び意見】

## (1) 本事業全般について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が大きく落ち込んでいる生活 衛生関係営業の需要を喚起するため、徳島プレミアム生活衛生クーポンを発行し、県 内生活衛生関係営業者に対する利用者への補助を行い、需要を喚起するものである。

クーポンの概要としては、令和4年8月1日から11月30日までの期間に生活衛生事業者(理容店・美容店・クリーニング・公衆浴場のうち、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店ステッカー掲示店舗)で利用できる1セットあたり額面5,000円(500円×10枚)、販売額2,500円のクーポンを100,000セット発行するものである。

まず、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い生活衛生関係営業の需要が大きく落ち込んでいるのは事実であるが、その原因はテレワークの拡大や外出自粛、冠婚葬祭の簡素化や自粛等によるものである。飲食や旅行については、クーポンを発行することにより新たな飲食需要、旅行需要を喚起することが期待できるが、生活衛生関係営業についてはそもそもの外出や冠婚葬祭等の機会を増やさない限りクーポンを発行したとしても需要の喚起につながる効果は乏しいものと思われる。つまりは、本事業によっても需要を喚起し生活衛生事業者を支援するという効果は限定的であり、単にクーポン購入者がお得に利用できるというにとどまり、事業目的に合致した事業内容となっていないと思われる。

また、本事業では最終的に226,382,000円の負担金がプレミアム部分として支払われている一方、事務経費として80,000,000円をクーポン作成・換金等業務の委託相手に支払っている。この点、負担金の35%もの多額の事務経費をかけてまで本事業を実施すべきであったかは甚だ疑問である。

生活衛生事業者への支援が必要なのであれば、売上の落ち込んだ事業者へ応援金という形で支給する方がよほど効果的であるし、また、不要な事務経費も発生しなかったものと思われる。

担当課の説明によれば、事後的な検証として生活衛生事業者から聴き取りを実施したとのことであり、その際、生活衛生事業者から事業をやってもらって良かったとの声は上がっているとのことであるが、実際に利用がどの程度向上したか等の検証は行っていないとのことである。上記のとおり本事業はプレミアムクーポンの発行が需要の喚起につながったのか疑問の余地があるところ、実際の事業の効果がどの程度あっ

たかの検証が必要であったのではないかと思われる。

## (意見1)

徳島プレミアム生活衛生クーポン2022事業においては、プレミアムクーポンの 発行という方法が需要の喚起につながったかどうか疑問である。生活衛生関係事業の 需要喚起を目的とする施策を行うにあたっては、関係事業への需要が喚起できるのか を十分検討の上、事業内容を構築し実施すべきである。

本事業では、クーポンの販売にあたって1人あたり4セットを上限として事前申込を受け付け、94,312人の申込みがあった。クーポンの発行数が100,000セットであることから、1人あたり1セットを販売し、余剰については複数セットの購入を希望した者に販売するといった方法を採用すれば、申込者は全員当選したはずである。しかしながら、実際には当選者は27,687人にとどまり、申込者の7割に及ぶ66,625人が落選した。これは人単位で抽選した結果、複数のクーポンを申し込んだ者が当選すると複数のクーポンを購入できたためである。本事業はクーポン購入者がお得に購入できるという側面が少なくない。にもかかわらず3割弱の当選者だけが購入できるような抽選を行ったのは不公平な販売方法であったといわざるを得ない。また、より多くの者が当選した方が、多数回、多数の事業所で本クーポンが利用される可能性が高まったであろうから、上記販売方法は需要喚起による生活衛生事業者の支援という事業目的にも合致していない。

#### (意見2)

プレミアムクーポンの販売を含む事業の実施にあたっては、需要喚起による事業者 支援という事業目的に合致する販売方法となるよう、また、クーポン購入希望者間で 不公平な販売方法とならないよう十分に検討の上実施すべきである。

本事業については、同様のクーポンを前年度にも発行している。前年度は60,000セットを先着順で販売したところ販売初日に完売しており、当時の受託者への問合わせ対応記録でも、「クーポン再販売あるか」72件、「初日完売は早すぎる」36件、「仕事中の人はかえない不公平」16件、「税金つかって欲しい人が購入できない」10件等多くの批判が寄せられていた。そのため今回は先着順ではなく抽選にしたの

ではあるが、初日に完売したのはそもそもプレミアム率が高すぎるためである。同額の事業費を使うのであればクーポンに対する需要と供給が一致するプレミアム率で発行するのが最も効果的である。前年度は初年度であったため仕方がないにしても、本事業においては前年度の実績を踏まえてより有効なプレミアム率を設定することは十分可能であった。それにもかかわらず、前年度と同じプレミアム率を採用したのは費用対効果をまるで考えていないといわれてもやむを得ないと思われる。

(意見3)

プレミアムクーポンの販売を含む事業の実施にあたっては、最も効果的なプレミア ム率となるよう十分検討の上で最適なプレミアム率を設定すべきである。

## (2) 徳島プレミアム生活衛生クーポン作成・換金等業務について

本業務は、1者随意契約によりA社と当初契約金額330,000,000円(負担金部分 250,000,000円、事務経費等 80,000,000円)で委託契約を締結した。

1 者随意契約の理由について、「新型コロナウイルス感染症や原油価格の高騰等により生活衛生業の支援が急務であるとの緊急要望を受け、事業の緊急性を鑑み、昨年の同事業における実績のあるA社に委託し、早急な事業開始を図る。」とのことである。

しかしながら、緊急の必要による場合というのは、災害時や犯罪捜査時等緊急に行わなければ目的を達成しえない場合をいうところ、本業務あるいは本事業の場合そこまでの緊急性があるとは到底思われない。前年度も同種の事業を同時期に実施していることからも緊急性があるとは思われないし、また、生活衛生事業者への支援が真に緊急性を要するのであればそもそもクーポンという迂遠な支援方法自体が間違っている。

いずれにせよA社に対する1者随意契約については全く理由がないといわざるを 得ない。

本業務の委託先であるA社は、本年度の監査対象事業45事業のうち4業務において委託契約の相手方となっているが、そのうち1業務は1者随意契約、1業務は翌日締切のプロポーザル、2業務は翌々日締切のプロポーザルで選定されており、ほぼ競争を経ない形で選定されている。このような状況からみると最初からA社と契約する

つもりであったと疑われても仕方がないものと思われる。

#### (指摘1)

緊急性が認められないにもかかわらず地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を理由として1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。

本業務は、最終的な契約金額として負担金部分226,382,000円に対して、 事務経費部分80,000,000円(負担金部分に対する割合は35.3%)となっており、事務経費部分が非常に高額となっている。

ちなみに前年度の同種事業では、負担金部分148,584,750円に対して、 事務経費部分41,818,182円(負担金部分に対する割合は28.1%)となっている。前年度の同種事業でも負担金、応援金等を給付する他の事業に比べると事 務経費部分はかなり高い割合であるが、本事業ではそれよりもさらに高くなっている。

前年度の同種事業に比べて特に高額になっているのは人件費である。前年度の同種 事業における委託業務完了報告書に添付された経費の明細書によると、人件費は9, 640,146円となっている(作成したのは前年度同種事業を受託したB団体から 再委託を受けたA社)。そして、令和4年3月18日に変更契約のために作成された 見積書によると、人件費は5名体制、10か月間で7,878,650円と記載され ている。契約期間は令和4年3月31日までであることから令和4年3月18日に作 成された見積書では金額はともかく人員体制としては実態を表しているものと思わ れる。

一方、本事業における契約時の見積書では同じく5名体制、10か月間でありながら人件費が18,476,000円と約2倍となっている。本業務の委託先選定にあたり多数の者による競争を行ったのであれば人件費が約2倍になっても競争の結果であるためやむを得ないと評価する余地はある。しかしながら、本業務は1者随意契約によりA社と契約を行っている。にもかかわらず、人員体制も期間も見積書の表記においては同じでありながら人件費が約2倍の見積りとなっているのは明らかに異

常である。この点担当課に確認したところ、前年度同種事業では人件費の金額として 不十分であり、本年度の人件費が適正であるとのことであった。しかしながら、人件 費が約2倍にもなったことを確認できる資料は県には存在しておらず、その点につい て適切に検討した痕跡は認められない。

また、クーポン販売経費、換金等経費について、当初見積書ではそれぞれ100,000セット 単価77円 7,700,000円、100,000セット×10枚単価20円 20,000,000円で積算されていた。この点最終的な販売セット数は92,308セット、換金枚数は914,304枚であったため、クーポン販売経費は(100,000セット-92,308セット)×77円=592,284円、換金等経費は(1,000,000枚-914,304枚)×20円=1,713,920円は不要となるはずである。通常こういった場合には不要分は減額変更等が行われることになると思われるが、本業務ではクーポン販売のためのシステム改良として592,284円が、換金確認のための作業・システム改良が1,713,920円計上されることにより、減額等は行われなかった。当該差額について一応A社の見積書は作成されているが、内訳の記載もなく経費の妥当性については検証できる状況ではなかった。

他の費目についても一応項目ごとに基礎資料が添付されているもののその妥当性 について十分検証した様子はうかがえなかった。

本業務については1者随意契約自体が問題であるが、仮に1者随意契約を行わざる を得なかったとしても経費の妥当性の検証は十分に行うべきである。

本業務については十分な検証が行われたとはいいがたい。

#### (意見4)

1者随意契約による委託契約の締結や変更にあたっては、委託予定先から提出された見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理由などの記録も残すべきである。特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡をも考慮した慎重な検討を要する。

#### (意見5)

委託契約締結時点では経費の見通しの判断が難しい事業において1者随意契約に

より委託を行う場合は、委託金の余剰が出た際の返納条項を設けるなど事後的に適切な委託金額に調整することも可能とする契約内容とすべきであり、完了時に委託料の適正を確保するための検査も実施すべきである。

以下、監査対象として抽出された事業ではないが、前年度(令和3年度)に実施された同種事業についても意見を述べる。前年度実施の同種事業はB団体(公益財団法人)と当初契約金額192,000,000円(負担金部分 150,000,000円、事務経費等 42,000,000円)で委託契約を締結した。

1者随意契約の理由について、「新型コロナウイルス感染症の影響による生活衛生業の厳しい経営状況に鑑み、事業の緊急性を有するため」とのことである。

しかしながら、緊急の必要による場合というのは、災害時や犯罪捜査時等緊急に行わなければ目的を達成しえない場合をいうところ、本業務あるいは本事業の場合そこまでの緊急性があるとは到底思われない。また、生活衛生事業者への支援が真に緊急性を要するのであればそもそもクーポンという迂遠な支援方法自体が間違っている。

## (指摘1·再揭)

緊急性が認められないにもかかわらず地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を理由として1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。

また、委託契約日と同一日にB団体からA社への再委託について再委託予定額190,000,000円で再委託の承認を求める書面が提出されている。当該書面によると、再委託の必要性として「当団体は経営指導員3名、事務員1名で、生衛業の経営相談の指導・支援等を行っているところであり、当該事業は業界への支援のため早急な対応が必要となるが、契約後に早急な対応が困難なことから、迅速に対応してもらえることが可能な業者へ業務を委託する。」とのことである。

この点、まず、県の定める「委託契約(建設工事関係を除く)における再委託の取扱いについて」では、委託業務の主たる部分の再委託を禁止しているところ、本業務における再委託は委託業務の主たる部分の再委託に該当し、県の定める基準に違反し

ている。

また、B団体ではそもそも本業務を実施できないにもかかわらず契約の相手方として選定したのであれば、契約先の選定自体が極めて不適切である。当初からA社に委託契約をする意図のもと1者随意契約の批判をかわすためだけに公益法人であるB団体を間に入れたといわれてもやむを得ないものと思われる。

## (指摘2)

委託契約の主たる部分を再委託している事例がみられた。委託契約においては、県の定める基準のとおり、主たる部分の再委託を承諾してはならない。

## 2 私立学校電気料金高騰対策緊急支援事業

## 【事業の概要】

## (1) 事業目的

原油等燃料費価格の高騰による電気料金の上昇が私立学校の経営を圧迫している 状況に鑑み、電気料金の上昇分に相当する支援を行い、私立学校の経営及び私学教育 環境の安定に資する。

## (2) 事業内容

「徳島県私立学校運営費等補助金」の対象校に対し、運営に要する電気料金について、燃料費価格の高騰による価格上昇に相当する額を助成する。

補助額:「電気料金上昇単価(8円)」×「各私立学校過去3年間の平均電気使用量」の1/2に相当する額

※電気料金上昇単価:四国電力株式会社が公表する、1kWhあたりの電気料金に含まれる「燃料調整費」の対前年上昇額を参考に設定

#### (3) 所管部局・課

経営戦略部 総務課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

徳島県私立学校電気料金高騰対策緊急支援事業補助金交付要綱

#### (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

## (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	6,966,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	6,965,065
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
_	_	6,965,065	_

# 【指摘及び意見】

## 3 社会福祉施設等緊急支援事業

## 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症急拡大や猛暑による熱中症に対処することに伴い、電気料金の高騰に直面している社会福祉施設が適切なサービスを継続できるよう、緊急支援を実施する。

## (2) 事業内容

電気料金等の高騰の影響を受ける県内の児童等利用施設を設置する社会福祉法人等(社会福祉法人、学校法人、国立大学法人及び特定非営利活動法人)を支援するため、適切な空調管理による施設サービス確保の促進を目的として、補助金を交付する。

#### 【対象となる児童等利用施設の種別及び交付額】

#### ① 保育所等

利用定員50人未満40,000円/事業所50人以上150人未満80,000円/事業所150人以上120,000円/事業所② 児童養護施設120,000円/事業所

③ 自立援助ホーム 30,000円/事業所

#### (3) 所管部局・課

未来創生文化部こども未来局 こどもまんなか政策課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

徳島県社会福祉施設等電気料金等高騰に係る補助金交付要綱(児童等利用施設)

#### (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		_	15,000,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	9,670,000
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
9,670,000	_	_	_

## 【指摘及び意見】

## 4 児童等利用施設電気料金高騰対策事業

## 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の対応や電気料金の高騰により、厳しい運営が続く児童 等利用施設に対し、電気料金の一部を支援し、施設運営に伴う負担の軽減を図る。

#### (2) 事業内容

電気料金等の高騰の影響を受ける県内の児童等利用施設を設置する事業者を支援 するため、適切な空調管理による施設サービス確保の促進を目的として、補助金を交 付する。(社会福祉施設等緊急支援事業の対象施設以外の施設への補助)

#### (3) 所管部局・課

未来創生文化部こども未来局 こどもまんなか政策課

#### (4) 根拠法令等

特になし

## (5) 実施要綱等

徳島県社会福祉施設等電気料金等高騰に係る補助金交付要綱(児童等利用施設)

#### (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度開始・終了年度未定

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	4,140,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	3,460,000
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
3,460,000	_	_	_

## 【指摘及び意見】

## 5 医療·社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業

## 【事業の概要】

## (1) 事業目的

電気料金等の高騰の影響を受ける県内の社会福祉施設を支援することで、事業継続 への負担を軽減、各種サービスの維持・確保を図るものである。

#### (2) 事業内容

電気料金等の高騰の影響を受ける県内の社会福祉施設への支援として、身体上や精神上著しい障がいがあることから、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的としている「救護施設」に対して補助金を交付する。 当該救護施設(県内3施設)が入所系施設であること、定員が同程度の規模であることから、各施設一律20万円で補助を行い、施設負担を軽減する。

#### (3) 所管部局·課

保健福祉部 国保·地域共生課

## (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

徳島県社会福祉法人等電気料金等高騰に係る補助金交付要綱

#### (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度開始・令和5年度終了予定

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	600,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	600,000
			(財源内訳)
国庫(地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
600,000	_	_	_

## 【指摘及び意見】

## 6 医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業

## 【事業の概要】

## (1) 事業目的

原油価格の高騰により電気料金等の単価が上がるなか、新型コロナウイルス感染症 感染拡大への対応や県民の健康・命を守る活動を行う医療・社会福祉施設の事業継続 を支援する。

#### (2) 事業内容

医療施設等(病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所、助産所、施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復)及び薬局)及び社会福祉施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設等)に対し、特に電力使用量の増加する夏期(7月、8月)の電気代・ガソリン代の価格高騰について、いくつかの施設から実績等の聞き取りを行った上で影響額等を算出し、施設の種別や規模の区分に応じて、積算した影響額の一部を「一時金」として支給する。

#### (3) 所管部局・課

保健福祉部 医療政策課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

徳島県医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業支援金支給要綱

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

## (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
予算額	_	_	392,950,000	
(うち翌年度繰越額)				
決算額			249,210,911	
			(財源内訳)	
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他	
249,210,911			_	

## 【指摘及び意見】

(1) 徳島県医療・社会福祉施設等電気料金等高騰対策等支援金事務局運営業務について

本業務では、公募型プロポーザル方式により委託先の選考がなされた結果、A社と 随意契約が締結されているが、参加申込のための募集期間は令和4年12月1日から 同月7日までとされ、応募企業は3社にとどまった。

随意契約による委託先の選定にあたり、公募型プロポーザル方式において競争原理を十分に働かせるためには、より多くの参加者を確保することが望ましい。この点、管財課が策定した「公募型プロポーザル方式による随意契約の取扱い」についてと題する書面によれば、公告日を決定する場合は参加申込書の受付期間などに十分配慮することとされており、実施方法の例として、公募期間「10日程度」との記載とともに、「参加希望者の参加を阻害しない、ゆとりを持った日程設定を行うこと」と記載されている。

本業務における公募型プロポーザルの募集期間は、管財課が設定する標準的な期間 に足らず、結果、参加申込が3者にとどまっており、期間設定が不適切であった。

## (意見6)

<u>公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保すること</u>ができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。

本業務の委託候補者選定要領では、見積価格に対する採点は100点中の上限10点とされ、見積価格の採点基準は「5点+{(委託費上限額-応募者の見積額)/提案者の最高見積額×10}」とされており、実質的には5点の範囲内でしか見積価格に対する採点に差が生じない。

実際の提案においても、最も高額な提案金額が29,950,000円、採点5点であるのに対して、最も低額な提案金額が17,474,494円、採点9点となっており、提案金額に大幅な開きがあるにもかかわらずわずか4点の差しか付いていない。

本業務は、事務局及びコールセンターを開設し、医療機関からの申請書類の受付、 審査、支払いを主な業務とするところ、医療機関や各施設の規模等に関する情報は県 において把握しており、その情報が受託者に引き継がれるうえ、補助金額は施設の規 模と数によって客観的に判定されることから、審査といっても形式的、定型的なものに留まり、業務遂行において受託者の感性や専門的知見、技能が求められる比重は大きくない。このような業務においては、そもそも指名競争入札による方法でも足りるとも考えられるが、公募型プロポーザル方式によるとしても、経済性の観点から見積価格に対する配点の割合をより大きくすることが適当である。

## (意見7)

公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額について配点の10%以下の範囲(事業によっては5%以下の範囲)でしか差がつかないのは評価基準として不適切である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分検討すべきである。

A社との委託契約においては、委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならないとの合意が存在する。

A社から提出された委託業務完了報告書添付の精算見積書では、事務局、コールセンターの運営費用、人件費等の合計経費10,293,210円のほかに、「営業管理費」として、上記事業費の15%が計上されている。

この点、本来の委託業務遂行に要する費用のほかにある程度の間接的な管理費用 (間接経費)が生じることを否定するものではないが、その額や割合については業務 の性質や実態に応じて適切に評価がなされるべきである。

本件業務の内容、事業費として計上されている各費目や金額などから考慮すると、間接経費として15%は高額に過ぎるとみられるところ、担当課である医療政策課からのヒアリングを踏まえても、完了検査時にこの点を十分に検討したことはうかがわれない。

## (意見8)

委託契約における経費として間接経費が計上されている場合、その額や割合について当該業務の性質や実態に応じた適切な金額となるよう、委託契約締結段階で提出される見積書の内容などを十分に確認すべきであり、また、完了検査時においても間接経費の適否について十分に検査をすべきである。

以上の問題は、そもそも、一般管理費の計上について適切な基準がないことに根本 的な原因があるというべきである。

この点に関しては、第4章2(3)記載のとおりである。

#### (意見9)

余剰金を返納する旨の条項がある委託契約に関しては、一般管理費の算出について 一定の基準を設けて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその基準に則 って算出した一般管理費の額を前提に、委託料の精算を実施すべきである。

また、このような高率な管理費が計上されていることに関しては、余剰金を返納する旨の条項が盛り込まれると、利益を得る必要がある民間企業は管理費名目で支払いを受けざるを得ない背景があるというべきである。

この点に関しては、第4章2(4)記載のとおりである。

#### (意見10)

民間企業は受託によって適正な利益を得る必要があるのであるから、民間企業の受託が想定される委託事業については、余剰金を返納する旨の条項を安易に盛り込むのではなく、委託先が契約上も適正な利益を確保できるようにすべきである。ただし、1者随意契約の場合には、確保される利益額の適正さについて慎重な検討が必要である。

本業務では、最終的に支援金の総額は236,190,000円となっており、この金額を前提とした令和5年3月31日付「委託業務の内容の変更の協議について」と題する文書(同日付の受領印のあるもの)、契約締結伺兼支出負担行為変更の電子決裁(決裁日を同日とするもの)、同日付変更契約書、同日付精算見積書(同日付の受領印のあるもの)、同日付委託業務完了報告書(同日付の受領印のあるもの)、同日付委託業務檢查調書、支出負担行為決議書兼返納調書(兼返納命令年月日が同日となっているもの)が存在している。

しかしながら、実際のところは、この236,190,000円という支援金総額は、令和5年4月以降に発覚したB団体への支援金の過払い40,000円を反映し

た後の金額であり、この支援金総額がこの金額であるということは、令和5年3月3 1日時点では誰も知り得なかったはずのものである。

結局のところ、これらの令和5年3月31日付の各文書はB団体への支援金の過払いの発覚後に遡って作成されたということになる。当該日において作成し得た書類を後日になって当該日付で作成することの是非についてはさておき、少なくとも、当該日においては作り得なかった文書を当該日付で遡って作成することは、公文書に対する信用を著しく毀損するものであり、到底許されるものではない。

## (指摘3)

翌年度に新たに判明した事項を取り込んで年度末日付の書類を遡って作成した事例がみられた。新たに判明した事項については、出納整理期間内であったとしても、 当該事項の判明日以降の日付の書類において処理すべきであり、当該判明日より前の 日付の書類を遡って作成することにより処理してはならない。

## 7 医療·社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業

## 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

障がい福祉サービス提供の確保を図るため、国の交付金を活用し、電気料金等の高騰分の一部を「一時金」として支給し、施設運営に伴う負担軽減を図る。

#### (2) 事業内容

社会福祉施設等に対して電気等に対する「一時金」を支給する。共同生活援助や短期入所等の入所施設の単価は40千円、通所施設は80千円、訪問事業所は40千円と一事業所あたりの単価を定める。交付を受けることができる者は、県内の障がい福祉サービス事業所・施設等とし、交付対象者は交付申請書兼実績報告書にその他関係書類を添えて提出する。県は申請書の内容を審査し、交付を認めた場合には交付決定兼額の確定通知書により交付対象者に通知し、補助金を交付する。

#### (3) 所管部局・課

保健福祉部 健康づくり課

## (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

徳島県医療・社会福祉施設等電気料金等高騰に係る補助金交付要綱

#### (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度開始·終了予定未定

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	1		2,440,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	2,080,000
			(財源内訳)
国庫(地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
2,080,000	_	_	_

#### 【指摘及び意見】

## 8 医療·社会福祉施設等電気料金等高騰対策事業

## 【事業の概要】

## (1) 事業目的

電気料金等の高騰の影響を受ける障がい福祉サービス事業所等の事業継続への負担を軽減することを目的とし、株式会社等に補助金を交付する。

## (2) 事業内容

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において創設された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、電気料金等の高騰の影響を受ける県内の障がい福祉サービス事業所等(社会福祉法人及び特定非営利活動法人が運営するものを除く。)に対し、その申請に基づき、サービスの種別・規模ごとに設定した「一時金」(40千円~450千円/事業所等)を支給する。

【対象となる施設:132法人335施設】

## (3) 所管部局・課

保健福祉部 障がい福祉課

## (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

徳島県医療・社会福祉施設等電気料金等高騰に係る補助金交付要綱

## (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	24,890,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	15,400,000
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
15,400,000	_	_	_

#### 【指摘及び意見】

#### 9 徳島県事業継続応援金

## 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症「第6波」に伴い、厳しい経営環境に直面している県内の中小・小規模事業者・個人事業主の事業継続を支援する。

#### (2) 事業内容

令和4年1月または2月いずれかの月の売上が、平成31年以降の同じ月と比較して「30%以上減少」している事業者に対して、県独自の「応援金」を支給する。

(国の「事業復活支援金」と併給可)

- ○給付対象:・県内に事業者を有する中小法人、個人事業者(フリーランスを含む)
  - ・感染防止の徹底と事業の継続に取り組んでいること
- ○給付額:1事業者あたり法人40万円以内、個人20万円以内

(給付額) = (基準期間の売上合計) - (対象月の売上) × 2

※基準期間:平成31年~令和3年の任意の年の「1月と2月」

対象月: 令和4年1月または2月のいずれかの月

- ○申請受付期間:令和4年2月24日~5月31日
- (3) 所管部局・課

商工労働観光部 商工政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

徳島県事業継続応援金支給要綱

(6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和3年度開始・令和4年度終了

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		3,200,000,000	2,238,088,500
(うち翌年度繰越額)		(888,088,500)	
決算額	_	2,301,795,942	1,725,193,113
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
1,515,936,780	_	209,256,333	_

#### 【指摘及び意見】

#### (1) 本事業全般について

本事業は、令和4年1月または2月いずれかの月の売上が、平成31年1月以降の同じ月と比較して30%以上減少している事業者に、法人40万円、個人20万円を上限として応援金を給付する事業である。

まず、令和4年1月または2月の単月の売上で判定しているが、これだとたまたま令和4年1月または2月の売上が多かったか少なかったかにより応援金をもらえるかどうかが決まることになり公平性に欠ける場合があると思われる。また、比較対象年月も平成31年1月以降の同じ月で選択できるため比較対象年月の中にたまたま売上の多かった月が含まれていると経営が悪化していなくても応援金がもらえることになる。

さらに売上金額について不正な申告が行われても単月の売上であれば検証を行うことは事実上不可能である。応援金を給付するにあたっては申請者が不正な申請をしないことはもちろん重要なことであるが、応援金を給付する側としても不正が生じにくい仕組みによる給付を行うことが重要である。本事業のように不正申請の発見が事実上不可能である仕組みにより応援金を給付するのは不正申請を誘発することにもつながりかねない。

この点、単月の売上による比較ではなく直前事業年度の売上により判定するように すると、偶発的な売上の変動を排除することが可能であるし、税務申告書類等によっ て検証も可能と思われる。

#### (意見11)

徳島県事業継続応援金事業において、応援金の給付対象の判定にあたっては、単月 の売上の比較により給付の有無を判定するのではなく、直近事業年度の売上で判定す るようにすべきであった。

#### (2) 徳島県事業継続応援金事務局運営業務について

本業務は、プロポーザル方式による募集を実施した結果、A社と当初契約金額689,914,000円(応援金部分 660,000,000円、事務経費等 29,914,000円)で委託契約を締結した。

プロポーザル方式による募集は、複数の応募者の企画提案の中から優れたものを採用することができるというメリットがある反面、応募者の立場からすると企画提案書の作成を行う等の負担もあり、競争入札の方法と比較して応募者が少数となる傾向にある。

本業務の募集においても、A社しか応募者がおらず、複数の企画提案の中から優れたものを採用するというメリットは得られず、競争が行われないままA社と契約を行うというデメリットが残った。

本業務において、応募者が1者しかいなかった原因としては、選定スケジュールが令和4年2月17日募集開始、2月18日参加申込締切というあまりにもタイトなスケジュールであったためと思われる。

本業務については、募集要項で契約期間の延長を行うことが予定されており、参加 申込締切を募集開始の翌日としなければならないほどの緊急性は存在しない。にもか かわらずかかるタイトなスケジュールにより募集を実施したのは不適切であるとい わざるを得ない。

本業務の委託先であるA社は、本年度の監査対象事業45事業のうち4業務において委託契約の相手方となっているが、そのうち1業務は1者随意契約、1業務は翌日締切のプロポーザル、2業務は翌々日締切のプロポーザルで選定されており、ほぼ競争を経ない形で選定されている。このような状況からみると最初からA社と契約するつもりであったと疑われても仕方がないものと思われる。

#### (意見6·再掲)

<u>公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保すること</u>ができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。

本業務のプロポーザルにおいて委託候補者選定委員会が設置されているが、選定委員は5名で構成されているところその内訳は県職員2名、外部団体の委員3名となっている。選定委員のメンバーに外部団体の委員を入れたのは県職員以外の目も入れて多面的な審査が行われることを期待しているものと思われる。しかしながら、実際には外部団体の委員は3名とも数年前まで県に勤務していた元県職員であり、外部委員を入れた意味が損なわれている。

#### (意見12)

公募型プロポーザル方式における委託候補者選定委員会の選定委員に外部の委員 を入れる場合には、審査の実効性を高めるためにも原則として出向中の県職員や県の 元職員以外の者に委員を委嘱すべきである。

本業務の募集要項では、委託費の上限額735,000千円で募集されている一方、「この企画提案選定は、予算議決前の準備行為として実施するものであり、」と記載されている。この点、予算議決を経ることを条件に上限額735,000千円の委託契約が行われるとも読めるが、実際には735,000千円は当初契約の上限額であり、その後増額変更されている。

また、当初の契約金額689,914,000円が、後に2,319,750,000円、3,042,553,000円、4,064,600,000円、3,961,852,820円と変更されることになるが(応援金部分を除く事務経費等部分については29,914,000円から最終144,600,000円に変更)、当初から増額が予定されている事業についてプロポーザルを実施するにあたり、増額の予定を明示せず当初の契約金額による募集を行うことは応募者に誤解を与えるおそれがあり妥当とはいいがたい。

#### (意見13)

公募型プロポーザル方式による募集を行う場合における募集要項には、誤解の余地 が生じないような記載を行うべきであるとともに、事業内容や契約規模の全体像を示 して募集を行うべきである。 本業務のプロポーザルにおける評価基準として、経費の積算という項目に100点 満点中10点の配点が与えられている。そして、「徳島県事業継続応援金に係る事務 局運営業務委託候補者選定要領」に示された採点基準によると、経費の積算部分については最低5点の点数が与えられるため、委託費の多寡については最も点数が開いても5点の差しか付かないことになる。確かにプロポーザル方式による募集において最も重視されるのは価格ではなく提案内容であるのかもしれない。しかしながら価格についても重要な判断材料の一つであるはずである。それにもかかわらず価格による点数差がわずか5点しかないのは評価基準として不適切であるといわざるを得ない。参考までに、県が定めた「指定管理者制度に係る運用マニュアル」では、指定管理者制度に関するものではあるが、効率的な管理運営(経済性の追求)についての基本配点は30点となっている。本業務が指定管理者制度に比して経済性の追求の項目が軽視されるべき内容であるとは到底思われない。

#### (意見7·再掲)

公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額について配点の10%以下の範囲(事業によっては5%以下の範囲)でしか差がつかないのは評価基準として不適切である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分検討すべきである。

本業務の委託契約書第8条では、「乙は、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書(様式)及び事業費精算書を甲に提出するものとし、交付を受けた委託料に余剰金を生じたときは、これを返納しなければならない。」と定められている。これに基づき委託業務の完了時に委託業務に係る経費の明細書が提出されているが、人件費に記載された単価はA社が別に委託を受けた業務に比べて明らかに高い金額となっている。例えば統括責任者の単価は、別業務に比して約1.8倍、もっとも単価が低い職員同士を比較した場合約1.9倍となっており、概ね約2倍の単価となっている。この点担当課に確認すると、本業務の人件費単価が正しい単価であり、別業務は予算の都合上低廉な委託金額にならざるを得なかったため実際の単価より低い人件費単価での事業費精算書となっているとのことである。しかしながら、比較した両業務ともに余剰金返納条項が付された契約に基づき提出された事業費精算書で

ありながら、一方の事業では正確ではない事業費精算書を提出された(させた)のであればそれ自体不適切であるといわざるを得ない。また、本業務の人件費単価が正しいのか、別業務の人件費単価が正しいのかも事後的には検証ができない状況である。

#### (指摘4)

事業費総額が予算と乖離しないようにするために実態とは異なる事業費精算書が 提出され、そのことに県が異議を述べない事例がみられた。事業費精算書については、 正しい金額に基づいて作成すべきものであり、予算の都合があるとしても正確ではな い事業費精算書を是認することは不適切である。

## (3) 徳島県事業継続応援金事務局コールセンター設置業務について

本業務は、1者随意契約によりB社と当初契約金額48,174,500円で委託 契約を締結した(最終的には62,833,540円)。

見積徴収業者の選定理由について、電話窓口を至急開設する必要があること、本県行政に極めて精通していること、長期にわたる行政コールセンターの経験があり極めて短い時間で体制を整え本格運用することが可能であること、業務開始後も業務改善や本県職員のフィードバックなどが即時に行われることが期待できること、が挙げられている。

しかしながら緊急性の部分については、当初から補正予算及び予算の繰越が想定されており、また、内容的にも緊急を要する事業とは思われない。また、緊急性以外の理由については、1者随意契約とすべき理由には該当しないと思われる。県行政への精通や行政コールセンターの経験が1者随意契約の理由として認められるのであれば、今後県が締結するコールセンター業務はB社以外では行えないことにもなりかねない。

#### (意見14)

性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1者随意契約を締結する場合には、他の業者による履行可能性を十分に検討し、委託業務の内容に応じて競争入札や公募型プロポーザル方式による募集を実施するなど適切な委託先選定方法を採用すべきである。

## 10 小規模事業者ゼロエミッション加速事業

## 【事業の概要】

## (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、県内の小規模事業者における原油・原材料価格高騰に伴う負担軽減を図るとともに、時代の要請であるカーボンニュートラルに資する計画に基づく取組みを支援する。

## (2) 事業内容

新型コロナウイルス感染症の長期化により、経営に大きな影響を受けている県内の小規模事業者が、原油・原材料価格高騰に伴う負担軽減と、時代の要請であるカーボンニュートラルに資する計画に基づき行う、省エネ設備(高効率空調、LED照明、給湯機など)への投資を支援する。

#### (3) 所管部局・課

商工労働観光部 商工政策課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

小規模事業者ゼロエミッション加速事業費補助金交付要綱

#### (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度開始・令和5年度終了

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	136,400,000
(うち翌年度繰越額)			(6,865,000)
決算額	l	l	128,276,486
		(財源内訳)	
国庫(地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
128,276,486	_	_	_

#### 【指摘及び意見】

#### (1) 本事業全般について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の長期化により、経営に大きな影響を受けて

いる小規模事業者等が、原油・原材料価格高騰に伴う負担軽減と時代の要請であるカーボンニュートラルに資する計画に基づく取組に要する経費の一部を補助する事業である。

具体的にはA団体が提供する「省エネ最適化診断」等により投資改善を図るべきとの提案に基づき既存設備を補助対象設備に更新した場合、補助対象経費の2分の1以内(補助上限額1,000千円)を補助するものである。

まず、省エネ最適化診断において投資改善を図るべきか否かの判断が行われるが、 そこでは既存設備と新設備を比較してCO2削減量や電気代等がどう変化するかに ついては考慮されるものの、既存設備を廃棄等することによるロスについては考慮さ れない。ゼロエミッション加速事業としてカーボンニュートラルを目的として掲げる 以上、既存設備を引き続き使用可能であるにもかかわらず廃棄等を行うことによるロ スについても考慮しないと事業目的に反する結果にもなりかねない。

また、補助対象となり得る設備としては、ユーティリティ設備(高効率空調・産業ヒートポンプ、業務用給湯機、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、低炭素工業炉等10設備)と生産設備(工作機械、プラスチック加工機械、プレス機械、印刷機械、ダイカストマシン)が掲げられているが、補助対象者が小規模事業者等であるため申請のほとんどはエアコンとLEDである。エアコンやLEDの更新においてゼロエミッションやカーボンニュートラルの効果がないとは言わないが、設備更新費用の2分の1を補助するほどの効果があるかどうかは疑問である。ゼロエミッションやカーボンニュートラルを目的とするのであればエアコンやLED更新事業の補助は費用対効果に欠けるのではないかと思われる。なお、本事業においては、小規模事業者等の原油・原材料価格高騰に伴う負担軽減も目的に掲げられているが、原油・原材料価格高騰に伴う負担軽減にしても設備更新費用の2分の1補助は過ぎたる補助ではないかと思われる。

#### (意見15)

カーボンニュートラルに関する補助施策については、既存設備の廃棄等についても 考慮した上、カーボンニュートラルに資するより経済的・効率的な方法を検討して内 容を決定すべきである。

## 11 「とくしまグルメ」プレミアムクーポン事業

## 【事業の概要】

## (1) 事業目的

本県独自のプレミアム付き食事券「『とくしまグルメ』プレミアム食事券」を発行し、長期化するコロナ禍の影響により、大きく冷え込んだ外食需要の回復と、安全・安心な飲食の場の定着・拡大を通じた地域活性化を図る。

#### (2) 事業内容

社会経済活動の回復に向けた強力な需要喚起策として、国が実施した「Go To Eat キャンペーン」の倍となるプレミアム率50%の本県独自の食事券を発行した。当食事券は、参加登録した「ガイドライン実践店ステッカー」を掲示する飲食店の中から、利用者が選択した飲食店で利用する「店舗指定型」とし、5,000円で7,500円(500円券×15枚)の利用ができるもので、40万セット、額面総額30億円分を発行した。食事券の利用にあたっては、参加飲食店の中から自らが利用したい飲食店を選択、食事券を購入し、利用期間である令和4年8月1日から令和5年1月31日の間、外食を楽しむとともに、苦境にある飲食店の支援に協力いただいた。

#### (3) 所管部局・課

商工労働観光部 商工政策課

#### (4) 根拠法令等

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 徳島県新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に関する条例

#### (5) 実施要綱等

「とくしまグルメ」プレミアムクーポン事業実施要領

#### (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	940,000,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	912,286,122
			(財源内訳)
国庫(地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
912,286,122	_	_	_

## 【指摘及び意見】

#### (1) 本事業全般について

本事業は、プレミアム率50%の「店舗指定型」お食事券を40万冊発行する事業である。購入希望者は令和4年7月8日から7月22日までの期間に店舗を指定して申込み、抽選の結果当選した者は令和4年8月1日から9月16日までの期間に指定した店舗で予約券と引き換えに500円券×15枚のお食事券を5,000円で購入、令和4年8月1日から12月31日までの間に利用するという流れとなっている。参加店舗は購入者が署名した予約券を添えて事務局に請求することにより、プレミアム分である1冊2,500円が支払われることになる。

今回「店舗指定型」のお食事券とした理由は、実際に利用される前に代金を受領することができるため飲食事業者への速やかな支援が可能になること、及び、換金手数料が低く抑えられるためとのことである。

しかしながら、「店舗指定型」は使い勝手が悪く、また、お食事券を購入した店舗が閉店、廃業等となった場合は利用できず、返金もできないとされたことから、申込期間を経過しても約半分が売れ残ってしまった。そのため申込期間を11月30日まで、販売期間を12月31日までとした再募集を行い、最終的には40万冊すべての申込みがあった。ただ、お食事券の販売期間と利用期間の終了日が同一日になったため、申込んだものの実際に利用するまでお食事券を購入しないことが可能となった。その結果利用される前に代金を受領できるという「店舗指定型」のメリットがそがれるとともに、申込みを行ったものの結局お食事券を購入しない場合が多数発生し(40万冊のうちプレミアム分が支払われたのは302,988冊分)、約10万冊分については利用されることなく事務経費等をかけただけの結果に終わってしまった。

(意見16)

「とくしまグルメ」プレミアム食事券事業について、「店舗指定型」は換金手数料の削減が図れる等のプラス面もあったものの、結果論ではあるがマイナス面も少なからずあった。今回のマイナス面を踏まえ次回同種事業を実施される場合にはより良い方法を検討していただきたい。

なお、担当課は、飲食事業者の速やかな支援や換金手数料の削減を実現しようと「店舗指定型」を十分に検討して採用したものであり、そのチャレンジ精神自体は何ら非難されるべきものではなく、むしろ評価に値するものであることを付言しておく。

## (2) 「とくしまグルメ」プレミアム食事券事務局運営業務について

本業務は、プロポーザル方式による募集を実施した結果、A社と当初契約金額1, 135,000,000円(プレミアム部分 1,000,000,000円、事務 経費等 135,000,000円)で委託契約を締結した。

プロポーザル方式による募集は、複数の応募者の企画提案の中から優れたものを採用することができるというメリットがある反面、応募者の立場からすると企画提案書の作成を行う等の負担もあり、競争入札の方法と比較して応募者が少数となる傾向にある。

県の定めた「指名業者の選定基準(物品の購入を除く)」では予定価格が300万円以上の指名競争入札又は随意契約(見積合わせ)では10者以上を指名することになっているところ、本件募集における応募者は2者にとどまり、十分な競争が行われたとはいいがたい結果となった。

本業務において、応募者が2者にとどまった原因としては、選定スケジュールが令和4年6月14日募集開始、6月16日参加申込締切、6月17日企画提案書の提出締切というあまりにもタイトなスケジュールであったためと思われる。

本業務については、委託期間は令和5年2月28日までであり、参加申込締切を募集開始の翌々日としなければならないほどの緊急性は存在しない。にもかかわらずかかるタイトなスケジュールにより募集を実施したのは不適切であるといわざるを得ない。

本業務の委託先であるA社は、本年度の監査対象事業45事業のうち4業務において委託契約の相手方となっているが、そのうち1業務は1者随意契約、1業務は翌日締切のプロポーザル、2業務は翌々日締切のプロポーザルで選定されており、ほぼ競争を経ない形で選定されている。このような状況からみると本業務についてはA社以外の応募があったものの最初からA社と契約するつもりであったと疑われても仕方がないものと思われる。

## (意見6·再掲)

<u>公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保すること</u>ができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。

本業務のプロポーザルにおいて委託候補者選定委員会が設置されているが、選定委員は4名で構成されているところその内訳は県職員1名、外部団体の委員3名となっている。選定委員のメンバーに外部団体の委員を入れたのは県職員以外の目も入れて多面的な審査が行われることを期待しているものと思われる。しかしながら、実際には外部団体の委員は3名とも数年前まで県に勤務していた元県職員であり、外部委員を入れた意味が損なわれている。

## (意見12·再掲)

公募型プロポーザル方式における委託候補者選定委員会の選定委員に外部の委員 を入れる場合には、審査の実効性を高めるためにも原則として出向中の県職員や県の 元職員以外の者に委員を委嘱すべきである。

本業務のプロポーザルにおける評価基準として、経費の積算という項目に100点 満点中10点の配点が与えられている。そして、「「とくしまグルメ」プレミアム食事 券に係る事務局運営業務委託候補者選定要領」に示された採点基準によると、経費の 積算部分については最低5点の点数が与えられるため、委託費の多寡については最も 点数が開いても5点の差しか付かないことになる。確かにプロポーザル方式による募 集において最も重視されるのは価格ではなく提案内容であるのかもしれない。しかし ながら価格についても重要な判断材料の一つであるはずである。にもかかわらず価格 による点数差がわずか5点しかないのは評価基準として不適切であるといわざるを 得ない。参考までに、県が定めた「指定管理者制度に係る運用マニュアル」では、指定管理者制度に関するものではあるが、効率的な管理運営(経済性の追求)についての基本配点は30点となっている。本業務が指定管理者制度に比して経済性の追求の項目が軽視されるべき内容であるとは到底思われない。

## (意見7·再掲)

公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額について配点の10%以下の範囲(事業によっては5%以下の範囲)でしか差がつかないのは評価基準として不適切である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分検討すべきである。

本業務の委託契約書第8条では、「乙は、委託業務が完了したときは、速やかに委 託業務完了報告書(様式)及び事業費精算書を甲に提出するものとし、交付を受けた 委託料に余剰金を生じたときは、これを返納しなければならない。」と定められてい る。これに基づき委託業務の完了時に委託業務に係る経費の明細書が提出されている が、人件費に記載された単価はA社が別に委託を受けた業務の方が本業務に比べて明 らかに高い金額となっている。例えば統括責任者の別業務の単価は、本業務に比して 約1. 8倍、もっとも単価が低い職員同士を比較した場合約1. 9倍となっており、 概ね2倍の単価となっている。この点担当課に確認すると、別業務の人件費単価が正 しい単価であり、本業務は予算の都合上低廉な委託金額にならざるを得なかったため 実際の単価より低い人件費単価での事業費精算書となっているとのことである。しか しながらともに余剰金返納条項が付された契約に基づく事業費精算書でありながら、 正確ではない事業費精算書を提出させるのは不適切であるといわざるを得ない。ま た、予算の都合によりA社が負担した人件費の約半分しか委託料として支払われなか ったというのが事実であれば、そもそもの予算の検討が不十分であり、取引としても 不適切であり、また、今後同社に競争が制限された状態で委託契約が行われる場合に その埋め合わせが行われるのではないかとの疑念が生じかねない。

## (指摘4・再掲)

事業費総額が予算と乖離しないようにするために実態とは異なる事業費精算書が

提出され、そのことに県が異議を述べない事例がみられた。事業費精算書については、 正しい金額に基づいて作成すべきものであり、予算の都合があるとしても正確ではない事業費精算書を是認することは不適切である。

# (3) 「「とくしまグルメ」プレミアム食事券」の新聞折り込みチラシに係るデザイン・ 印刷業務について

本業務は、1者随意契約によりB社と契約金額1,050,016円で委託契約を 締結した。

1者随意契約とした理由について、見積徴収伺によると「C新聞に折り込みを行う場合、取扱者が同社に限定されているため」とのことである。

しかしながら、確認したところ、C新聞に折り込み広告を行う場合取扱者が同社に限定されているという事実はなく、1者随意契約とすべき理由は全くなかった。にもかかわらず1者随意契約により契約を行ったことは極めて不適切である。

#### (指摘5)

事実とは異なることを主な理由に挙げて1者随意契約を締結している事例がみられた。1者随意契約を行う場合には、1者随意契約を締結する理由の根拠となる事実についても十分に調査・検討を行うべきである。

# (4) 「「とくしまグルメ」プレミアム食事券」に係るチラシ、飲食店申込冊子、ポスタ 一の作成業務について

本業務は、1者随意契約によりD社と契約金額2,495,000円で委託契約を 締結した。

1 者随意契約とした理由について、厳しい経営状況にある飲食業者の事業継続と早期の業況回復を図るため、一刻も早く事業を実施し事業者に対する支援を行わなければならず、掲示を行うポスター、チラシ、登録申込様式等の印刷・制作について緊急的に行う必要があること、及び、確実に納期に間に合わせることが可能か複数の印刷業者に問い合わせたところ、当事業者だけが確実に実施可能との回答だったためとのことである。

しかしながら、緊急の必要による場合というのは、災害時や犯罪捜査時等緊急に行 わなければ目的を達成しえない場合をいうところ、本業務あるいは本事業の場合そこ までの緊急性があるとは到底思われない。また複数の印刷業者に問い合わせたとのことであるが、1 者随意契約は例外的な契約手法であるところ1 者随意契約とせざるを得なかった理由が後からでも確認できるよう問い合わせた過程を記した詳細な資料を残しておくべきである。

# (指摘1・再掲)

緊急性が認められないにもかかわらず地方自治法施行令第167条の2第1項第5号を理由として1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。

# (意見17)

1者随意契約を締結する場合には、1者随意契約とした理由について詳細な資料を 残しておくべきである。

# 12 徳島を元気に!「頑張る地域」消費活性化事業

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う深刻な影響を受ける地域の中小・小規模 事業者の消費喚起・需要拡大を図るため事業者と住民が一体となる創意工夫をこらし た「地域の活性化」に資する取組を支援する。

# (2) 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、経済活動の活性化を図るため県内の事業者で構成される団体が、事業者と住民が一体となる創意工夫をこらした、感染拡大防止対策を徹底した上で実施する「地域の活性化」に資する消費喚起イベント等の開催を支援する。

#### (3) 所管部局・課

商工労働観光部 商工政策課

# (4) 根拠法令等

特になし

# (5) 実施要綱等

「頑張る地域」消費活性化促進事業費補助金交付要綱

# (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	-	-	60,000,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	57,938,468
		(財源内訳)	
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
57,938,468			

# 【指摘及び意見】

#### (1) 「頑張る地域」消費活性化促進事業費補助金について

本補助金については、徳島県「頑張る地域」消費活性化促進事業費補助金審査要領

により、委員会の各委員が審査、採点を書面審査により行い、補助金の交付を決定することとされている。

当該要領では、審査・採点方法は、以下のとおりとされている。

# 3 審査・採点方法

各委員が、申請者ごとに内容を審査し、採点表により採点を行う。

# (1)審査・採点の手順

- ①各審査項目を採点基準に基づき採点を行う。
- ②採点は、各審査項目を計5段階評価、審査員の合計点(40点満点)で行う。
- ③審査員の採点の合計が20点を下回った案件その他疑義のある案件につき協議したうえで、全ての審査対象案件の採否を決定する。なお、採点によってのみ採否を決定するものではなく、総合的に判断したうえで委員会において決するものとする。

# (2) 採点基準

採点の基準は次のとおりとし、各委員が申請者毎に次の基準により採点を行う。

5:優れている

4:やや優れている

3:標準的なもの

2:やや劣っている

1:劣っている

この点、「審査員の採点の合計が20点を下回った」ということがどのような場合であるのかについては、①審査員全員(4名)の採点の合計が20点を下回った場合、②自らの採点合計が20点を下回る審査員が誰か1人でもいた場合、③審査員全員の採点合計から1人あたりの平均点を出しそれが20点を下回った場合、の3通りの解釈があり得るところ、当該要領からはいずれと解釈すべきか判然としない。

担当課によれば②の解釈になるとのことであるが、補助金の採否の基準という重要な事項について異なる解釈の余地があるのは審査要領として不適切である。

#### (意見18)

補助金の審査要綱等の採点基準は審査結果を左右しかねないものであるから、疑義なく解釈・運用できるように十分に留意すべきである。

今回の審査では、1名の委員(民間委員)が審査対象の全案件(40件)について 満点である40点を付している。

本補助金の審査は補助金の採択のためのものであるということや審査項目が「5:優れている」「4:やや優れている」「3:標準的なもの」「2:やや劣っている」「1:劣っている」の5段階評価であることに鑑みても、本補助金の審査における採点には相対評価としての要素を含むものというべきである。そうすると、40件もの案件全てについて全て満点を付することは不適切であったと考えられる。

そして、担当課によると、本補助金では補助金額を予算内に収めるために最終的な 得点をも考慮して各案件に補助金を配分したとのことであり、当該委員による採点結 果は補助金額を左右するものであったというべきである。すなわち、本補助金の配分 においては、民間委員の採点結果が同一点数であったことから、得点を考慮すること によって補助金配分に民間の目線を反映するということができなくなったというこ とである。

以上の結果からすると、担当課としては、採点結果が不適切なものとならないよう、 採点結果が補助金額に与える影響なども説明の上、適正な採点結果を得るために十分 に努力すべきであった。

# (意見19)

補助金等の審査においては、審査員に審査の趣旨や審査結果の影響を説明するなど して、適正な採点結果を得るための十分な努力を行うべきである。

本補助金において審査員となる委員会の委員は民間委員も含めて無報酬とされている。

そして、担当課によると、本補助金において委員の報酬についての議論はなかった ということである。

本補助金では、審査員は40件もの案件について採点を行わなければならず、かつ 各案件の資料も決して簡易なものではない。

本補助金では、業務量に鑑みても、少なくとも、民間の審査員の報酬の有無及び額についての議論は行うべきであった。

(意見20)

補助金等の審査において審査員を民間に委嘱する場合、民間の審査員のかける手間 や割く時間をも考慮して、審査員の報酬の有無及び額の決定を行うべきである。

本事業は、事業者と住民が一体となる創意工夫をこらした「地域の活性化」に資する取組、例えば地域のイベントやお祭り等に関する経費について、10分の10以内(上限額2,000千円)を補助するものである。

この点、地域の活性化のためのイベントやお祭り等は本来地域の住民や団体等が経費を出しあって実施すべきものであり、公益性の観点から補助を行うにしても100%の補助を行うのはその妥当性に疑問がある。

また、補助金の実績報告においてイベントー式等の請求書が添付されているものが 散見されるところ、当該金額の妥当性を検証している様子はうかがわれない。そのた め実際に要した費用以上の補助金が支給されている可能性も否定できない。

(意見21)

補助事業を実施するにあたっては、対象となる事業者や対象事業に応じて、補助金額や補助率を適切に設定すべきであり、安易に100%の補助を実施すべきではない。

# 13 頑張る輸出事業者・伴走支援モデル事業

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

長期化するコロナ禍の影響に加え、原油・原材料価格等の高騰に伴い、厳しい経営環境に直面する県産品製造者が、縮小・途絶した商流の再構築を図る取組みを支援し、事業継続と回復を促進する。

# (2) 事業内容

中小企業成長促進法に位置づけられた本県の地域資源(清酒・梅酒・菓子など)製造事業者の経営回復と事業継続を図るため、県内事業者と専門家が組織する団体が取り組む県産品の需要拡大及び販路開拓や再構築に取り組む事業を公募し、事業効果が見込まれる提案を支援し、その効果を広く波及・横展開させる。

#### (3) 所管部局・課

商工労働観光部 商工政策課

### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

特になし

# (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	30,000,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	29,911,000
	·		(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
29,911,000	_	_	_

# 【指摘及び意見】

#### (1) 頑張る輸出事業者・伴走支援モデル事業について

本事業は、コロナ禍の影響などにより厳しい経営環境に直面する県産品製造者が、

縮小・途絶した商流の再構築を図る取組みを支援し、事業継続と回復を促進することを目的とし、海外バイヤー等への販促活動、商談の実施及びフォローアップなどを業務内容とする委託事業である。

しかし、本事業は、複数の県産品製造業者で構成される共同企業体や業界団体が受託者となり、自社製品や業界団体の構成企業から商品を仕入れ、販路開拓等を行っているうえ、販促活動や商談の実施などの業務内容についても各受託者が企画していることからすると、実質的には県産品製造業者などの商品仕入れや販促活動に対する補助であると評価するほかない。

これを委託事業として実施することは、事業の実態に合致していない。

(意見22)

補助事業とするか委託事業とするかは、事業の目的や実態に即して選択すべきである。

本事業は公募型プロポーザル方式により受託者を選定したが、企画提案募集要項によれば、企画提案者のうち3者を選定するとし、企画提案の参加要件として県内に本社又は営業所等を有する事業者5者以上による共同企業体又は県内事業者団体であることとしている。

そして、共同企業体3者の提案を受け、3者との間で1者あたり約10,000,000円の委託契約を締結している。

本事業の目的であるコロナ禍などの影響により厳しい経営環境に直面する県産品製造者は多数存在すると思われるところ、上記したように本事業が実質的にはこれらの県産品製造事業者に対する補助であるとすれば、3者に限定し1者あたり約10,000,000円の支援を実施するよりも、5者以上の共同企業体などといった参加要件を設けず幅広く企画を募集したうえで1者あたりの支援金額を少額に設定した方が、同額の予算の範囲内でより多くの事業者に対する支援につながった可能性もある。

(意見23)

県内事業者などに対する支援を目的とする事業においては、より多くの者が支援の 対象となるように参加資格を設定すべきである。

# 14 徳島県物価高騰対策応援金

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

長期化する原油・原材料価格の高騰の影響緩和を図り、厳しい経営環境に直面している県内の中小・小規模事業者・個人事業主の事業継続を支援する。

# (2) 事業内容

対象月の営業利益(売上高)又は売上高が、基準期間の任意の同じ月と比較して「30%以上減少」している事業者に対して、県独自の「応援金」を支給する。

※対象月 令和4年4月~令和4年11月のいずれかの月

基準期間 平成31年4月~令和元年11月

令和2年4月~令和2年11月

令和3年4月~令和3年11月のいずれかの期間

- ○給付対象:・県内に事業者を有する中小法人、個人事業者(フリーランスを含む)
  - ・応援金受給後も事業継続の意思を有すること
- ○給付額:1事業者あたり法人20万円、個人10万円(定額)
- ○申請受付期間:令和4年12月5日~令和5年2月28日
- (3) 所管部局・課

商工労働観光部 商工政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

徳島県物価高騰対策応援金支給要綱

(6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度開始・令和5年度終了予定

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		_	2,250,000,000
(うち翌年度繰越額)			(45,000,000)
決算額	_	_	2,185,519,034
		(財源内訳)	
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
2,185,519,034		_	

# 【指摘及び意見】

#### (1) 本事業全般について

本事業は、長期化する原油・原材料価格高騰の影響により、厳しい経営環境に直面している徳島県内の中小・小規模事業者の事業継続を応援するため、令和4年4月から令和4年11月のいずれかの月の仕入原価等が、基準期間(平成31年4月から令和元年11月、令和2年4月から令和2年11月、令和3年4月から令和3年11月)の任意の同じ月(基準月)の仕入原価等と比較して増加しており、営業利益(売上高一仕入原価等)が30%以上減少している事業者を対象に法人20万円、個人10万円を支給する事業である。

まず、令和4年4月から令和4年11月の単月の状況で判定しているが、これだと たまたま要件を満たす月があると経営が悪化していなくても応援金がもらえること になってしまい、事業の趣旨に反することになってしまう。

さらに仕入原価等について不正な申告が行われても単月の状況であれば検証を行うことは事実上不可能である。応援金を給付するにあたっては申請者が不正な申請をしないことはもちろん重要なことであるが、応援金を給付する側としても不正が生じにくい仕組みによる給付を行うことが重要である。本事業のように不正申請の発見が事実上不可能である仕組みにより応援金を給付するのは不正申請を誘発することにもつながりかねない。

単月の状況によるのではなく直前事業年度の状況により判定するようにすると、偶 発的な仕入原価等の変動を排除できるし、税務申告書類等によって検証も可能と思わ れる。

# (意見24)

徳島県物価高騰対策応援金において、応援金の給付の判定にあたっては、単月の状況により給付の有無を判定するのではなく、直近事業年度の状況で判定するようにすべきであった。

本事業では、「仕入原価等」と「営業利益」を給付対象の判断基準としており、「仕入原価等」とは仕入原価、光熱水費、燃料費の合計額をいい、「営業利益」とは売上高から仕入原価等を差し引いた額をいうものとされている。しかしながら、在庫を持つ事業の場合売上計上月と仕入計上月は必ずしも一致しないため、営業利益を算出するためには月初と月末の在庫の調整を行う必要がある。にもかかわらず、単純に売上高から仕入原価等を差し引いても意味のある数字とはならず判断基準としては合理性を欠くといわざるを得ない。

# (意見25)

徳島県物価高騰対策応援金において、応援金の給付対象の判断基準として売上高から仕入原価等を差し引いた「営業利益」を用いたことは、合理性を欠くものであったというべきであり、より合理性のある判断基準を設けるべきであった。

本事業は、長期化する原油・原材料価格高騰の影響を緩和するための事業として実施されたことから、仕入原価等が増加し、かつ、営業利益が30%以上減少している事業者を給付対象として実施された。しかしながら、実際の申請状況は芳しくなく、当初予定されたほどの申請は見込めそうになかった。そこで、「営業利益要件」に加えて「売上要件(対象月の売上金額が基準期間の任意の同じ月の売上金額と比較して30%以上減少している場合)」を新たに設け、選択できるように改めた。その結果最終的には14,563件の支給を行った。なお、その内訳は営業利益要件2,273件、売上要件12,290件である。

この点、本事業は原油・原材料価格高騰の影響を緩和するための事業として予算化し、実施されたにもかかわらず、申請が低調であるからといって安易に給付対象の要件を変更したことは疑問である。原油・原材料価格高騰と仕入金額等の増加及び営業利益の減少には密接な関連性があり、事業目的と給付対象に整合性があるが、原油・原材料価格高騰と売上高の減少は全く関係がないとは言えないが、関連性は極めて希

薄である。売上高が減少した事業者に応援金を給付する必要性があるのであれば別事業として実施すべきであり、事業目的と合致しない給付を安易に行うべきではない。

(意見26)

徳島県物価高騰対策応援金において、応援金の給付対象について、申請が低調であるからといって「売上要件」を設けたことについては、事業目的と整合しない範囲まで給付対象を拡大してしまうものであったというべきである。給付対象を拡大するのであれば、より事業目的に即した要件緩和を行うか、あるいは別事業として実施すべきであった。

# (2) 徳島県物価高騰対策応援金事務局運営業務について

本業務は、プロポーザル方式による募集を実施した結果、A社と当初契約金額2,350,000,000円(応援金部分 2,200,000,000円、事務経費等 150,000,000円)で委託契約を締結した。

プロポーザル方式による募集は、複数の応募者の企画提案の中から優れたものを採用することができるというメリットがある反面、応募者の立場からすると企画提案書の作成を行う等の負担もあり競争入札の方法と比較して応募者が少数となる傾向にある。

本業務の募集においても、A社しか応募者がおらず、複数の企画提案の中から優れたものを採用するというメリットは得られず、競争が行われないままA社と契約を行うというデメリットが残った。

本業務において、応募者が1者しかいなかった原因としては、選定スケジュールが令和4年11月28日募集開始、11月30日参加申込締切、12月1日企画提案書の提出締切というあまりにもタイトなスケジュールであったためと思われる。

本業務については、委託期間は令和5年3月31日まで(最終的には令和5年4月28日に期間延長)であり、参加申込締切を募集開始の翌々日としなければならないほどの緊急性は存在しない。にもかかわらずかかるタイトなスケジュールにより募集を実施したのは不適切であるといわざるを得ない。

本業務の委託先であるA社は、本年度の監査対象事業45事業のうち4業務において委託契約の相手方となっているが、そのうち1業務は1者随意契約、1業務は翌日締切のプロポーザル、2業務は翌々日締切のプロポーザルで選定されており、ほぼ競

争を経ない形で選定されている。このような状況からみると本業務については最初からA社と契約するつもりであったと疑われても仕方がないものと思われる。

(意見6·再掲)

<u>公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保すること</u>ができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。

本業務のプロポーザルにおいて委託候補者選定委員会が設置されているが、選定委員は4名で構成されているところその内訳は県職員1名、外部団体の委員3名となっている。選定委員のメンバーに外部団体の委員を入れたのは県職員以外の目も入れて多面的な審査が行われることを期待しているものと思われる。しかしながら、実際には外部団体の委員は3名とも数年前まで県に勤務していた元県職員であり、外部委員を入れた意味が損なわれている。

(意見12・再掲)

公募型プロポーザル方式における委託候補者選定委員会の選定委員に外部の委員 を入れる場合には、審査の実効性を高めるためにも原則として出向中の県職員や県の 元職員以外の者に委員を委嘱すべきである。

本業務のプロポーザルにおける評価基準として、経費の積算という項目に100点満点中10点の配点が与えられている。そして、「徳島県物価高騰対策応援金に係る事務局運営業務委託候補者選定要領」に示された採点基準によると、経費の積算部分については最低5点の点数が与えられるため、委託費の多寡については最も点数が開いても5点の差しか付かないことになる。確かにプロポーザル方式による募集において最も重視されるのは価格ではなく提案内容であるのかもしれない。しかしながら価格についても重要な判断材料の一つであるはずである。にもかかわらず価格による点数差がわずか5点しかないのは評価基準として不適切であるといわざるを得ない。参考までに、県が定めた「指定管理者制度に係る運用マニュアル」では、指定管理者制度に関するものではあるが、効率的な管理運営(経済性の追求)についての基本配点は30点となっている。本業務が指定管理者制度に比して経済性の追求の項目が軽視されるべき内容であるとは到底思われない。

# (意見7·再掲)

公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額について配点の10%以下の範囲(事業によっては5%以下の範囲)でしか差がつかないのは評価基準として不適切である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分検討すべきである。

# (3) 徳島県物価高騰対策応援金コールセンター設置業務について

本業務は、1者随意契約によりB社と契約金額29,987,628円で委託契約を締結した。

見積徴収業者の選定理由について、電話窓口を至急開設する必要があること、本県 行政に極めて精通していること、長期にわたる行政コールセンターの経験があり極め て短い時間で体制を整え本格運用することが可能であること、業務開始後も業務改善 や本県職員のフィードバックなどが即時に行われることが期待できること、が挙げら れている。

しかしながら緊急性の部分については、徳島県物価高騰対策応援金事業自体が内容的に入札等ができないほどの緊急を要する事業とは思われない。また、緊急性以外の理由については、1者随意契約とすべき理由には該当しないと思われる。県行政への精通、行政コールセンターの経験が1者随意契約の理由として認められるのであれば、今後県が締結するコールセンター業務はB社以外では行えないことになってしまう。

### (意見14·再掲)

性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1者随意契約を締結する場合には、他の業者による履行可能性を十分に検討し、委託業務の内容に応じて競争入札や公募型プロポーザル方式による募集を実施するなど適切な委託先選定方法を採用すべきである。

# (4) 「徳島県物価高騰対策応援金」申請用冊子の作成業務について

本業務は、見積合わせを行うことなく1者随意契約によりC社に契約金額924,000円で発注された。

しかしながら、本業務の予定価格は30万円以上100万円未満であるため、県の 定める「指名業者の選定基準(物品の購入を除く)」からすると3者以上による見積 合わせが必要である。

この点、見積徴収伺によると、これまで県の同種事業の発注実績があり、県の各種刊行物の制作を手がけるなど豊富な実績を有し、また、市内に事業所を有しているため機動性の確保も可能であること、および、確実に納期に間に合わせることが可能か複数の印刷業者に問い合わせたところ、当事業者だけが確実に実施可能との回答だったためとのことである。

しかしながら、豊富な実績を有していることや機動性の確保が可能であることはおよそ1者随意契約の理由とはなり得ない。また複数の印刷業者に問い合わせたとのことであるが、その問い合わせの詳細については、現存する資料からは確認のしようがなく、1者随意契約の理由となるかどうかが判然としない。1者随意契約は例外的な契約手法であるところ1者随意契約とせざるを得なかった理由が後からでも確認できるよう問い合わせた過程を記した詳細な資料を残しておくべきである。

# (意見17・再掲)

1者随意契約を締結する場合には、1者随意契約とした理由について詳細な資料を 残しておくべきである。

また、仮に他の事業者から確実に納期に間に合わせることができるとは限らない旨の回答があったとしても、これらの事業者を含めて見積合わせを行うことは可能だったのであるから、見積合わせを行って契約先を選定する(見積合わせの手続の中でこれらの事業者の見積辞退の意向を正式に確認する)ことが競争性確保の観点からも適切であったと考えられる。

### (意見27)

見積合わせを実施することが可能なのであれば、契約締結の事前検討の際に業務遂行可能であることを表明した事業者が1者のみでその他の事業者からは業務遂行困難である旨の回答を事実上得ていたとしても、見積合わせの手続の中で正式に意向を確認すべきであり、見積合わせの手続を省略して1者随意契約を締結すべきではない。

# 15 伴走支援型経営改善推進費補助金

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により業績が悪化している中小 企業の早期経営改善を促すため、資金繰り支援を実施することにより、県内中小企業 の事業の継続と経営の安定を図る。

# (2) 事業内容

国の信用保証制度「伴走支援型特別保証制度」を活用した、中小企業向け融資制度 「伴走支援型経営改善資金」を創設する。また、保証料を補助することにより、中小 企業の保証料負担を軽減する。

# (3) 所管部局・課

商工労働観光部 企業支援課

# (4) 根拠法令等

特になし

# (5) 実施要綱等

德島県伴走支援型経営改善推進費補助金交付要綱 伴走支援型特別保証制度要綱

徳島県中小企業振興資金融資要綱

# (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和3年度開始・令和4年度終了

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	390,000,000	260,000,000
(うち翌年度繰越額)		(260,000,000)	
決算額	I	101,949,671	133,882,618
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
133,882,618	_		_

# 【指摘及び意見】

特に指摘及び意見はない。

# 16 伴走支援・借換による経営力強化推進費補助金

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症による業績悪化や原油・原材料価格高騰の影響により、 融資の返済が負担となっている県内中小企業者等の事業継続や経営の安定を図るため、中小企業向け融資制度を通じた円滑な資金調達を支援する。

# (2) 事業内容

新型コロナウイルス感染症対応資金などの保証付き融資からの借り換えや新たな 資金需要に対応する国のコロナ借換保証(伴走支援型特別保証制度)を活用した中小 企業向け融資制度「経営力強化伴走支援資金」を創設し、あわせて、保証料を補助す ることにより、企業の保証料負担の軽減を図る。

#### (3) 所管部局・課

商工労働観光部 企業支援課

# (4) 根拠法令等

特になし

# (5) 実施要綱等

徳島県伴走支援・借換による経営力強化推進費補助金交付要綱 伴走支援型特別保証制度要綱 徳島県中小企業振興資金融資要綱

# (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度開始·令和5年度終了予定

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	890,000,000
(うち翌年度繰越額)			(820,336,000)
決算額	I	I	69,663,282
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
69,663,282	_	_	_

# 【指摘及び意見】

特に指摘及び意見はない。

# 17 物価高騰対策金融円滑化推進費補助金

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、円安の進行やウクライナ情勢などによる原油・原材料価格高騰の影響を受ける県内中小企業者等の事業継続や経営の安定を図るため、中小企業向け融資制度を通じた円滑な資金調達を支援する。

# (2) 事業内容

中小企業向け融資制度「経済変動対策資金」に物価高騰緊急対策枠を創設し、融資 条件を拡充するとともに、保証料を引き下げることにより、企業の保証料負担の軽減 を図る。

# (3) 所管部局・課

商工労働観光部 企業支援課

# (4) 根拠法令等

特になし

# (5) 実施要綱等

徳島県物価高騰対策金融円滑化推進費補助金交付要綱 徳島県中小企業振興資金融資要綱

# (6) 事業開始年度・事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_		630,000,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_		203,662,854
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
203,662,854	_	_	_

# 【指摘及び意見】

特に指摘及び意見はない。

# 18 新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給事業

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、売上が減少した県内中小企業者に対し、利子補給を実施し、円滑な資金供給を行うことにより、事業の継続や経営の安定を図る。

# (2) 事業内容

中小企業向け融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」を利用する県内中小企業者に対し、民間金融機関を通して、利子の間接補助を行う。

# (3) 所管部局・課

商工労働観光部 企業支援課

# (4) 根拠法令等

特になし

# (5) 実施要綱等

徳島県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金交付要綱 徳島県中小企業振興資金融資要綱

# (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和2年度開始・令和6年度終了予定

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	3,881,000,000	3,383,938,000	2,708,380,000
(うち翌年度繰越額)	(84,848,000)		
決算額	3,279,182,810	3,224,888,997	2,583,401,739
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
_	_	_	2,583,401,739

※財源内訳のうち「その他」は

(独)中小企業基盤整備機構助成金:2,088,413,892円

新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金:488,051,518円

基金積立金: 6,936,329 円

# 【指摘及び意見】

特に指摘及び意見はない。

# 19 徳島県賃上げ応援金

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

厚生労働省の「業務改善助成金」を活用し、設備投資等の生産性の向上に取り組み、 最低賃金の引上げを行う中小・小規模事業者を支援することで、労働者の所得向上を 促進する。

# (2) 事業内容

原油・原材料価格の高騰等が長期化する中、設備投資等の生産性の向上に取り組み、 最低賃金の引上げを行う中小・小規模事業者を支援するため、厚生労働省の「業務改 善助成金」の支給を受けた中小・小規模事業者に対して、上乗せ助成を行う。

助成額は、「設備投資等の額の1/10」。ただし、国の助成上限額の1/10を上限とする。

対象については、令和4年度中に厚生労働省の「業務改善助成金」の交付申請を行った事業所とする。

# (3) 所管部局・課

商工労働観光部 労働雇用戦略課

#### (4) 根拠法令等

特になし

# (5) 実施要綱等

徳島県賃上げ応援金支給要綱

# (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度開始・終了予定なし

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	-	_	14,400,000
(うち翌年度繰越額)			(13,312,000)
決算額	_	_	1,088,000
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
1,088,000	_	_	_

# 【指摘及び意見】

# (1) 徳島県賃上げ応援金について

本応援金の制度は、厚生労働省の「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金又は業務改善助成金特例コース)」により助成を受けた事業者に対し、 上乗せで応援金を支給するものである。より具体的に述べると、厚生労働省の当該助成金は、対象となる設備投資等の最大10分の9の額を助成するものであり、本応援金はこれに加えて対象となる設備投資等の最大10分の1の額を支給するものである。

本応援金の実施要綱は令和4年11月28日に施行されているところ、支給対象の 事業者は令和4年4月1日から実施要綱制定までに賃上げ及び設備投資を実施済み の事業者も対象とされている。これら既に賃上げや設備投資を実施済みの事業者に対 して応援金を支給したとしても、支給によって新たな賃上げの需要が生じるわけでも ない。

また、実施要綱の施行後について検討しても、本応援金の対象者は厚生労働省の助成金の受給者なのであるから、厚生労働省の助成金だけでは賃上げをしない事業者に本応援金の上乗せがあるから賃上げをしようとする判断をしてもらわなければ、賃上げの需要を喚起したことにはならない。そして、本応援金は、結局のところ厚生労働省の助成金の9分の1程度にすぎない規模で行われるものであり、各事業者に交付されることとなる金額もその程度であるにもかかわらず、申請の手間は各事業者に別途生じることになる。そうすると、設備投資等の額の最大10分の9の国からの助成では賃上げに踏み切れないにもかかわらず、そこに更に応援金として最大10分の1の額を上乗せすることで賃上げに踏み切ることができたという事業者が多く存在したとは考えがたい。

以上からすると、本応援金の多くは本応援金の制度がなくとも(厚生労働省の助成制度を利用するなどして)賃上げを行ったであろう事業者に対し支給されたとみるべきであり、本応援金による賃上げの需要喚起効果は乏しいといえる。

そうすると、賃上げに対する県独自の支援としては、厚生労働省の助成金への上乗 せ支給という方法ではなく、他により多くの賃上げの需要を経済的・効率的に喚起で きるような方法がないかどうかについて十分な検討を行った上でその内容を決定す べきである。 (意見28)

賃上げに対する県独自の支援については、厚生労働省の助成金の上乗せ支給とする 方法を安易に選択するのではなく、より多くの賃上げの需要を経済的・効率的に喚起 できるような方法を検討して内容を決定すべきである。

# 20 全国旅行支援(みんなで!徳島旅行割)事業

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により全国的に旅行需要が落ち込む中、観光庁の補助事業「全国旅行支援」を活用し、感染拡大を抑制しつつ、地域の旅行需要を喚起する事で、厳しい経営環境に直面する観光事業者を支援する。

### (2) 事業内容

本県を目的地とする旅行・宿泊商品に対し、観光庁が定める補助要綱に基づき割引 を実施するとともに、土産物店、飲食店、公共交通機関などの幅広い産業に裨益する 支援策として、旅行期間中に使用可能なクーポンを付与する。

期 間:第1期 令和4年10月11日~ 第2期 令和5年1月10日~

対 象:全都道府県の居住者

円以内

(第1期) 周遊クーポン 平日3,000円以内 休日1,000円以内

助成内容:宿泊・日帰り旅行割引 延伸を 5,000円以内 延伸を 高以 3,000

円以内

(第2期) 周遊クーポン 平日2,000円 休日1,000円

#### (3) 所管部局・課

商工労働観光部 観光政策課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱 (需要創出支援)

#### (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度開始・令和5年度終了予定

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	6,770,000,000
(うち翌年度繰越額)			(922,439,000)
決算額	_	_	3,230,000,000
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
_	3,230,000,000	_	_

<sup>※</sup>財源内訳のうち「国庫(その他)」は、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 である。

# 【指摘及び意見】

### (1) 本事業全般について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により旅行需要が落ち込む中、徳島県内の旅行需要を喚起するため、旅行客に対し、宿泊・日帰り旅行費用を割り引くとともに、旅行期間中に使用可能なクーポンを付与する事業である。

本事業における地域限定クーポンの利用対象施設としては、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、酒類販売店なども含まれる。このような店舗でのクーポンの利用にあたって、商品券や宝くじ、タバコの購入、税金や公共料金等への支払いには利用できないといった最低限の条件はあるものの、土産物等の購入に限定されておらず、食料品、日用品の購入にも広く利用が可能であった。

本事業は、コロナ禍で厳しい経営環境に直面する観光関連事業者を支援することを 目的にしているが、スーパーなどで食料品等の購入にクーポンが使用された場合、何 ら観光関連事業者への支援とはならない。

#### (意見29)

観光関連事業者の支援を目的とするクーポンの付与にあたっては、事業目的に応じたクーポンとなるよう、対象店舗や購入対象物品を絞り込むべきである。

# (2) 徳島県版「全国旅行支援(仮称)」事務局運営業務について

本業務では、公募型プロポーザル方式により委託先の選考がなされた結果、A社と

随意契約が締結されているが、参加申込のための募集期間は令和4年8月12日から 同月19日までとされ、応募企業はA共同事業体1者にとどまった。

随意契約による委託先の選定にあたり、公募型プロポーザル方式において競争原理を十分に働かせるためには、より多くの参加者を確保することが望ましい。この点、管財課が策定した「公募型プロポーザル方式による随意契約の取扱い」についてと題する書面によれば、公告日を決定する場合は参加申込書の受付期間などに十分配慮することとされており、実施方法の例として、公募期間「10日程度」との記載とともに、「参加希望者の参加を阻害しない、ゆとりを持った日程設定を行うこと」と記載されている。

本業務における公募型プロポーザルの募集期間は、管財課が設定する標準的な期間 に足らず、結果、参加申込が1者にとどまっており、期間設定が不適切であった。

# (意見6·再掲)

<u>公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保すること</u>ができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。

本業務の公募型プロポーザルにおける事業者評価表では選定項目ごとに配点がなされているところ、選定項目ごとの配点は、提案内容(業務理解度、企画・技術力) 40点、業務遂行能力(実施体制、スケジュール)40点、過去の実績等10点、予算の妥当性10点とされている。

この点、本業務は、事務局運営業務であり、業務遂行において委託先の感性や専門的知見、技能が求められる比重は大きくない。このような事業においては、そもそも指名競争入札による方法でも足りるとも考えられるが、公募型プロポーザル方式によるとしても、経済性の観点から予算の妥当性にかかる配点の割合をより大きくすることが望ましい。

## (意見7·再掲)

公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額について配点の10%以下の範囲(事業によっては5%以下の範囲)でしか差がつかないのは評価基準として不適切である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分

# 検討すべきである。

本業務の公募型プロポーザルに関する企画提案募集要項によれば、企画提案の参加 資格として、徳島県内に事業の拠点(本店のほか支店、出張所等を含む)を有する法 人であること、本業務と同種の業務を実施した実績(受託を含む)を有するなど業務 手法に精通していることといった要件がある。また、共同事業体による参加申込につ いて、代表企業がかかる要件を満たすこととされているほか、代表企業以外の構成企 業についても徳島県内に事業の拠点があることや業務手法に精通していることが求 められている。

共同事業体を組む目的として、一つには事業者がそれぞれの特性を生かし、不足する要素を補い合うことにある。上記のとおり、公募型プロポーザルにおいてはより多くの参加者を確保することが望ましいところ、共同事業体を組むことにより事業者同士が不足する要素を補完し合うことでプロポーザルへ参加しやすくすべきであるが、上記の募集要項のように代表企業、構成企業ともに同様の要件を求めることは、むしろ参加の要件を厳しくするものであり不当である。

# (意見30)

公募型プロポーザル方式による場合、共同事業体による参加資格として構成企業に 対し代表企業と同等の参加要件を求めることは、より多くの応募者を確保することが できるようにすべきという観点から不当である。

本業務における委託契約書第12条では、委託業務の再委託はあらかじめ書面による承諾を得た場合に限り実施できる旨が規定されている。そこで、事務局運営業務委託の一部をA共同事業体からB共同運営体に再委託するにあたって、A共同事業体から再委託承諾申請書が提出され、県から令和5年3月31日までを承認期間とする再委託の承認が行われた。しかしながらその後契約期間が令和5年4月1日以降に延長されたが、承認期間を延長することなく再委託が継続された。その結果、令和5年4月1日以降の再委託については承認がないこととなり、委託契約に違反することとなった。

この点、担当課に確認したところ、仕様書に「再委託することを妨げない」旨が記載されており、書面による承諾なく再委託が可能であるとの回答があった。

しかしながら、管財課長通知「委託契約(建設工事関係を除く)における再委託の 取扱いについて」の「5 書面による承諾なく再委託が可能なもの」は、以下のよう に定めている。

- 5 書面による承諾なく再委託が可能なもの
  - (1) (省略)
  - (2) 県が委託業務を設定する際、業務の一部につき再委託が必要と認める業務について、その旨をあらかじめ入札(見積)参加業者に対し仕様書等により明らかにした場合、書面による承諾は必要としない。

この場合、仕様書に、再委託を指定するものではないこと、委託契約の相手 方は再委託先について県に書面で報告することを明記しておくこと。

そして、本業務の仕様書では、再委託を認めることは記載されているものの再委託 先について県に書面で報告することを明記しておらず、「書面による承諾なく再委託 が可能なもの」の要件を満たしていないことから、書面による承諾なく再委託するこ とはできなかったと解すべきである。

# (指摘6)

委託期間が変更契約により延長されたにもかかわらず、再委託の承認期間を書面により延長しなかったため、再委託の承認期間が終了しているにもかかわらず再委託を継続している事例がみられた。委託契約の変更により委託期間が延長された場合、再委託の承認期間についても検討し、必要に応じて改めて書面により再委託の同意をとるべきである。

また、そもそも「委託契約(建設工事関係を除く)における再委託の取扱いについて」の「5 書面による承諾なく再委託が可能なもの」についてはその妥当性に疑問がある。再委託にあたって書面による承諾が必要とする理由は、再委託の可否の判断と再委託先の適否の判断を県に留保する意味がある。(2)の要件を満たした場合には書面による承諾なく再委託が可能となるが、再委託先の選定が委託先の一存で決定することができることになり、県に再委託先の適否を判断する余地がなくなることになる。そのため、仕様書等に記載があることを理由として書面による承諾を必要としない取扱いを認めるとしても、そのような取扱いは仕様書に特定の再委託先を明記した場合に限定すべきである。

# (意見31)

県が委託業務を設定する際に業務の一部につき再委託が必要と認める業務についてその旨をあらかじめ入札(見積)参加業者に対し仕様書等により明らかにしたことを理由として書面による承諾を必要としない取扱いを認めるとしても、そのような取扱いは仕様書に特定の再委託先を明記した場合に限るべきである。

# 21 サステイナブル観光・外国人誘客推進事業

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、本県の観光関連事業者は、長期間にわたり大変厳しい状況に置かれていることから、アフターコロナにおける国内外からの観光誘客の促進に向け、反転攻勢をかけるため、本県の強みであるサステイナブルな観光コンテンツを最大限活用し、サステイナブル・ツーリズムに関心の高い欧米に対して、観光プロモーションを展開する。

# (2) 事業内容

祖谷の古民家宿や上勝町のゼロ・ウェイストの取り組みなど、「徳島のSDGs」をテーマとした多言語の観光プロモーション動画(日・英・独・中繁体字・中簡体字)を4本制作するとともに、欧米の旅行会社を対象に本県の観光資源や受け入れ体制のPRを行う「オンライン観光セミナー」の開催や、現地旅行会社の招請による本県観光地のプロモーション活動を行い、本県を目的地とする旅行商品造成を促進する。

#### (3) 所管部局・課

商工労働観光部 観光政策課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

特になし

# (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_		21,900,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	20,455,393
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
20,455,393	_	_	_

# 【指摘及び意見】

# (1) ドイツにおけるメディアを活用した観光プロモーション事業委託業務について

本業務は、ドイツから徳島県へのインバウンド誘客を促進するため、現地メディアを活用したプロモーションを実施するものであり、委託先の選定にあたり、公募型プロポーザル方式が採用された。参加申込の受付期間は令和4年10月24日から31日とされ、参加申込は1者にとどまった。

随意契約による委託先の選定にあたり、公募型プロポーザル方式において競争原理を十分に働かせるためには、より多くの参加者を確保することが望ましい。この点、管財課が策定した「公募型プロポーザル方式による随意契約の取扱い」についてと題する書面によれば、公告日を決定する場合は参加申込書の受付期間などに十分配慮することとされており、実施方法の例として、公募期間「10日程度」との記載とともに、「参加希望者の参加を阻害しない、ゆとりを持った日程設定を行うこと」と記載されている。

本業務における公募型プロポーザルの募集期間は、管財課が設定する標準的な期間 に足らず、結果、参加申込が1者にとどまっており、期間設定が不適切であった。

# (意見6·再掲)

<u>公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保すること</u>ができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。

本業務では、予算上限額3,800,000円に対し、委託先から合計3,795,000円の見積書が提出され、同額で委託契約が締結されている。

見積書記載の経費の相当性に関して、見積書には、「アンケート作成、結果集計、分析、翻訳」として1式500,000円、「旅行会社選定、交渉、資料作成、通訳兼司会1名」として1式450,000円、「連絡調整、フォローアップ、事業管理費」として1式350,000円、といった項目や単価の記載がある。そして、委託業務完了報告書添付の事業費精算書でも同様の記載がなされているが、各項目の活動や経費の詳細は判然としない。

公募型プロポーザルの結果、1者のみの応募となり、競合他者との比較をなしえない状況においては、適正な委託料となるよう見積額の相当性について十分な検討がなされるべきである。担当課の説明によれば、予算額の設定は過去の実績を参考にした

とのことであるが、本業務の記録上、過去の実績に関する資料や記述はなく、委託料 の適正について十分な検討がなされた様子はうかがわれない。

また、本業務の委託契約においては委託料に余剰が生じた場合に返納することが約されているが、完了報告において、見積書同様の事業費精算書の内容について精査された様子もうかがわれない。

# (意見32)

委託先の選定を公募型プロポーザル方式により実施したものの1者しか応募がなかった場合には、競争原理が働かないことから、委託契約締結時における委託料や完了検査時における経費等の相当性の判断にあたっては、より慎重な検討をすべきである。

# (2) 米国における旅行博出展及び現地旅行会社へのセールス委託業務について

本業務は、米国における徳島への誘客にかかるプロモーション活動を委託するものである。委託先の選定にあたり、公募型プロポーザル方式が採用されたが、参加申込受付期間は令和4年11月4日から11日とされ、応募は2者のみであった。

随意契約による委託先の選定にあたり、公募型プロポーザル方式において競争原理を十分に働かせるためには、より多くの参加者を確保することが望ましい。この点、管財課が策定した「公募型プロポーザル方式による随意契約の取扱い」についてと題する書面によれば、公告日を決定する場合は参加申込書の受付期間などに十分配慮することとされており、実施方法の例として、公募期間「10日程度」との記載とともに、「参加希望者の参加を阻害しない、ゆとりを持った日程設定を行うこと」と記載されている。

本業務における公募型プロポーザルの募集期間は、管財課が設定する標準的な期間 に足らず、結果、参加申込が2者にとどまっており、期間設定が不適切であった。

# (意見6・再掲)

<u>公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保すること</u>ができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。

本業務の委託契約においては、委託料に余剰金が生じた場合には返納することが約

されており、完了検査にあたっては経費支出の状況などを精査する必要がある。

この点、本委託業務の一つとして、受託者より提案、報告されたものとして、米国の旅行会社社員を徳島に招請し徳島を観光してもらうというものがある。この業務に関する予算見積り段階では、2社程度を想定した参加者調整、フォローアップとして300,000円、2名招請+ディレクター2名、通訳ガイド1名同行を想定した招請費用として1,800,000円とされた。これに対し、委託業務完了報告書添付の事業費精算書では、参加者調整・フォローアップとして3社で300,000円とされたが、招請費用の内訳について、招請した3名分の航空券として800,000円、「3名招請+ディレクター1名、通訳ガイド1名同行想定」として900,00

かかる経費内訳からすれば、航空券は受託者の利益部分を含まない実費そのものと 考えられるところ、航空券の領収証などの支出にかかる資料はない。また、事業費精 算書でありながら「想定」として金額が計上されているが、この点を質したり修正を 求めたりした様子はうかがわれない。十分な完了検査がなされないままに、総額では 見積書と同額の精算書が承認されたものと推認される。

# (意見33)

余剰金の返納が約されている委託契約においては、完了検査時において支出に関す る領収書等の資料を確認するなどして経費の適否を十分に検査すべきであり、また、 事後的にも確認できるように検査経過や検査した証拠資料などを記録すべきである。

# ③ 「徳島のSDGs」を活用した観光PR動画作成業務について

本業務は、国内外の観光誘客を目的に、徳島県内のSDGsの取組を観光に結び付けたPR動画を作成するものであるが、A社との間で1者随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を締結している。随意契約の理由として、過去に同様の視点で徳島を特集した書籍があり、A社は同書籍の出版社と連携することができる唯一の事業者であることとされている。

しかし、事業目的からすれば、過去の出版物とのタイアップを当然の前提とする必要性はなく、本業務の成果物を見ても他の業者であっても十分に作成可能なものと考えられる。

本業務のような広報資材の作成など製作者の感性や能力が問われる業務に関する

委託先の選定にあたっては、単純な競争入札には馴染まない場合があるとしても、公募型プロポーザルを実施し、複数の参加者を得て企画提案書を評価するといった方法がより適切といえる。過去に同様の視点で徳島を特集した書籍の出版社と連携することができるということは、公募型プロポーザルの過程で評価すれば足りるにすぎないものというべきである。

この点、担当課は、本事業は当初から過去の出版物とのタイアップを目的としたことからプロポーザルには馴染まなかったと説明するものの、上記のとおり本事業の目的や内容からすればそもそも過去の出版物とのタイアップを前提とする必要性はなく、1者随意契約をする理由に欠ける。

#### (指摘7)

競争入札又は公募型プロポーザル方式による募集を行うことができるにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1者随意契約をする場合には、他の業者による履行可能性を十分に検討し、競争入札又は公募型プロポーザル方式による募集が可能であればこれらによるべきである。

本業務の委託料は400万円であるところ、委託契約締結にあたり、A社からは「動画制作費 4本」「1式」「4,000,000」との見積書が提出されているのみで、その内訳などの説明はない。1者随意契約の場合、競争が働かないため委託料の相当性についてはより慎重な検討を要する。本業務を担当した観光政策課によれば、本業務の委託料の評価にあたっては過去の実績を参考にしたということであるが、過去の実績にかかる資料もない。

#### (意見4·再掲)

1者随意契約による委託契約の締結や変更にあたっては、委託予定先から提出された見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理由などの記録も残すべきである。特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡をも考慮した慎重な検討を要する。

# 22 周遊促進!徳島観光すいすい事業

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

コロナ禍で甚大な影響が出ている旅行会社とバス事業者を支援するため、貸切バス を利用した団体向け企画旅行商品の造成を支援し、団体バス旅行商品の利用促進、県 内の周遊観光の促進を図る。

# (2) 事業内容

本県への団体バス旅行を催行する旅行会社を対象に助成を行った。

利用条件:1ツアーあたり宿泊者数原則15名以上

(北海道、東北地方及び九州・沖縄地方からのツアーは10名以上)

基本助成額:バス1台1泊あたり 3万円

加 算 額:バス1台あたり 1万円~6万円

実 績:利用バス台数330台、旅行者人数9,685人、

募集型・企画型ツアー151件

# (3) 所管部局・課

商工労働観光部 観光政策課

# (4) 根拠法令等

特になし

# (5) 実施要綱等

徳島観光すいすい(貸切バス料金)助成事業実施要綱

# (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

平成26年度開始・終了予定なし

12,000,000

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	65,000,000	56,000,000	26,000,000
(うち翌年度繰越額)	(30,000,000)	(26,000,000)	
決算額	20,800,000	15,500,000	24,900,000
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他

12,900,000

# 【指摘及び意見】

(1) 徳島観光すいすい事業における助成の実施等の業務について

本業務は、1者随意契約によりA団体に委託されている。

A団体を1者随意契約とした理由については、見積徴収に係る決裁文書及び契約変 更に係る決裁文書には次のように記されている。

### 本事業の実施に当たっては、

- (1)旅行商品の造成及び催行に対して、県外の複数の旅行会社を対象に助成を行うため公平性や透明性が確保できる団体であること。
- (2) 県内の自治体、観光協会、宿泊業者等の観光関連団体・企業や、県内外の旅行関連業者と関わる事業であり、これら関係機関からの信頼やネットワークを有していること。
- (3) 県内の観光資源全般を把握し、その魅力を理解する広範かつ深い知識と経験や、旅行業界の状況を把握し、総合的に企画や調整ができる能力・経験を有していること。

A団体は、県内市町村や観光関係団体、観光事業者等と密接な連携を取りながら、観光客誘致のための多様な自主事業を行っているほか、過去にも多くの県事業を受託し、円滑に観光事業を遂行した実績を持つ県内唯一の法人であり、これらの事業実施に必要な条件を全て満たしているのは、A団体のみであることから、委託先として選定するものである。

しかしながら、上記のうち(1)の条件を満たすのは、A団体だけではない。

また、上記のうち(2)については、本業務の遂行のために不可欠な要素とまではいえない(そのような信頼やネットワークを有していることについては、例えば公募型プロポーザルにおける加点要素とする等により考慮すべき事項にとどまる。)。

上記のうち(3)についても、本業務の遂行のために観光資源全般の把握・理解や 企画調整の能力が一定程度求められることは理解できるが、その程度の把握・理解や 能力を有する者はA団体だけではなく、その程度を超える理解・能力・経験について は不可欠とまではいえない(例えば公募型プロポーザルにおける加点要素とする等に より考慮すべき事項にとどまる。)。

関係者と密接な連携を取りながら観光客誘致のための多様な自主事業を行っていることや過去の県事業の受託・遂行の経験についても、本業務の遂行のために不可欠とまではいえない(例えば公募型プロポーザルにおける加点要素とする等により考慮

すべき事項にとどまる。)。

以上を踏まえると、本業務の委託先を入札、見積合わせ又は公募型プロポーザルにより選定するとしても、A団体以外の者であって本業務を十分に遂行する能力を有する者から応募があることも十分に考えられる。したがって、あえて競争原理を完全に排除することとなる1者随意契約とすることは不適切である。

#### (指摘8)

性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。

本業務の委託契約は、最終的に交付できた助成金が減額となったことに伴い、令和 5年3月31日付の変更契約書により委託料が24,900,000円(うち助成金 部分22,400,000円、事務経費等2,500,000円)に変更された。

本業務の委託に係る契約書には、委託料に余剰が生じた際に精算や返納を約する旨の条項はない。また、担当課によると、最終的な事務経費等2,500,000円について更なる内訳は検討しておらず、事務経費等が2,500,000円以上であったことの確認もしていないとのことである。

一般的に、1 者随意契約による場合、契約時に競争原理が働かないため、委託契約時における委託料の適正さや業務完了報告を受けた際の検査は、競争入札等の方法による場合との比較においてより慎重になされるべきである。したがって、本業務のように委託時に競争原理が働かない1 者随意契約による委託契約にあたっては、委託料に余剰が生じた際に精算や返納を約する旨の条項を設けるなどして委託料の適正さを事後的にも確保する契約条件が望ましく、また、そのような条項に基づいた検査がなされるべきである。

#### (意見4·再掲)

1者随意契約による委託契約の締結や変更にあたっては、委託予定先から提出され た見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理 由などの記録も残すべきである。特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益 になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡 をも考慮した慎重な検討を要する。

## (意見5·再掲)

委託契約締結時点では経費の見通しの判断が難しい事業において1者随意契約に より委託を行う場合は、委託金の余剰が出た際の返納条項を設けるなど事後的に適切 な委託金額に調整することも可能とする契約内容とすべきであり、完了時に委託料の 適正を確保するための検査も実施すべきである。

## 23 ニューノーマルイベント活性化事業

## 【事業の概要】

## (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んでいる県内観光消費の回復を図るため、県外からの誘客が期待できるニューノーマルイベントを実施する観光関連事業者を支援する。

## (2) 事業内容

国内感染状況が落ち着きを見せる中で県外からのイベント参加が全体の半数以上 を期待でき、本県の観光資源や伝統芸能・文化など地域資源を活用したニューノーマ ルイベントの開催経費の一部を補助する。

要件:・開催時における政府の基本的対処方針、県の感染防止のためのお願いに 基づくこと

(収容制限、ワクチン検査パッケージ、感染防止安全計画の提出など)

- ・感染予防対策に取り組むとともに参加者の安全対策を講じること
- ・ 県内への誘客計画を策定していること ほか

補助率等:【補助率】1/3【上限額】最大250万円

(3) 所管部局・課

商工労働観光部 観光政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

ニューノーマルイベント活性化事業補助金交付要綱

(6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

## (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		10,000,000	10,000,000
(うち翌年度繰越額)		(10,000,000)	
決算額	_		2,805,000
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
1,000,000	_	1,805,000	_

<sup>※</sup>令和3年度は予算計上のみ

## 【指摘及び意見】

## (1) ニューノーマルイベント活性化事業補助金について

特に指摘及び意見はない。

ところで、本事業の補助金実施要綱では、実績報告にあたって収支予算書のほかに 補助対象経費確認書類(領収書、契約書などの写し)の添付が求められている。本事 業の記録を確認したところ、補助金を交付した5件について、領収書などの書面の写 しやデータ上で振込等を確認できる情報について印刷した書面など、経費の支払いが 確認できる書類が綴られており、かつ、他の書類と併せてわかりやすく整序されてい た。

本報告書における他の事業の監査結果として、事業の完了検査にあたっては、経費の報告書の確認にとどまらず支払いを証する資料も確認すべきであることや、その資料を残すことを指摘しているが、本事業は、これらの点が誠実に実行されており評価に値することを付言する。

## 24 地域観光事業支援「とくしま応援事業」

## 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により全国的に旅行需要が落ち込む中、観光庁の補助事業「地域観光事業支援」を活用し、感染拡大を抑制しつつ、地域の旅行需要を喚起する事で、厳しい経営環境に直面する観光事業者を支援する。

## (2) 事業内容

本県を目的地とする旅行・宿泊商品に対し、観光庁が定める補助要綱に基づき割引 を実施するとともに、土産物店、飲食店、公共交通機関などの幅広い産業に利する支 援策として、旅行期間中に使用可能なクーポン券を付与する。

期 間:令和3年6月12日~令和4年10月10日

対 象:徳島県民、隣接県民等

助成内容:宿泊・日帰り旅行割引 5,000円以内

周遊クーポン 2,000円

(3) 所管部局・課

商工労働観光部 観光政策課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金交付要綱(需要創出支援)

(6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和3年度開始・令和4年度終了

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	1	2,720,000,000	1,674,707,000
(うち翌年度繰越額)		(1,674,707,000)	
決算額	1	1,032,143,231	930,434,460
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
_	925,458,060	4,976,400	_

<sup>※</sup>財源内訳のうち「国庫(その他)」は、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金 である。

#### 【指摘及び意見】

#### (1) 本事業全般について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により旅行需要が落ち込む中、感染拡大を抑制しつつ地域の旅行需要を喚起するため、徳島県民及び隣接県民等を対象に、宿泊・日帰り旅行代金の2分の1または5,000円のいずれか低い額を助成するとともに、県内の土産物店、飲食店、公共交通機関などで使用可能なクーポン券(とくしま周遊クーポン)2,000円を付与する事業である。

とくしま周遊クーポンの利用対象施設として土産物店があるところ、これには観光地の土産物専門店のみならず、スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、酒類販売店なども含まれる。このような店舗でのクーポンの利用にあたって、商品券や宝くじ、タバコの購入、税金や公共料金等への支払いには利用できないといった最低限の条件はあるものの、土産物の購入に限定されておらず、食料品、日用品の購入にも広く利用が可能であった。

本事業は、コロナ禍で厳しい経営環境に直面する観光関連事業者を支援することを 目的にしているが、スーパーなどで食料品等の購入にクーポンが使用された場合、何 ら観光関連事業者への支援とはならない。

#### (意見29・再掲)

観光関連事業者の支援を目的とするクーポンの付与にあたっては、事業目的に応じ たクーポンとなるよう、対象店舗や購入対象物品を絞り込むべきである。

#### (2) みんなで!とくしま応援割(第2期)事務局運営業務について

本業務は、令和3年7月15日にA団体との間で随意契約が締結され、令和5年1月に事業を終えた。委託業者の選定にあたっては公募型プロポーザル方式が採用され、上記1者のみが応募し、同者が選定された。かかる公募型プロポーザルは、令和3年6月25日に募集を開始し、参加申込締切は同年7月2日とされ、その期間は8日であった。

随意契約による委託先の選定にあたり、公募型プロポーザル方式によって競争原理を十分に働かせるためには、より多くの参加者を確保することが望ましい。この点、管財課が策定した「公募型プロポーザル方式による随意契約の取扱い」についてと題する書面によれば、公告日を決定する場合は参加申込書の受付期間などに十分配慮することとされており、実施方法の例として、公募期間「10日程度」との記載とともに、「参加希望者の参加を阻害しない、ゆとりを持った日程設定を行うこと」と記載されている。

本業務における公募型プロポーザルの募集期間は、管財課が設定する標準的な期間 に足らず、結果、参加申込が1者にとどまっており、期間設定が不適切であった。

(意見6·再掲)

<u>公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保すること</u>ができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。

本業務における委託契約書第12条では、委託業務の再委託はあらかじめ書面による承諾を得た場合に限り実施できる旨が規定されている。しかしながら、書面による承諾を得ることなくB社に事務局運営業務の一部を再委託しており契約に違反している。また、このことについて委託先に対し指導その他の適切な対応を行った形跡は存在しない。

なお、担当課によると、この点についてはA団体とB社が連携して事業を実施することを前提に審査を実施し、「A団体とB社間での事業実施に係る確認書」を徴することで実施体制の確認をしたとのことであるが、委託契約書において書面による承諾を求めた以上、書面による承諾は別途必要であったというべきである。

(指摘9)

委託先が再委託を行う場合には事前に書面による承諾を要するとの規定がある委 託契約において、事業の一部が委託先から第三者に再委託されているものの再委託に あたり書面による承諾を受けていない事例がみられた。委託契約に違反する方法で再 委託が行われた場合には、委託先に対して指導その他の適切な対応を行うべきであ る。

A団体から提出された業務報告書には、経費使途の内訳書が添付されている。これによると、「協会事務費」として21,354,800円が支出されたこととなっているが、その内訳は判然としない。

本業務に関するA団体との委託契約においては、委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない旨の条項は存在しないことから、「協会事務費」の内 訳が判然としないからといって返金を求めることができるわけではなく、精算額(返 金額)の確定のためという意味では、「協会事務費」の内訳が不明であっても問題と はならない。

しかしながら、1者随意契約による場合は、競争原理が働かないことから、経費の 使途を事後的に精査することが次年度以降の同一事業や類似事業における適正な予 定価格の設定や適正額での発注にとって不可欠であり、本件では、「協会事務費」の 内訳について説明を求めるべきであったというべきである。

また、本業務に係る委託契約書には、最終的な経費内訳の報告を直接求める条項はないことから、本業務の契約条項はそのような報告及び検査が可能なものとすべきであったというべきである。

そもそも、本事業のように委託契約時に競争原理が働かない1者随意契約による委託契約にあたっては、委託料の精算や返納を約する条項を設けるなどして委託料の適正さを事後的にも確保する契約条件が望ましかったというべきであり、また、同条項に基づいた検査がなされるべきであったというべきである。

(意見34)

1者随意契約により業務を委託する場合は、最終的な経費の使途を受託者から報告 させてその内容を十分に検査すべきである。また、完了時の委託料の精算や返納の条 項を付し、事後的にも委託料の適正を確保できる契約条件が望ましい。

# (3) 「みんなで!とくしま応援割」(第2期)とくしま周遊クーポンコールセンター運営業務について

本業務は、とくしま周遊クーポンに関する一般利用者及び事業者からの問い合わせ 等にかかるコールセンター業務である。

本業務においても委託先の選定にあたり、公募型プロポーザル方式が用いられたが、募集開始が令和3年6月25日、参加申込締切が7月2日とされ、管財課が設定する標準的な公募期間(10日程度)に足りない。

この点、県の定めた「指名業者の選定基準(物品の購入を除く)」では、予定価格が300万円以上の指名競争入札又は随意契約(見積合わせ)では10者以上を指名することとされているところ、本件では応募者は3者にとどまっており、公正な取引を担保するために十分な競争原理が働いたとは評価できない。

#### (意見6·再掲)

<u>公募型プロポーザル方式による募集を行う場合、より多くの参加者を確保すること</u>ができるよう、十分な公募期間を設定すべきである。

本業務の公募型プロポーザルに関する企画提案募集要項によれば、企画提案の参加 資格として、徳島県内に事業の拠点(本店のほか支店、出張所等を含む)を有する法 人であること、本業務と同種の業務を実施した実績(受託を含む)を有するなど業務 手法に精通していることといった要件がある。また、共同事業体による参加申込につ いて、代表企業がかかる要件を満たすこととされているほか、代表企業以外の構成企 業についても徳島県内に事業の拠点があることや業務手法に精通していることが求 められている。

共同事業体を組む目的として、一つには事業者がそれぞれの特性を生かし、不足する要素を補い合うことにある。上記のとおり、公募型プロポーザルにおいてはより多くの参加者を確保することが望ましいところ、共同事業体を組むことにより事業者同士が不足する要素を補完し合うことでプロポーザルへ参加しやすくすべきであるが、上記の募集要項のように代表企業、構成企業ともに同様の要件を求めることは、むしろ参加の要件を厳しくするものであり不当である。

#### (意見30・再掲)

公募型プロポーザル方式による場合、共同事業体による参加資格として構成企業に 対し代表企業と同等の参加要件を求めることは、より多くの応募者を確保することが できるようにすべきという観点から不当である。

本業務の公募型プロポーザルにおける事業者評価表では選定項目ごとに配点がなされているところ、選定項目ごとの配点は、提案内容(業務理解度、企画・技術力) 40点、業務遂行能力(実施体制、スケジュール)40点、過去の実績等10点、予算の妥当性10点とされている。

この点、本業務は、コールセンター運用業務であり、業務遂行において委託先の感性や専門的知見、技能が求められる比重は大きくない。このような事業においては、そもそも指名競争入札による方法でも足りるとも考えられるが、公募型プロポーザル方式によるとしても、経済性の観点から予算の妥当性にかかる配点をより大きくすることが望ましい。

#### (意見7·再掲)

公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額について配点の10%以下の範囲(事業によっては5%以下の範囲)でしか差がつかないのは評価基準として不適切である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分検討すべきである。

また、予算の妥当性の採点について、7,999,640円と7,995,378円の見積書を提出した事業者の採点が7点であるのに対して、7,705,000円の見積書を提出した事業者の採点は5.5点となっていた。通常低い見積金額を提出した事業者の点数が高い採点となるものと思われるが、逆転している。わずか10点しかない経済性の項目においてすら価格の多寡に応じた採点が行われないのは明らかに不合理である。

## (意見35)

<u>公募型プロポーザル方式による募集において、経済性の項目の採点については、委託金額の多寡に主眼を置いた評価基準とすべきである。</u>

## 25 新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業

## 【事業の概要】

## (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響を受けた農林漁業者の負担軽減を図る。

## (2) 事業内容

(1) 新型コロナ対策農林漁業者金融支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響を受けた農林漁業者に対する資金の融通を円滑にするため、最大2.0%まで、融資機関に対して利子補給を行う。

(2) 新型コロナ対策農林漁業者応援給付金(令和2~3年度)

新型コロナ対策農林漁業者金融支援事業の融資を受けた農林漁業者のうち、特に経営の厳しい農林漁業者に一時金を支給する。(融資額の10%(個人50万円、法人100万円))

#### (3) 所管部局・課

農林水産部 農林水産政策課

(4) 根拠法令等

徳島県新型コロナウイルス感染症対応利子補給基金条例

(5) 実施要綱等

徳島県新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業実施要綱 徳島県新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業利子補給金交付要綱 徳島県新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業給付金支給要綱

(6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和2年度開始・令和7年度終了予定

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	187,800,000	24,520,000	6,743,000
(うち翌年度繰越額)	(17,000,000)		
決算額	64,346,422	8,328,874	6,414,550
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
6,413,098	_	1,452	_

#### 【指摘及び意見】

#### (1) 新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、就業者の感染による休業、農林水産物の需要低下及びそれに伴う価格低下等の影響を受けた農林漁業者に対する資金の融通を円滑にするため、融資機関に対し利子補給を行うことで県内の農林漁業者を緊急に支援するものである。

本事業にかかる徳島県新型コロナ対策農林漁業者緊急支援事業実施要綱によれば、 貸付対象者は、前年同期比で一定率の売上の減少があった場合などの要件を満たす農 林漁業者とされ、これには個人も法人も含まれる。

そして、貸付限度額は、個人は500万円、法人は2000万円と設定されている。 この点、個人事業主として大規模な農業経営が行われたり、他方、法人ではあるも のの小規模経営に留まったりすることもある。一般に、貸付限度額は、事業規模や資 産、経営状況、社会的信用などを考慮して判断されるものであるが、事業主体が個人 か法人かということのみで貸付限度額に4倍もの差を設けることは疑問である。

#### (意見36)

農林漁業者に対する金融支援事業において、事業規模や資産、経営状態などの実体を考慮することなく、事業主体が個人か法人かということのみをもって貸付限度額に 4倍もの差を設けることは疑問であり、貸付限度額はより実態に即して設定すべきである。

## 26 生産現場における国際規格認証取得支援事業

## 【事業の概要】

## (1) 事業目的

食品業界のフードチェーン管理に対応できる生産者を育成し、新型コロナウイルス 感染症による影響を緩和するとともに、アフターコロナを見据えた経営基盤の強化と 持続性の高い農業生産を実現するため、生産者の国際水準GAPや有機JASの新規 認証取得を支援する。

## (2) 事業内容

主に徳島県内の農業者、農事組合法人及び農業者団体等に対し、国際水準GAP認証及び有機JAS認証の新規取得に必要な経費の全部又は一部を助成する(定額補助)。

## (3) 所管部局・課

農林水産部 みどり戦略推進課

## (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

令和4年度徳島県もうかるブランド推進課関係事業補助金交付要綱 生産現場における国際規格認証取得支援事業実施要領

## (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

## (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	3,000,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額			3,000,000
			(財源内訳)
国庫(地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
3,000,000	_	_	_

## 【指摘及び意見】

# (1) 国際水準GAP認証取得支援の補助金について

本補助金は、食品業界のフードチェーン管理に対応できる農業者等の育成、アフターコロナを見据えた経営基盤の強化と持続性の高い生産の実現を目的として、国際水準GAP認証及び有機JAS認証の取得について、定額補助(上限あり)を行うものである。

担当課によると、近年、大手ファストフードチェーン企業1社が取引先の条件として国際水準GAP認証の取得を求めることにしたとのことである。しかしながら、本監査の時点において、国際水準GAP認証がないことによって事業者が被る不利益はその程度であって、大きな不利益があるとまでは評価できない。そうすると、国際水準GAP認証の取得がアフターコロナを見据えた経営基盤の強化に資するかどうかは定かではない。

また、本補助金の補助対象となる経費には新規取得のための認証審査費、研修指導受講費、分析・調査費、審査報告書作成費、審査員旅費、現地指導者旅費は含まれているものの、フードチェーン管理の体制を構築するための費用等は含まれていない。すなわち、本補助金は結局のところ、すでに一定のフードチェーン管理体制が構築されている企業が国際水準GAP認証の取得審査を通過して「国際水準GAP認証取得」を称することができるようにするための費用しか補助対象とならないものである。したがって、本補助金は、食品業界のフードチェーン管理に対応できる農業者等を直接育成するものとはいいがたく、持続性の高い生産の実現に直接資するとも評価しがたい。

本補助金は6者(応募者全員)が採択されており、担当課によると、これらの応募者は前述の大手ファストフードチェーン企業の取引先であったとのことである。また、本補助金については、採択された事業者全員に上限額(50万円)が支給されているが、申請を確認する限り、実際に国際水準GAP認証の取得のために要した補助対象の経費は、これを大きく上回るものではない。

国際水準GAP認証や有機JAS認証を得られるような食品業界のフードチェーン管理に対応できる農業者等を育成することの意義は、十分に理解できるものであり、全く否定されるべきものではない。

しかしながら、以上の点を踏まえると、本補助金による国際水準GAP認証の取得 支援は、食品業界のフードチェーン管理に対応できる農業者等の育成、アフターコロ ナを見据えた経営基盤の強化と持続性の高い生産の実現という本補助金の本来の目的との関係では、経済性・効率性の観点で疑問があると評価せざるを得ない。本補助金の実態は、前述の大手ファストフードチェーン企業が国際水準GAP認証の取得を求めることとなったために取引停止の危機に陥った当該企業の取引先を100%に近い補助を行うことで公金を使って救済したと評価されてもやむを得ない。

## (意見37)

生産現場における国際規格認証取得支援事業について、食品業界のフードチェーン管理に対応できる農業者等の育成、アフターコロナを見据えた経営基盤の強化と持続性の高い生産の実現という目的のためには、令和4年度の時点においては、国際水準GAP認証取得支援への定額補助という方法は経済性・効率性の観点で疑問がある。したがって、かかる目的で事業者に補助を行うのであれば、より経済的・効率的な方法を検討すべきである。

## 27 県産米粉生産・利用拡大支援事業

## 【事業の概要】

## (1) 事業目的

ウクライナ情勢を背景とした小麦価格の高騰により、輸入小麦の代替として期待される県産米粉の生産・利用拡大を図るため、米粉生産者と利用者を対象に「県産米粉利用拡大研修会」を開催する。

## (2) 事業内容

県産米粉の利用拡大を図るため、米粉料理実習による米粉の魅力体感を通じた生産 側と利用側のマッチングを行う研修会を開催する。

#### (3) 所管部局・課

農林水産部 みどり戦略推進課

#### (4) 根拠法令等

特になし

## (5) 実施要綱等

特になし

## (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

## (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	1,000,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	663,692
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
663,692	_	_	_

## 【指摘及び意見】

特に指摘及び意見はない。

## 28 肥料価格高騰緊急対策事業

## 【事業の概要】

## (1) 事業目的

ウクライナ情勢を背景とした肥料価格の高騰により、影響を受ける農業者の事業継続とともに、化学肥料の使用量の削減による持続可能な営農等を図るため、農業者に対し、肥料価格高騰分について緊急的な支援を行う

#### (2) 事業内容

化学肥料の使用量削減に取り組む県内の販売農家を対象に、国事業との一体的活用により、肥料価格高騰分の一部を支援する。

#### (3) 所管部局・課

農林水産部 みどり戦略推進課

## (4) 根拠法令等

特になし

## (5) 実施要綱等

徳島県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領

#### (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度開始・令和5年度終了予定

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	347,000,000
(うち翌年度繰越額)			(296,000,000)
決算額	_	_	50,000,000
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
50,000,000	_	_	_

## 【指摘及び意見】

#### (1) 本事業全般について

本事業は、ウクライナ情勢を背景とした肥料価格の高騰により影響を受ける農業者の事業継続とともに、化学肥料の使用量の削減による持続可能な営農等を図るため、 農業者に対し、肥料価格高騰部分について緊急的な支援を行うものである。 当初県の事業として肥料価格高騰部分の2分の1を助成する事業としていたところ、その後国の事業として化学肥料低減メニュー2項目以上の実施を条件に肥料価格高騰部分の70%が助成されることになった。

その結果、国の助成対象となる場合には国から助成されない30%部分の2分の1である15%が県によって助成され生産者負担は15%となり、国の助成対象とならない場合には高騰分の2分の1を県が助成する結果生産者負担は50%となった。

国の事業が開始される以前において肥料価格高騰部分の50%を助成するとした ことから推察すると、生産者としても50%程度の自己負担はやむを得ないとの考え があったのではなかろうか。

この点、その後国の事業が開始され、50%を超える70%の助成が開始されることとなったにもかかわらず、十分な検討なく残りの30%部分についても2分の1の助成を継続し生産者負担を15%にまで縮減させることが果たして必要であったかは疑問である。

限られた財源の中で実施されるものである以上、より経済的・効果的に投入されるように十分な検討を行う必要があったというべきである。

(意見38)

県事業に関連する国の事業が開始された場合には、従前の県事業を継続するか否か も含めて、限られた県費の中で、より経済的・効果的な事業となるよう十分検討すべ きである。

## (2) 肥料価格高騰緊急対策事業委託業務について

本業務は、1者随意契約によりA団体と当初契約金額470,000,000円で 委託契約を締結した。

1者随意契約の理由について、見積書の徴収伺いによると、平成20年度の肥料・ 燃油高騰対応緊急対策支援事業において支援金等審査・支払等を行った実績があるこ と、および、徳島県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領の要件を満たす唯一の協議会 であることを理由としている。

しかしながら、実績があることは1者随意契約の理由とはならない。また、要件を 満たす唯一の協議会であるとの部分についても、徳島県肥料価格高騰緊急対策事業実 施要領は県が定めた要領に過ぎないのであるから、要領を変更すれば済む話である。 いずれにせよA団体に対する1者随意契約については、性質又は目的が競争入札に 適しないというべき理由はないといわざるを得ない。

## (指摘8・再掲)

性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。

本業務について、A団体は肥料価格高騰緊急対策事業事務局運営業務をB社に再委託している。A団体から県へ提出された見積書、B社からA団体へ提出された見積書、 再委託業務の仕様書を見てみると、主要な業務はB社に再委託されている。

この点、まず、県の定める「委託契約(建設工事関係を除く)における再委託の取扱いについて」では、委託業務の主たる部分の再委託を禁止しているところ、本業務における再委託は委託業務の主たる部分の再委託に該当し、県の定める基準に違反している。

また、徳島県肥料価格高騰緊急対策事業実施要領で定められた要件に該当しないB 社にほぼすべての業務を再委託することは実質的に実施要領にも反している。

#### (指摘2・再掲)

委託契約の主たる部分を再委託している事例がみられた。委託契約においては、県 の定める基準のとおり、主たる部分の再委託を承諾してはならない。

# 29 首都圏で展開!「旬の県産食材」体感・販売拡大事業

## 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

「県産食材」の販売拡大を図るため、首都圏の発信力の高い販売チャネルを新たに活用し、本県が誇る「旬の県産食材」を体感できる場を戦略的に提供する。

#### (2) 事業内容

- (1) 県産食材を使ったメニュー開発及びフェア実施
  - ・ 県産食材(すだち、なると金時)を使ったメニューを開発し提供する「旬の 徳島フェア」を委託先の店舗(113店舗)で、各品目1回ずつ実施
  - 「旬の徳島フェア」実施において、ポスター作成や掲示、PR
- (2) 徳島の魅力発信に関すること
  - ・ 本県の「食・観光・文化」等の魅力発信に繋がる広報プロモーション活動

#### (3) 所管部局・課

農林水産部 もうかるブランド推進課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度・事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

(7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	10,000,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	10,000,000
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
10,000,000	_	_	_

## 【指摘及び意見】

## (1) 首都圏で展開!「旬の県産食材」体感・販売拡大事業について

本事業は、コロナ禍の影響により需要が低迷する県産食材について、アフターコロナを見据え、首都圏において、知名度が高く全国展開もしている飲食チェーン店と連携し、県産食材を使ったメニュー開発や提供を実施し県産食材をPRすることで、県産食材の販路・販売の拡大につなげることを内容とする。

県は、本事業に関し、A社との間で1者随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)を締結しているが、その理由として、A社が駅に近接する店舗を首都圏で100店舗以上展開する大手飲食店であることや、A社が他県や観光団体等と連携して独自開発したメニューを10万食以上提供できる実績を有しているなどとされている。

しかし、首都圏を中心に多数の店舗展開をする飲食事業者はA社のほかにも多数あり、担当課であるもうかるブランド推進課が作成した令和4年6月補正予算要求書においても、A社のほか複数の事業者が例として挙げられている。

担当課の説明によれば、本事業は、A社側から提案を受けたとのことであり、競争 入札やプロポーザルを実施することなく1者随意契約としたことには疑義が残る。

#### (指摘7·再揭)

競争入札又は公募型プロポーザル方式による募集を行うことができるにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1者随意契約をする場合には、他の業者による履行可能性を十分に検討し、競争入札又は公募型プロポーザル方式による募集が可能であればこれらによるべきである。

本事業において、県は、A社に対し、委託限度額10,000,000円との記載のある仕様書を交付したうえで見積りを依頼し、A社から経費合計10,000,000円の見積書が提出され、同額を委託料とする委託契約が締結されている。

1 者随意契約の場合、競争原理が働かないことから、契約の相手方が予定価格を知れば、相手方が予定価格に近い見積りを作成する可能性は大きい。

そのため、そもそも1者随意契約において見積徴収段階で予定価格を開示することは適当ではない。担当課によると、食材のフェアの規模や実施期間などにより際限な

く金額の積み上げが可能となってしまうと考えて予定価格を開示したとのことであるが、そうであれば、むしろ、フェアの規模や実施期間の方を指定した上で見積を徴収すべき話である。そして、仮に予定価格を開示して見積を徴収したとしても、見積内容について不合理なものはないか十分に検討すべきである。

#### (意見39)

1者随意契約の場合、競争原理が働かないため、委託料を決定するにあたり見積り を徴収する際は、委託料の予定価格を相手方に開示することは適当ではない。

また、仮に予定価格を開示して見積りを受けた場合、見積内容が適切なものであるかを十分に検討する必要がある。

本事業の委託契約においては、委託料に余剰金が生じたときはこれを返納しなければならないとの条項がある。

本事業終了後、A社からは実績報告とともに経費の内訳を示した合計10,000,000,000円の請求書が提出され、県からは同額の委託料の支払いがなされている。

見積書と請求書の内容を比較すると、食材費が合計で約127万円見積額より減少する一方で、広報活動費(見積書ではPR活動費)が800,000円から2,778,424円と約197万円増加している。広報活動費の内容について「広報プロモーション(販売促進・人件費を含む)」との記載はあるが詳細は不明であり、当初見積りより3.47倍も増加していることの理由は記録上明らかではない。以上からすると、食材費の減少分を広報活動費に上乗せすることで、合計10,000,000円の請求を維持した可能性がある。

上記したとおり、1 者随意契約の場合、見積徴収時に委託料の予定価格が開示されてしまうと、競争入札等の方法により委託先が決定される場合と比べて、過大な見積りにより委託料が決定されるおそれが大きい。そのため、委託料に余剰が生じた際の返納が約されている委託契約においては、事業完了検査時において経費の適正を精査する必要性は極めて大きい。

この点、本事業の実績報告書において、広報活動の内容に関する報告はあるものの、 その経費にかかる資料の添付はない。担当課においても経費の確認は報告書のみであ り、領収証等の支出資料の確認は実施していないとのことであった。

# (意見40)

1者随意契約であり、予定価格を開示して見積りを受けた場合、委託料の決定段階では過大な金額となっているおそれがあることから、委託契約の完了報告時には、経費の内訳に関し領収証等の支出資料を確認するなどして、より慎重な検査を実施すべきである。

# 30 うまいでないで!「阿波ふうど」魅力発信事業

## 【事業の概要】

## (1) 事業目的

「大阪・関西万博」を見据え「食べに行きたい"徳島"」の創出に繋げるとともに、「阿波ふうど」の消費・販売拡大と認知度向上を図る。

#### (2) 事業内容

- (1) 県内農林水産物の全国への一般消費者への認知度向上を図るため、アフター コロナの反転攻勢に向け、県外者を対象とした食材ニーズ調査を実施し、徳島 が売り込むべき食材を使用して、県内の「阿波ふうど繁盛店」において、阿波 ふうどメニューキャンペーンを実施する。
- (2) 観光部局と連携し旅行者へ向けたアプローチを行い、徳島の食をPRすることにより、「認知度向上」や本県への「誘客」に繋げる。
- (3) キャンペーンの参加店舗、参加者に引き続き県産食材を使用いただけるようなフォローを行い、県産食材の消費拡大に努める。

## (3) 所管部局・課

農林水産部 もうかるブランド推進課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

特になし

(6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

## (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		14,000,000	14,000,000
(うち翌年度繰越額)		(14,000,000)	
決算額	_	0	13,841,256
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
13,841,256	_	_	_

<sup>※</sup>令和3年度は予算計上のみ

#### 【指摘及び意見】

#### (1) うまいでないで!「阿波ふうど」魅力発信事業について

特に指摘及び意見はない。

ところで、本事業では、公募型プロポーザルの方法により委託先の選考を行っているが、公募開始後の参加申込期間として15日確保されている。募集要領における参加資格要件として「徳島県内に事業所の本店及び営業所等が存在する」といった要件は設定されていない。その結果、7者の参加と提案を受け、審査会を実施し最も評価の高かった1者と契約するに至っている。

審査会で使用された審査項目、配点なども、本事業に即して詳細に作成されている。 本報告書における他の事業に対する監査結果として、公募型プロポーザルの場合の 募集期間、参加資格要件について、プロポーザルの趣旨が実現されるようにより多く の者が参加できる条件設定にすべきであるとの意見を述べているところ、本事業で は、募集期間に無理がなく、参加資格においても不合理な参加制限となるような要件 を設けておらず、結果的に多数の参加者から選考することが実現している。

また、やはり他の事業に対する監査結果として、審査における配点内容を工夫すべきことを意見しているが、本事業ではこの点にも工夫がみられた。

これらの点は、今後、公募型プロポーザルを実施するうえで十分に意識されるべき であり参考となるものと思われることから、評価を付言する。

## 3 1 「阿波地美栄」利活用拡大事業

## 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

自衛隊、学校給食、スポーツクラブなどでの利用拡大を推進するとともに、飲食店等での利用拡大を図ることにより、捕獲鳥獣の利活用の一層の拡大を図る。

## (2) 事業内容

- ・ジビエ処理加工施設等を対象に、新たな加工品の商品開発経費を支援する。
- ・「阿波地美栄」や加工品のサンプルを提供し、学校給食等での利用の拡大を推進 する。
- ・新規店舗向け料理講習会や新規店舗等のメニュー開発に係るジビエ等を提供 するとともに、SNSを活用した消費拡大キャンペーンを実施する。

#### (3) 所管部局·課

農林水産部 鳥獣対策・ふるさと創造課

## (4) 根拠法令等

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

#### (5) 実施要綱等

「阿波地美栄」新商品開発支援事業実施要領

#### (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	3,150,000	3,150,000
(うち翌年度繰越額)		(3,150,000)	
決算額	_	0	3,135,810
			(財源内訳)
国庫(地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
1,000,000	_	2,135,810	_

※令和3年度は予算計上のみ

## 【指摘及び意見】

## (1) 「阿波地美栄」販売定着化促進事業業務について

本業務については、公募型プロポーザルに唯一応募したA社に業務が委託されている。

委託契約においては、委託料に余剰金が生じたときは返納しなければならない旨の 条項がある。

A社は「B」というフリーマガジン及び「C」というWEBマガジンを発行しているところ、本業務の積算書には「『B』掲載費」として150,000円(原稿作成・デザイン費を含む)が、「『C』掲載費」として80,000円(記事作成を含む)がそれぞれ計上され、それを前提に委託料が確定されている。

「B」掲載費及び「C」掲載費については自社調達を行ったということになるが、 この点に関しては、第4章2(2)記載のとおりである。

## (意見41)

余剰金を返納する旨の条項がある委託契約において委託対象経費の中に委託先の 自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除については、原則 的なルールを定めて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその利益等排 除のルールに則って委託料の精算を実施すべきである。

本業務について、A社は公募型プロポーザルへの唯一の応募者であった。

本業務の委託契約においては委託料に余剰金が生じたときは返納しなければならない旨の条項があることから、結局のところ、A社には自社調達を行うことに伴う利益があるため応募のインセンティブがあるといえるものの、自社調達ができない他の事業者からすると本業務から直接利益を得ることができないということになる。

この点に関しては、第4章2個記載のとおりである。

#### (意見10·再掲)

民間企業は受託によって適正な利益を得る必要があるのであるから、民間企業の受託が想定される委託事業については、余剰金を返納する旨の条項を安易に盛り込むのではなく、委託先が契約上も適正な利益を確保できるようにすべきである。ただし、1者随意契約の場合には、確保される利益額の適正さについて慎重な検討が必要であ

## (2) 「阿波地美栄」新商品開発支援事業補助金について

本補助金は、「阿波地美栄」(徳島県内で捕獲された野生動物の肉など)を活用した 新たな加工品の開発等について、上限50万円の定額補助を行うものである。

本補助金の予算は100万円であり、募集期間は令和4年8月8日から令和4年1 2月28日として募集が開始されたが、令和4年8月30日までに4者から応募があり、8月31日をもって募集を終了した(なお、申請総額が予算額を超過する場合には申請締切前でも募集終了することについては事前に募集要領に明記されていた。)。

「阿波地美栄」の利活用や販路拡大という本補助金の目的からすると、参加事業者数が増えたため早期に募集を打ち切らざるを得ないような設計は、経済性・効率性の観点から最適なものであったとは評価しがたい。同じ予算でより多くの事業者に参加してもらうには、補助率を下げることも選択肢の一つであったと考えられる。

また、そもそも、「阿波地美栄」の利活用や販路拡大という目的のために同じ予算を用いるのであれば、例えば加工品開発を委託事業とした上で開発された商品のレシピ等を他の事業者にも公開するなどの方法もあり得たところであり、より経済的・効率的な方法の検討が求められる。

#### (意見42)

「阿波地美栄」を活用した新たな加工品の開発等への支援は、「阿波地美栄」の利活用や販路拡大を目的としていることに照らし、補助金の補助率を下げることでより多くの事業者に対し補助を実施したり、委託事業として事業の結果得られた知見を他の事業者に公表したりすることを含め、より経済的・効率的な方法を検討すべきである。

本補助金においては、補助対象経費は証拠書類によって金額等が確認できるものに限ることとされている。

本補助金においては、D団体は自己調達の材料費9,000円について、E氏は自己調達の材料費232,200円について、F氏は自己調達の材料費293,920円、自らの営む宿泊施設における外部専門家の宿泊料23,000円、自らの保有する加工施設利用に係る借損費30,000円について、それぞれ自己発行の領収証が

証拠書類として提出され、それを前提に補助金が交付されている。

しかしながら、これらの領収証の記載はあくまで自己申告にすぎず、しかも、原価を表示するものとみても売価を表示するものとみても情報が不十分であることから、これらの領収証のみでは補助対象経費を適切に表示しているとみることはできない。したがって、これらの領収証を証拠資料として補助金を交付したことは不適切というほかない。

なお、借損費については自らの保有する加工施設である以上認める余地がないとい うべきである。

#### (指摘10)

「阿波地美栄」新商品開発支援事業補助金において、自己宛の領収証をもって材料 費等の証拠書類と認めて補助金を交付した事例がみられた。当該領収証のみでは補助 対象経費を適切に表示しているとみることはできないことから、当該領収証を証拠資 料として補助金を交付したことは不適切である。

以上のとおり、D団体、E氏及びF氏は自社調達(自己調達)を行っているほか、 G社については、グループ会社であるH社からシカ精肉を仕入れた上でこれに係る請求書を証拠書類として補助金の実績報告が行われ、これを認めて補助金が交付されている。

これらのように自社調達やグループ会社からの調達が行われている点については、 本補助金については自社調達に関するルールが明記されていたわけではなかったこ とが根本的な原因といえる。この点に関しては、第4章1記載のとおりである。

#### (意見43)

補助金に関して、補助対象経費の中に補助対象者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除について原則的なルールを定め、補助対象者にもそのことを明らかにした上で、原則としてその利益等排除のルールに則って補助金を交付すべきである。

本補助金においては、事業活動に必要な消耗品については消耗品費として、備品・機器リース料については借損費として、それぞれ補助対象経費としての計上が認めら

れている。他方、本補助金に係る一問一答によると、試作品等の製造や試食会・商談会等への出展に必要となる機材のレンタル経費は対象となるが、購入費用は対象とならないこととされている。

本補助金の実績報告において、D団体は、電動ノコギリ(47,400円)、卓上バンドソー(40,288円)及びベルトディスクサンダー(19,319円)を消耗品費として計上し、本補助金はこれを前提として交付されている。

しかしながら、これらの製品については、補助事業の実施における使用を経た後もなお従前どおり使用可能であり、補助事業での使用が商品寿命に与える影響は極めてわずかである。

そうであるとすれば、これらの製品は、賃借を受けた場合には機材のレンタル経費として補助対象経費となるものの、購入した場合には機材の購入とみるべきであり補助対象経費とはならない(消耗品費とは評価できない)というべきである。

それにもかかわらず、これを消耗品費として認めて補助対象経費としたことは不適切である。

#### (指摘11)

「阿波地美栄」新商品開発支援事業補助金において、電動ノコギリ、卓上バンドソー及びベルトディスクサンダーを消耗品費として補助対象とした事例がみられた。これらの製品は補助事業の実施において使用しても商品寿命に極めてわずかな影響しか与えないというべきであり、消耗品費として補助対象経費としたことは不適切である。

## 32 令和3年度 スマート林業導入支援事業

## 【事業の概要】

#### (1) 事業目的

ポストコロナを見据えた住宅等の木材需要の増加への対応や、林産物の輸出拡大等に向け、林業の生産性や安全性の向上といった課題の解決を図るため、スマート林業技術等の全県展開を推進する。

## (2) 事業内容

県森林組合連合会等によるICTを活用したスマート林業技術等の導入やオペレーターの育成等を支援する。

#### (令和4年度実績)

・撮影用ドローン、データ解析ソフトの導入(スマート林業技術等の導入) 総事業費 751,080円 補助額 454,000円(補助対象経費の2/ 3以内)

#### (導入機器による検証と実績)

- ・ドローン等を駆使し、森林損害調査における安全性の確保並びに調査作業効率化 の検証を行う。
- ・受託事業により開催した「とくしま植林隊研修」において、受講者に対してオペレーター研修を実施する。

#### (3) 所管部局・課

農林水産部 スマート林業課

#### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金交付等要綱 スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業のうちスマート林業の全国 展開に向けた導入支援事業実施要領 徳島県林業関係事業補助金交付要綱

林業成長産業化推進事業実施要領

## (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和3年度開始・令和4年度終了

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		454,000	454,000
(うち翌年度繰越額)		(454,000)	
決算額	_	0	454,000
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
_	454,000	_	_

※財源内訳のうち「国庫(その他)」は、令和3年度スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業費補助金(スマート林業の全国展開に向けた導入支援事業)である。

# 【指摘及び意見】

特に指摘及び意見はない。

# 33 令和4年度 主伐加速化・県産材緊急確保事業

## 【事業の概要】

## (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の拡大及びウクライナ危機による林業生産活動への影響を最小限に抑えるためには、外国材・県外材から県産材への回帰が重要であり、主伐を行う事業者に対しその経費を支援することにより、県産材の緊急的な確保と安定供給を図る。

## (2) 事業内容

主伐を促進するため、主伐事業者に対し、県内の木材市場、木材加工施設等に納入する原木数量に応じて、1立方メートルあたり1,500円を補助する。

令和4年度実績:出材量 2,075立方メートル 補助額 3,112,500円

#### (3) 所管部局・課

農林水産部 スマート林業課

## (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

徳島県林業関係事業補助金交付要綱 主伐加速化·県産材緊急確保事業実施基準

## (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度開始・令和5年度終了予定

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額			3,112,500
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	3,112,500
			(財源内訳)
国庫(地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
3,112,500	_	_	_

## 【指摘及び意見】

## (1) 主伐加速化・県産材緊急確保事業について

本事業に関する「主伐加速化・県産材緊急確保事業実施基準」によれば、第5(5) 実績報告等として、補助事業者は事業終了後、実績報告書に収支精算書及び事業報告 書等の定められた書類を添付して県民局長等に提出することとされている。

本事業の記録を確認すると、令和4年中2度の補助金支出に際し、補助事業者から 事業報告書の提出はあるものの、2度いずれも収支精算書が提出されていない。

## (指摘12)

主伐加速化・県産材緊急確保事業の実績報告において収支精算書の提出がなされて いなかった。収支精算書の不提出は、同事業の実施基準に反するものであり、県とし ては補助事業者に提出を促すべきであった。

## 3 4 令和 4 年度乾燥材供給体制整備事業

## 【事業の概要】

## (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症に端を発した外材等の入荷減に伴うウッドショックに 対応するため、外材の代替ができる高い品質の県産材製品の供給体制を整備する。

## (2) 事業内容

(1) 乾燥技術普及拡大事業 (スマート林業課執行) 県産材製品の付加価値を高めるための人工乾燥技術の普及啓発を支援する。

(2) 県産建築資材供給施設整備事業 (スマート林業課執行なし) 県内で製材を行う、木材加工業者、木材加工業者が組織する団体、森林組合 に対し、木材の人工乾燥機の導入を支援する。

#### (3) 所管部局・課

農林水産部 スマート林業課

(4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

徳島県林業関係事業補助金交付要綱 乾燥材供給体制整備事業実施基準

#### (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和3年度開始・令和5年度終了予定

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		3,000,000	3,000,000
(うち翌年度繰越額)		(3,000,000)	
決算額	I	0	2,900,000
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
2,900,000	_	_	_

#### 【指摘及び意見】

#### (1) 乾燥技術普及拡大事業について

本事業は、木材の人工乾燥技術の普及啓発活動に対し補助金を交付するものであるが、乾燥材供給体制整備事業実施基準によれば、同事業の実施主体は1者に限定されている。

そのうえで、本事業は、補助金額を定額(10/10以内)としており、100%の補助を実施している。1者に限定したうえで100%の補助を行うことは、実質的には対価を支払い特定の業務を行わせる委託や請負に等しく、補助対象者による自主的な活動を支援する補助制度とは性質を異にする。本事業において、補助対象者となるA団体は木材業者の業界団体であるから、木材の人工乾燥技術の普及啓発といった活動はA団体が自主的に行うべき活動といえ、その活動を支援するとしても100%補助することは過剰である。

## (意見21·再掲)

補助事業を実施するにあたっては、対象となる事業者や対象事業に応じて、補助金額や補助率を適切に設定すべきであり、安易に100%の補助を実施すべきではない。

A団体から提出された実績報告書添付の経費の内訳によれば、諸経費を除く個別の作業に関する経費合計2,762,126円のうち、「報告書作成業務」として経費全体の約20%にあたる合計541,440円が計上されている。当該費目について、担当課であるスマート林業課に確認したところ、同費目における「報告書」とは徳島県に対し提出する報告書であるとのことである。つまりは、木材乾燥技術の普及啓発など本来の事業に関する作業ではなく、補助事業者において補助金を受給するための実績報告にかかる作業である。上記したとおり本事業は100%の補助を実施するが、かかる補助金申請にかかる作業に対しても補助金を交付することは適切ではない。しかも技術者34日分の給料が実績報告にかかる経費として計上されているが、報告書の内容からして34日も要した作業かどうかも疑問である。

また、実績報告では、個別の作業に関する経費合計2,762,126円のほかに、 諸経費(直接工事費の8.5%)として251,957円が計上され、経費合計が3, 014,083円とされ、その結果、補助金上限額290万円の交付を受けている。 かかる諸経費部分に対する補助金の交付は、実質的には利益相当額の交付に等しく、 もはや事業に対する補助ではなく事業者に対する援助といえる。本件事業が1者に限 定したうえで100%補助を実施していることも合わせ考慮すると、かかる費目に対 する補助金交付は適切ではない。

### (指摘13)

補助金申請のための過大な書類作成時間に係る給料や「諸経費」と称する内訳不明 な経費を補助対象経費と認めて補助金を交付した事例がみられた。補助金交付額を決 定するにあたっては、実質的な利益相当額の交付とならないよう、補助金交付の対象 となる経費の費目や金額などを十分に精査し、補助金交付額を決定すべきである。

## 35 配合飼料価格高騰緊急対策事業

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響で高騰が続いている配合飼料に係る支援金を交付することにより、畜産農家等の負担を軽減することを目的とする。

## (2) 事業内容

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に畜産経営者が購入する配合飼料について、価格高騰の影響に対する支援金を交付し、畜産経営の安定化とともに持続可能な畜産業の実現を推進する。支援金の対象者は、①令和5年度の「配合飼料価格安定制度」の確実な加入②家畜防疫対策に必要な飼養衛生管理マニュアルの実践③飼料の効率化・最適化に係る国指導に準拠した畜産経営④法令遵守上の問題なし、を全て満たす畜産経営者とする。また、算定対象となる配合飼料は、県内農場で使用するために購入するものに限り、支援額は、国の「配合飼料価格安定制度」における令和4年度畜産経営者負担分(600円)×配合飼料の令和4年度購入数量の2/3以内(い)とする。

### (3) 所管部局・課

農林水産部 畜産振興課

# (4) 根拠法令等

特になし

# (5) 実施要綱等

配合飼料価格高騰緊急対策事業実施要領

# (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度開始・令和5年度終了予定

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_		103,000,000
(うち翌年度繰越額)			(37,647,658)
決算額	_		65,352,342
		(財源内訳)	
国庫(地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
65,352,342	_	_	_

### 【指摘及び意見】

## (1) 配合飼料価格高騰緊急対策事業について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で高騰が続いている配合飼料にかかる支援金を交付することで畜産農家等の負担を軽減することを目的とする。支援の内容は、購入する飼料1トンあたり400円を補助するというものである。かかる補助額の根拠について、担当課の説明によれば、配合飼料価格安定制度における通常補填基金の負担割合である飼料メーカー負担2:畜産経営者負担1に基づき、畜産経営者負担が1/3となるように補助率を2/3以内と設定し、令和4年度の同制度における畜産経営者負担分600円の2/3としたとのことである。

しかしながら、同制度の令和3年度の畜産経営者負担部分は400円であり、令和4年度は600円と200円上昇したにとどまり、上記補助額(400円)はかかる上昇額を上回っている。

#### (意見44)

配合飼料価格高騰緊急対策事業については、配合飼料の価格高騰への対策事業であるにもかかわらず、実際の価格上昇額を超える支援をすることに合理性はない。仮に、 価格高騰対策にとどまらない事業者への支援なども事業目的に包含するのであれば、 事業目的に合致した事業名称や事業内容とすべきである。

## 36 畜産経営改善GX推進事業

# 【事業の概要】

### (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症等の影響による配合飼料価格の高止まりに対し、生産コストの削減や飼料の自給率を高めるなど、経営改善・GX推進を図り、持続可能な畜産業の実現に資する取組に支援金を交付し、畜産農家等の負担を軽減する。

# (2) 事業内容

令和4年10月1日から12月31日までの期間に畜産経営者が購入する配合飼料について、価格高騰の影響に対する支援金を予算の範囲内で交付し、畜産経営の安定化とともに持続可能な畜産業の実現を推進する。

支援金の対象者は、「配合飼料価格安定制度」の加入(予定)先が実施主体であり、①令和5年度の同制度への確実な加入②飼料自給率向上によるGX推進及び生産性向上対策に向けた取組の実践③法令遵守上の問題なし、を全て満たす畜産経営者とする。また、算定対象となる配合飼料は、県内農場で使用するために購入するものに限り、支援額は、支援単価(3,000円/トン)×配合飼料の令和4年度第3四半期購入数量(トン)とする。

#### (3) 所管部局・課

農林水産部 畜産振興課

# (4) 根拠法令等

特になし

### (5) 実施要綱等

畜産経営改善GX推進事業実施要領

#### (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

## (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	192,000,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	172,433,475
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
172,433,475			_

### 【指摘及び意見】

#### (1) 畜産経営改善GX推進事業について

本事業は、新型コロナウイルス感染症等の影響による配合飼料価格の高止まりに対し、生産コストの削減や飼料の自給率を高めるなど、経営改善・GX推進を図り、持続可能な畜産業の実現に資する取組に支援金を交付し、畜産農家等の負担を軽減するものである。

具体的には、以下の要件をすべて満たす県内の畜産経営者に対して、令和4年度第3四半期の配合飼料購入数量にトンあたり3,000円を乗じた金額を支援金として交付するものである。

- ① 令和5年度の「配合飼料価格安定制度」に確実に加入すること
- ② 「豚・鶏」飼育経営体において、令和6年度に「県産飼料用米」の利用について、原則倍増を目指すこと
- ③ 「牛」飼育経営体において、令和6年度に、WCSをはじめとする県産粗飼料の自給率を、原則10%増加を目指すこと
  - ④ コスト削減や生産性の維持・向上対策に取り組むこと
  - ⑤ 法令順守上問題を抱えていないこと

本事業では「畜産経営改善GX推進事業」と銘打たれているが、支給要件として「県産飼料用米」の原則倍増や県産粗飼料の自給率を原則10%増加するよう目指すことが掲げられているもののあくまで目指すだけで支給され、実際には達成できなくても返金する必要はない。実態としては配合飼料の価格高騰に対する支援事業である。にもかかわらず、畜産経営改善やGXの推進に要する費用を支援する事業であるかのような名称を付すことは県民に誤認を生じさせるものであり妥当とはいいがたい。

## (意見45)

事業の名称は、県民に誤認させるおそれがないようにするためにも、その事業の性格を分かりやすく伝え、具体的な事業内容と符合するように設定すべきである。

支給金の申請にあたっては、申請者から申請書、誓約書、経営改善・GX推進計画書、配合飼料価格差補てん数量契約書が提出される。これらの書類のうち経営改善・GX推進計画書には国産飼料の利用促進についてレ点によりチェックする欄が設けられているが、「倍増」「10%増加」という文言は記載されておらず、支給要件を満たしているかどうか確認できる書類となっていない。そのため、支給を決定するにあたり支給要件を満たしているかの確認をしているのかも疑わしい。

## (意見46)

支援金の申請に関する提出書類は支給要件を不足なく確認できる内容にすべきである。

# 37 土地改良施設・電気料金高騰対策緊急支援事業

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

電気料金の高騰が、農業用水を供給する揚水機などを管理している土地改良区の運営に深刻な影響を及ぼしていることから、電気料金負担の軽減により健全な運営を図り、地域農業の持続的な発展に繋げるため、土地改良区に対し、高騰分の一部を支援する。

# (2) 事業内容

土地改良区が運営・管理する揚水機などの農業水利施設の電気料金について、燃料 費価格の高騰による電気料金の上昇に相当する額の一部を助成する。

【対 象】農業用水を供給する揚水機などを管理する土地改良区

【要 件】土地改良施設節電計画を策定し実施すること

【補助額】過去3年間の平均の電気料金をもとに、令和4年度(4月~10月)との差分の1/2以内

# (3) 所管部局・課

農林水産部 農山漁村振興課

### (4) 根拠法令等

特になし

### (5) 実施要綱等

土地改良施設,電気料金高騰対策緊急支援事業実施要領

### (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	30,000,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	25,309,000
(財源内訳)			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
25 309 000	_	_	_

# 【指摘及び意見】

# (1) 土地改良施設・電気料金高騰対策緊急支援事業実施業務について

本業務は、1者随意契約によりA団体と当初契約金額29,947,000円(支援金部分 28,000,000円、事務経費等 1,947,000円)で委託契約を締結した。

1者随意契約の理由については、「この業務を実施するためには、県内土地改良区の管理施設の情報を持つことや、土地改良事業及び県内土地改良区の状況に熟知していること、また、総合的に指導、調整できる能力・経験が必要である。A団体は、県内土地改良区のほとんどが会員となっており、土地改良区の管理施設を詳細に把握している唯一の団体である。」とのことであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適さないもの)により1者随意契約を行った。

しかしながら、本事業は電気料金の高騰部分の支援に過ぎずA団体でないと行えない業務とは思われない。また、支援対象のほとんどはA団体の会員であるものの会員以外の者も含まれていることからもA団体でないとなし得ないということはないものと思われる。それどころか、支援対象が会員である団体に支援事業実施業務を行わせることは審査が甘くなるなどの疑念を生じさせることから適正な相手先であるか、かえって疑問である。

#### (意見14・再掲)

性質又は目的が競争入札に適さないことを理由として1者随意契約を締結する場合には、他の業者による履行可能性を十分に検討し、委託業務の内容に応じて競争入札や公募型プロポーザル方式による募集を実施するなど適切な委託先選定方法を採用すべきである。

委託契約書第8条では、受託者は委託業務完了後速やかに委託業務完了報告書及び 事業費精算書を提出することとなっている。しかしながら、委託業務完了報告書は提 出されているものの事業費精算書は含まれていなかった。

### (指摘14)

事業費精算書を提出することとされている委託契約について、提出されていないに

もかかわらず委託業務検査調書を作成している事例がみられた。検査にあたっては契 約に基づき適正に処理されているか十分に確認する必要がある。

本業務の契約に先立ち提出された見積書によると事務経費等の内訳は次のとおりである。

(単位 円)

直接人件費	742,000	
直接経費	38,000	
その他原価	385,000	直接人件費の52%
小計	1, 165, 000	
一般管理費等	605,000	小計の52%
業務価格	1, 770, 000	
消費税相当額	177,000	
業務費	1, 947, 000	

委託契約書第8条では、委託料に余剰金が生じたときは返納しなければならないこととなっているが、事業費精算書が提出されていないこともあり当初の金額通り支払われた。

1 者随意契約による場合は、競争原理が働かないことから委託費の妥当性を十分に 精査することが重要になる。

この点、本業務では直接費(直接人件費・直接経費)合計780,000円に対して、その他原価・一般管理費等が990,000円(直接費の126.9%)も計上されている。支援金や助成金を支給する他の事業の委託契約でも一般管理費等は計上されているが、通常直接費の10%程度であるところ、本業務の126.9%は明らかに高率である。

余剰金返納条項がありながら、契約に定められた事業費精算書を入手することなく 事業を完了させていることも併せて、事業費について適正な検査を行おうという考え が欠如しているといわざるを得ない。

# (意見47)

支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約に

# ついては、一般管理費も含め、経費の妥当性を十分に検証すべきである。

以上の問題は、そもそも、一般管理費の計上について適切な基準がないことに根本的な原因があるというべきである。

この点に関しては、第4章2(3)記載のとおりである。

# (意見9·再掲)

余剰金を返納する旨の条項がある委託契約に関しては、一般管理費の算出について 一定の基準を設けて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその基準に則 って算出した一般管理費の額を前提に、委託料の精算を実施すべきである。

# 38 農業水利施設省エネルギー化推進事業

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

ウクライナ危機等による電気料金等の高騰が続いており、農業水利施設の省エネルギー化の促進や施設管理者の経済的負担を軽減することで、農業水利施設の安定的な機能発揮、地域農業の持続的発展を図る。

# (2) 事業内容

本事業は、農業水利施設の省エネルギー化等に取り組む土地改良区等が維持管理、 費用負担している農業水利施設を補助対象とし、国の水利施設管理強化事業実施要 綱、水利施設管理強化事業実施要領等に基づき、令和4年度における電気料金等の価 格高騰分の70%を上限として、予算の範囲内で補助金の交付を行う。

東部農林水産局徳島庁舎管内において、土地改良区が管理している揚排水機場の電 気料金高騰分に対して、補助金の交付を行う。

## (3) 所管部局・課

農林水産部 東部農林水産局徳島庁舎

### (4) 根拠法令等

特になし

### (5) 実施要綱等

水利施設管理強化事業実施要綱 水利施設管理強化事業実施要領 土地改良事業関係補助金交付要綱 徳島県耕地関係事業補助金交付要綱 農業水利施設省エネルギー化推進事業実施要領

# (6) 事業開始年度・事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額			3,405,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	3,405,000
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
_	3,405,000	_	_

<sup>※</sup>財源内訳のうち「国庫(その他)」は、水利施設管理強化事業(省エネルギー化 推進型)である。

# 【指摘及び意見】

特に指摘及び意見はない。

# 39 徳島県トラック運送事業者GXチャレンジ支援事業

# 【事業の概要】

### (1) 事業目的

燃油価格高騰により大きな影響を受けるトラック運送事業者の負担軽減を図るため、GXの推進に取り組む事業者に対して、燃油価格高騰分の一部を支援する。

#### (2) 事業内容

本事業は、徳島県内の貨物自動車運送事業者(本店又は支店・営業所等を有する中小企業等)のうち、燃費向上や環境配慮につながる「エコドライブの実施」や「環境対応車の導入」など、「GX推進」による「経営改善」に取り組む者に対し支援する。

支援の対象となる車両は、令和4年9月1日時点で、徳島運輸支局又は軽自動車検査協会徳島事務所に登録されている車両(牽引車、霊柩限定車、二輪及び三輪車は対象外)とし、一台あたりの支援金額を普通自動車は53,000円、小型自動車は26,000円、軽自動車は10,000円としている。

#### (3) 所管部局・課

県土整備部 運輸政策課

### (4) 根拠法令等

国土交通省(令和4年3月4日)「原油価格高騰に対する緊急対策」

#### (5) 実施要綱等

徳島県トラック運送事業者GXチャレンジ支援金交付要綱

#### (6) 事業開始年度・事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	_	312,000,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	307,082,639
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
307,082,639	_	_	_

# 【指摘及び意見】

# (1) 本事業全般について

本事業は、燃料価格高騰による影響を受けるトラック運送事業者の負担軽減を図るため、GXの推進に取り組む事業者に対して燃油価格高騰分の一部を支援するものである。

本事業の支援金交付要綱によれば、交付対象者として、燃費向上や環境配慮につながるエコドライブの実施、環境対応車の導入など、GX推進による経営改善に取り組む者とされ(同要綱第3条)、支援金の請求にあたっては支援事業計画書兼評価・宣言書を提出し、計画書に基づき「GXチャレンジ」を開始し1か月以上実施後にGXの取組が一定以上達成されたと判断できた場合に支援金が交付されることとなっている(同要綱第6条)。

もっとも、かかるGXチャレンジの達成に関する評価は、トラック運送事業者の自己評価とされており、本事業の受託者など第三者による評価ではない。また、支援金の額は、GXチャレンジの達成度合いなどに応じるものではなく、普通自動車、小型自動車、軽自動車といった車種ごと1台あたりで設定されている(同要網第4条)。

そうすると、本事業は「G X チャレンジ」との名称となってはいるが、主な目的は、 燃油価格高騰により影響を受けたトラック運送事業者に対する支援にある。本事業を 担当した運輸政策課によれば、単なるトラック運送事業者に対する支援にとどまら ず、より建設的なものとするべく、G X と絡めることにより将来的な燃料費の削減に つなげることをも目的にしたとのことであり、かかる視点や工夫は評価に値する。し かしながら、事業の名称が事業の本来的な目的や実態と異なる場合、県民による事業 の評価などに誤解を招くおそれもあるため、多角的な目的を持った事業などにおいて はより実態に即した事業名称となることが望ましい。

(意見 4 5 · 再掲)

事業の名称は、県民に誤認させるおそれがないようにするためにも、その事業の性格を分かりやすく伝え、具体的な事業内容と符合するように設定すべきである。

### (2) トラック運送事業者GXチャレンジ支援事業事務局運営業務について

本業務は、A団体との間で1者随意契約が締結されている(地方自治法施行令第167条の2第1項2号)。随意契約の理由として、A団体が、日ごろからトラック運

送事業者に対して環境保全対策事業を実施するなど、トラック運送事業に係る専門的知見を有するとともに、県内トラック運送事業者との独自のネットワークを有する唯一の団体であり、本支援制度を適正かつ迅速に実施するために不可欠の団体であるとされている。

しかし、県内のトラック運送事業者(約2,000者)のうち約8割を占める軽自動車を用いる事業者(約1,600者)はA団体に加入しておらず、普通自動車、小型自動車を用いる事業者についても21%程度はA団体に加入していない。そして、A団体に未加入である軽自動車を用いる事業者に対しては、A団体から名簿等の提供を受けることなく県から本事業の周知がなされている。また、上記のとおり、本事業の受託者の業務は、支援金申請の受付や書類審査と支払いであり、トラック運送事業に係る専門的な知見を必要とするものでもない。

したがって、本事業は、A団体以外の事業者であっても十分に遂行する可能性があり、その性質又は目的が競争入札に適しないものとはいえない。

### (指摘8・再掲)

性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。

本業務の委託契約においては、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了 報告書及び事業費精算書を提出するものとされ、委託料に余剰金が生じたときはこれ を返還しなければならないとされている。

本業務完了時にA団体から提出された事業費精算書では、会場費として貸室料(小会議室)1,200,980円が計上されているが、同会場費は支援金部分を除く事業経費全体2,991,639円の約40%を占める。

かかる貸室料は、A団体が所有する会館の1階小会議室の平日終日料金に使用日数 を乗じて算出されている。

A団体が提出した会館会議室等利用料金表によれば、かかる利用料金は、A団体の会員や関連団体以外が使用する場合の一般料金であり、A団体が自ら使用する場合に

まで利用料を計上すること、ましてや一般料金を基礎に算出することは著しく妥当性を欠く。にもかかわらず、完了報告に対する検査において、この点に関する特段の指摘や訂正を求めることもないまま承認されている。

### (指摘15)

1者随意契約により締結された余剰金を返納する旨の条項のある委託業務契約に おいて、支援金部分を除く事業経費全体の約40%をも占める貸室費として、委託先 自身が所有する会議室の利用料を一般料金(会員や関連団体以外の者が使用する場合 の料金)により算出した額が計上され、それを前提に精算が行われている事例がみら れた。委託先自身が所有する会議室の利用料を計上すること、ましてその金額を一般 料金で算出することは著しく妥当性を欠く。委託業務に関する完了報告の検査にあた って、特に委託契約において委託料の余剰について返納が約されているような場合に は、不当な経費計上がないかなどを十分に検査すべきである。

以上の問題は、A団体が会議室利用料について自社調達を行ったことに起因するものであるが、この点に関しては、第4章2(2)記載のとおりである。

# (意見41·再掲)

余剰金を返納する旨の条項がある委託契約において委託対象経費の中に委託先の 自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除については、原則 的なルールを定めて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその利益等排 除のルールに則って委託料の精算を実施すべきである。

# 40 乗って応援!公共交通利用促進事業

# 【事業の概要】

### (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う移動自粛により、利用者が大きく落ち込んでいる公共交通の需要を喚起するため、「プレミアム交通券の発行」や「貸切バス活用事業」を実施し、公共交通の「利用促進」と公共交通事業者の「業と雇用の維持・確保」を図る。

# (2) 事業内容

- (1) 「とくしまプレミアム交通券」を発行する。
- (2) 「快適と安心」を売りにした県内貸切バスを活用した旅行商品の造成や「生活交通」や観光地への「二次交通」の充実につながる、周遊バスの実証運行に要する経費を支援する。

※令和4年度実施事業は(1)のみ。

## (3) 所管部局・課

県土整備部 次世代交通課

(4) 根拠法令等

特になし

### (5) 実施要綱等

公共交通利用促進事業費補助金交付要綱(令和4年度は該当事業なし)

(6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和2年度開始・令和4年度終了

(7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	200,000,000	55,001,394	45,001,394
(うち翌年度繰越額)	(55,001,394)	(45,001,394)	
決算額	130,424,000	10,000,000	45,001,394
			(財源内訳)
国庫(地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
45,001,394	_	_	_

# 【指摘及び意見】

本事業として実施された内容はとくしまプレミアム交通券の発行であるところ、とくしまプレミアム交通券の発行は、下記41・43・45の事業としても行われている。以下では、下記41・43・45の事業として行われたとくしまプレミアム交通券の発行についても併せた上で、指摘及び意見を述べる。

## (1) 本事業全般について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う移動自粛により、利用者が大きく落ち込んでいる公共交通の需要を喚起するため、プレミアム交通券の発行を行い、公共交通の利用促進と公共交通事業者の業と雇用の維持・確保を図ることを目的として開始された。

令和2年11月の第1弾開始時には、令和2年11月25日から令和3年2月28日までの期間に公共交通機関で利用できる1セットあたり額面5,000円(1,000円×5枚)、販売額2,500円のクーポンを46,000セット発行した。

その後、令和3年3月に第2弾96,000セット、令和3年10月に第3弾26,000セット、令和4年3月に第4弾100,000セット、令和4年7月に第5弾100,000セットの追加発行を行った。なお、第2弾以降は額面5,000円(50円×10枚)で販売している。

販売方法について第4弾までは申込に応じて随時販売していたところ、第1弾は71日間で申込数に到達、第2弾は42日間で申込数に到達、第3弾は販売受付初日に申込数に到達、第4弾は販売受付翌日に申込数に到達した。なお、第5弾については先着順の販売方法を改め、購入申込受付期間を設け申込期間終了後に申込者全員を対象に一括抽選を行ったところ41,568件の申込に対して、26,844件が当選し、14,724件が落選した。

これらの販売状況に鑑みればプレミアム率が高すぎるといわざるを得ない。運良くプレミアム交通券を購入できた者がお得に公共交通機関を利用できる事業として行われたのであればともかく、本事業は公共交通の需要喚起を目的としている事業のはずである。であればプレミアム率を下げてより多くの需要を喚起できるようにすべきであった。販売見通しが不透明な事業開始当初は仕方がないにしても、第5弾まで続けておきながら同じプレミアム率を採用し続けたのは費用対効果を無視しているといわれてもやむを得ないと思われる。

(意見3·再掲)

プレミアムクーポンの販売を含む事業の実施にあたっては、最も効果的なプレミア ム率となるよう十分検討の上で最適なプレミアム率を設定すべきである。

利用可能期間について第 1 弾から第 3 弾まではそれぞれ第 1 弾令和 3 年 2 月 2 8 日まで、第 2 弾令和 4 年 2 月 1 5 日まで、第 3 弾令和 4 年 3 月 1 0 日までと定められていた。しかしながら、その後利用可能期間を延長し、あるいは、新しいプレミアム交通券と交換できるようにすることによりすべてのプレミアム交通券が令和 4 年 1 1 月 3 0 日まで利用可能となった。

この点、新型コロナウイルス感染症の流行状況により一定期間利用期間を延ばす必要があったのかもしれないが実際の延長は必要以上の延長となっている。プレミアムクーポンは利用可能期間が限られているからこそ需要喚起の効果が生まれるのであり、利用可能期間をいたずらに延ばすことは事業目的に反することになるものと思われる。

(意見48)

プレミアムクーポンの発行を行う事業について、状況の変化によりクーポンの利用 期間を延長するにしても、需要喚起との事業目的に適うよう延長は必要最低限の期間 にとどめるべきである。

# (2) とくしまプレミアム交通券作成・換金等業務について

本業務は、プロポーザル方式による募集を実施した結果、A社と当初契約金額14 8,361,394円(助成金部分 115,000,000円、事務経費等 33, 361,394円)で委託契約を締結した。

プロポーザル方式による募集は、複数の応募者の企画提案の中から優れたものを採用することができるというメリットがある反面、応募者の立場からすると企画提案書の作成を行う等の負担もあり競争入札の方法と比較して応募者が少数となる傾向にある。

県の定めた「指名業者の選定基準(物品の購入を除く)」では予定価格が300万円以上の指名競争入札又は随意契約(見積合わせ)では10者以上を指名することになっているところ、本件募集における応募者は2者(参加表明は3者であったが1者

は失格)にとどまり、十分な競争が行われたとはいいがたい結果となった。

本業務については、参加資格として「物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱参加資格者名簿に登載されている者であること。」という要件が付されているが、応募者が多数想定されるような場合はともかく、あえてこのような要件を付す必要はなかったのではないかと思われる。この要件の存在により参加表明を行っていたにもかかわらず失格となった者がおり、ただでさえ少ない応募者をさらに減少させる結果となってしまった。

## (意見49)

公募型プロポーザル方式による場合には、不必要に参加資格を制限するような要件 を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。

本業務のプロポーザルにおいて委託事業者選定委員会が設置されているが、選定委員は5名で構成されているところその内訳は県職員4名、外部団体の委員1名となっている。選定委員のメンバーに外部団体の委員を入れたのは県職員以外の目も入れて多面的な審査が行われることを期待しているものと思われる。しかしながら、実際には外部団体の委員は県からの出向者であり、外部委員を入れた意味が損なわれている。

### (意見12·再掲)

公募型プロポーザル方式における委託候補者選定委員会の選定委員に外部の委員 を入れる場合には、審査の実効性を高めるためにも原則として出向中の県職員や県の 元職員以外の者に委員を委嘱すべきである。

本業務のプロポーザルにおける評価項目として、「経費積算の妥当性」という項目があるが配点は100点満点中わずか10点である。確かに、プロポーザル方式による募集において最も重視されるのは価格ではなく提案内容であるのかもしれない。しかしながら、価格についても重要な判断材料の一つであるはずである。にもかかわらず価格による点数差がわずか10点しかないのは評価基準として不適切であるといわざるを得ない。参考までに、県が定めた「指定管理者制度に係る運用マニュアル」では、指定管理者制度に関するものではあるが、効率的な管理運営(経済性の追求)

についての基本配点は30点となっている。本業務が指定管理者制度に比して経済性 の追求の項目が軽視されるべき内容であるとは到底思われない。

#### (意見7·再掲)

公募型プロポーザル方式による募集において、委託金額について配点の10%以下の範囲(事業によっては5%以下の範囲)でしか差がつかないのは評価基準として不適切である。公募型プロポーザル方式により委託先を選定する場合、選定基準となる選定項目ごとの配点にあたっては、当該事業内容に応じた適切な配点となるよう十分検討すべきである。

また、「経費積算の妥当性」の項目の評価基準は「限られた予算内での効果的、効率的な提案がされており、提案内容と整合が図られているかどうか」とされている。その結果、経費の積算の妥当性の採点について、助成金部分を除く事務経費の金額が29,256,590円の見積書を提出した事業者の採点合計32点に対して、29,90,704円の見積書を提出した事業者の採点合計は36点となっていた。経済性に関する項目については、通常、低い見積金額を提出した事業者の点数が高くなるべきものと思われるが、本業務については逆転している。わずか10点しかない経済性の項目においてすら委託金額の多寡に応じた採点が行われないことは明らかに不合理であり、そのような評価基準の設定は不適切である。

#### (意見35・再掲)

公募型プロポーザル方式による募集において、経済性の項目の採点については委託 金額の多寡に主眼を置いた評価基準とすべきである。

本業務は当初契約金額148,361,394円で開始されたが、その後期間延長やプレミアム交通券の追加発行が行われ、最終的に第5期まで実施された結果、委託料総額は956,962,614円となった(助成金部分を除く事務経費分は当初33,361,394円であったのが最終的には198,635,614円となった)。この間すべてA社との1者随意契約により契約変更あるいは新契約の締結を行っている。その理由として「利用者、交通事業者の混乱を避けるため、交通券の販売・換金方法、ウェブサイトや各デザイン等を継続したものとする必要があることから、

原契約の相手方であるA社が唯一、業務を適正に執行できる者である。」とのことである。確かにA社と継続して契約を行う方が効率的であるかもしれないし、無用な混乱を生む可能性を減らせるかもしれない。しかしながら、A社でないとできないということはなく途中で改めてプロポーザル等を行う余地は十分にあったというべきであり、継続性についてはプロポーザル方式の審査において考慮することで足りる事項に過ぎないというべきである。当初の金額から多少の追加が発生するというのであればともかく、本業務については契約金額が約6.7倍となったにもかかわらず当初の相手方と漫然と随意契約を続けたのであり、このことは妥当とはいいがたい。

## (意見50)

同種の事業の実施を追加で委託する場合においては、安易に原契約の相手方との1 者随意契約により契約変更や新契約の締結を行うのではなく、プロポーザル方式によ る選考などのより競争の働く方法により委託先を選定することができないか、十分に 検討すべきである。

# 4 1 安心実感!「公共交通利用回復支援事業」

# 【事業の概要】

# (1) 事業目的

WITHコロナ期、アフターコロナ期における公共交通の利用回復を目指し、県民をはじめ県内公共交通利用客の需要喚起を促す「安全安心な運行の推進」や「利用促進・情報発信」に取り組むバス、鉄道、航空事業者を支援し、県内公共交通機関の業と雇用の維持確保を図る。

# (2) 事業内容

- (1) プレミアム交通券を追加発行する。
- (2) スマートライフを応援する「貸切バス・スマート利用応援事業」により、 公共交通の「利用促進」と「業と雇用の維持・確保」を図る。
- (3) 感染防止対策や3密回避運行を支援する。
- (4) 新規利用者獲得に向けた企画乗車券の造成を支援する。 ※令和4年度実施事業は(1)のみ。

# (3) 所管部局・課

県土整備部 次世代交通課

(4) 根拠法令等

特になし

### (5) 実施要綱等

公共交通利用回復支援事業補助金交付要綱(令和4年度は該当事業なし)

(6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和3年度開始・令和4年度終了

(7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	600,000,000	600,000,000	104,964,286
(うち翌年度繰越額)	(600,000,000)	(104,964,286)	
決算額	0	489,960,272	104,964,286
		(財源内訳)	
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
104,964,286	_	_	_

# 【指摘及び意見】

本事業として実施された内容はとくしまプレミアム交通券の発行であり、この点に関する指摘及び意見は上記 40 「乗って応援!公共交通利用促進事業」にまとめて記載したとおりである。

# 42 公共交通スマート利用応援事業

# 【事業の概要】

### (1) 事業目的

事業継続に向け、「スマート利用の推進」や「DXによる利用促進や生産性向上」に取組む県内公共交通事業者を支援することで、「業と雇用の維持・確保」とともに、徳島ならではの「革新的な公共交通ネットワークの構築」を図る。

# (2) 事業内容

- (1) 幹線系統バスにおける感染防止対策を支援する。
- (2) 地域鉄道の混雑解消のための大型化、増車等を支援する。
- (3)貸切バスの大型化、増車等を支援する。
- (4) 交通事業者のDXによる利用促進、生産性向上につながる取組を支援する。 ※令和4年度実施事業は(4)のみ。

# (3) 所管部局・課

県土整備部 次世代交通課

# (4) 根拠法令等

特になし

# (5) 実施要綱等

公共交通スマート利用応援事業補助金交付要綱

# (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和3年度開始・令和4年度終了

# (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_	550,000,000	95,000,000
(うち翌年度繰越額)		(95,000,000)	
決算額	I	439,819,870	38,272,722
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
19,000,000	_	19,272,722	_

# 【指摘及び意見】

# (1) 公共交通スマート利用応援事業補助金について

本補助金は、県民の身近な交通手段として、厳しい経営環境の中、路線を維持する公共交通機関の事業継続に向け、「DXによる利用促進、生産性向上や新たなサービスの提供」に取り組むバス、鉄道、タクシー、フェリー、航空関係事業者等を支援し、県内公共交通機関の業と雇用の維持確保を図るための補助金である。

本補助金は、当初は「DXによる利用促進、生産性向上」の取り組みが対象とされてきたが、令和4年6月23日の交付要綱改正により、本補助金のメニューとして「航空交通の新サービス提供事業補助金」が追加された。

「航空交通の新サービス提供事業補助金」は、利用の早期回復、需要喚起を図るため、航空関係事業者等が行う航空交通の新たなサービスの提供に繋がる事業を対象とし、航空関係事業者及び知事が特に認める者に対して当該事業に要する経費につき補助率10/10以内(上限額5,000,000円)で補助を行うものである。

航空会社であるA社の関係会社であり航空セールス事業を営むB社は、「A社WEBサイトを活用した誘客促進事業」を補助事業として本補助金の「航空交通の新サービス提供事業補助金」の交付の決定を受け(令和4年9月1日付け徳島県指令次交第5025号)、最終的に補助金5,000,000円の交付を受けた。

補助事業に要した経費は、補助金額と同額の5,000,000円であり、経費の内訳としては、「徳島特集ページ改修」「WEB掲載」「動画制作・放映」「外部広告等」の合計が4,518,022円であり、「航空関係調整」として481,978円が計上されている。

この「航空関係調整」の経費は、A社徳島支店から発行されたB社宛の請求書を根拠としており、当該請求書からは、航空関係調整費につき数量1単価481,978円として481,978円(税抜)が請求されたことしか読み取ることはできない。

担当課によると、この航空関係調整費は、A社徳島支店が行ったA社所属の動画出演者との打ち合わせや動画撮影ロケへの同行、WEBサイトを運営するA社東京本社との打ち合わせに係る人件費や旅費等経費であるとのことである。しかしながら、①当該説明において「航空関係調整費」の大部分を占める人件費の対象であるA社の従業員はB社の従業員の地位を兼ねているとのことであり、②当該従業員に対してはまずB社が人件費の全額を支払った上で、B社とA社との間では一定の期間分をまとめて一括して精算することとされており、③この「航空関係調整費」の請求がなされた

時点の前後では、「航空関係調整費」に係る金銭移動はなされていなかった。また、 ④当該人件費の精算については、支店ではなく本店で一括して行われているとのこと であり、⑤B社が補助事業を実施したことによって精算すべき額が増減したかどうか を明らかにする資料はない(そもそも精算の義務があるかどうかを判断する資料もな い。)。これらの事情からすると、A社徳島支店から発行されたB社宛の請求書は、本 補助金の申請のためだけに作成されたものであると評価するほかない。

結局のところ、現在確認可能な資料に照らし合わせる限り、「航空関係調整費」とは、金額が補助金の上限金額と他の名目で計上された経費の合計額との差額と1円単位で一致することも考慮すると、補助金額を上限まで受領するために計上されただけの実態の不明瞭な経費であり、これを補助対象として補助金を交付することは、存在しない経費に対して補助を行うものとして違法なものと評価するほかない。

したがって、再調査等を行った際に特別の事情(例えば、①当該経費の具体的な内容が明らかになり、②当該経費の使途が補助事業に必要なものであると評価でき、③当該経費が補助事業以外の事業と明確に区分されて管理されており、④B社ではなくA社が支払うべき契約等の根拠があり、⑤実際にも補助事業以外の事業においてはB社ではなくA社が負担している実績があり、かつ、⑥以上の事実を立証できる証憑が提出されるといったような事情など)が新たに判明しない限り、実際に交付した額と航空関係調整の経費を補助対象外として算定した補助金の額との差額である481,978円の返納を補助事業者に対して求めるべきである。

### (指摘16)

令和4年9月1日付け徳島県指令次交第5025号で交付を決定された公共交通スマート利用応援事業補助金について、航空関係調整の経費とされる481,978円については、現在確認可能な資料に照らし合わせる限り、補助対象として認めることはできないが、これを補助対象経費として補助金が交付された。したがって、再調査等を行った際に特別の事情が新たに判明しない限り、実際に交付した額と航空関係調整の経費を補助対象外として算定した補助金の額との差額である481,978円の返納を補助事業者に対して求めるべきである。

また、「A社WEBサイトを活用した誘客促進事業」において、「徳島特集ページ改修」「WEB掲載」「動画制作・放映」「外部広告等」の経費として支出された経費は、

いずれもA社の関係会社である(すなわちB社の関係会社でもある)C社に支出されていた。すなわち、前述の「航空関係調整」の経費も含め、補助対象経費の全額がB社の関係会社に支払われたことになる。

また、C社からの請求書を検討する限り、C社の利益等排除が行われた形跡はない。本補助金の「航空交通の新サービス提供事業補助金」については航空会社であるD社徳島支店も「公共交通まつり×DMV1周年記念イベントにおける航空交通利用促進プロモーション」「公共交通利用促進PRイベント『DMVとはたらくのりものフェスタ』における『ただいま東京キャンペーン』等の航空交通利用促進プロモーション」「徳島県内観光資源の視察」を内容とする3つの事業を補助事業として、補助金の交付を受けている。

これらのうち、「公共交通まつり×DMV1周年記念イベントにおける航空交通利用促進プロモーション」を内容とする事業及び「公共交通利用促進PRイベント『DMVとはたらくのりものフェスタ』における『ただいま東京キャンペーン』等の航空交通利用促進プロモーション」を内容とする事業においては、D社の関係会社であるE社から補助対象経費の大部分を用いて物品を購入しており、やはりそこにE社の利益等排除が行われた形跡はない。

さらに、これら2件の事業については、D社の客室乗務員を徳島ふるさと応援隊あるいはアンバサダーとして派遣したことについて、徳島県宛のD社徳島支店名義の見積書を根拠資料として各60,000円(税抜)が補助対象経費とされている。担当課によると、これは客室乗務員に係る航空料金とのことであるが、その点に関し、航空会社であるD社の利益等排除は検討していないとのことである。

そうすると、結局のところ、補助率10/10で補助が行われたことも相まって、「A社WEBサイトを活用した誘客促進事業」は補助事業者(B社)の関係会社(C社)に新たな売上の機会をもたらすものとなり、「公共交通まつり $\times$ DMV1周年記念イベントにおける航空交通利用促進プロモーション」を内容とする事業及び「公共交通利用促進PRイベント『DMVとはたらくのりものフェスタ』における『ただいま東京キャンペーン』等の航空交通利用促進プロモーション」を内容とする事業についてもD社やE社に新たな売上の機会をもたらすものとなった。

補助金は、補助事業を実施することに対して金銭的に補助することを目的とするのであって、補助事業の調達の過程で補助対象者やそのグループ会社に利益をもたらすことを目的とするものではない。したがって、前述の各事業への補助のように、補助

対象経費の全部あるいは大部分が補助事業者自身や関係会社に利益等排除を行わずに支払われ、しかも補助対象経費の全額が補助金として交付されるようなことは、補助金というものの性質に照らして不適切である。そして、その原因はそのような不適切な交付を認めるような交付要綱あるいは運用にあるのであるから、そのような内容で交付要綱を制定しあるいは運用を行ったことは、やはり不適切であったというほかない。

# (指摘17)

補助対象経費の全額が補助される補助金において、補助対象経費の全額が補助事業者の関係会社に利益等排除のないままに支払われている事例や補助対象経費の大部分が補助事業者自身と補助事業者の関係会社に利益等排除が行われないままに支払われている事例がみられた。補助事業者自身や関係会社に利益等排除を行わずに支払われた経費が全部あるいは大部分を占めている補助対象経費を全額補助することとなるような交付要綱あるいは運用は不適切である。

これらのように自社調達やグループ会社からの調達が行われている点については、本補助金については自社調達に関するルールが明記されていたわけではなかったことが根本的な原因といえる。この点に関しては、第4章1記載のとおりである。

### (意見43·再掲)

補助金に関して、補助対象経費の中に補助対象者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除について原則的なルールを定め、補助対象者にもそのことを明らかにした上で、原則としてその利益等排除のルールに則って補助金を交付すべきである。

本補助金の「航空交通の新サービス提供事業補助金」は、「利用の早期回復、需要喚起を図るため、航空関係事業者等が行う航空交通の新たなサービスの提供に繋がる事業」を補助対象とするものであり、単に既存サービスの需要喚起に留まるようなものについては補助対象ではないことは本補助金の交付要綱から明らかである。

本補助金の「航空交通の新サービス提供事業補助金」が交付されたのは、B社の前述の事業1件とD社徳島支店の事業3件の合計4件の事業であるが、以下に説明する

とおり、いずれの事業も補助対象となる「利用の早期回復、需要喚起を図るため、航空関係事業者等が行う航空交通の新たなサービスの提供に繋がる事業」とは評価しがたい。

まず、B社による「A社WEBサイトを活用した誘客促進事業」については、事業 実績書によると事業の成果として「既存の徳島特集ページをリニューアル」「A社C AがSDGs先進県徳島の魅力あるスポットをYouTube動画で紹介」「外部プロモーションの実施」の3点が挙げられている。

しかしながら、いずれも結局は既存サービスや既存の観光スポットについてプロモーションを行ったにすぎず、「航空交通の新たなサービスの提供に繋がる」と評価することは困難である。

次に、D社徳島支店による「公共交通まつり×DMV1周年記念イベントにおける航空交通利用促進プロモーション」を内容とする事業及び「公共交通利用促進PRイベント『DMVとはたらくのりものフェスタ』における『ただいま東京キャンペーン』等の航空交通利用促進プロモーション」を内容とする事業についても、いずれも事業の成果としては、「徳島県内のDMVをはじめとする交通事業者による体感イベントにおいて、地方から東京への旅行を促す『ただいま東京キャンペーン』を展開し、東京行き徳島ー羽田線のほか、徳島阿波おどり空港発着便のPRや県内公共交通機関との相互PRを実施し、需要喚起を図った」との事業実績書の記載の程度に留まる。

「ただいま東京キャンペーン」は、旅客輸送事業者5社による共同のキャンペーンであるとのことであるが、その内容は結局のところ東京への旅行に関する既存のサービスについてのプロモーションにすぎず、行われたPRの内容も、これらの事業についても既存サービスや既存の観光スポットについてプロモーションを行ったにすぎない。

したがって、これらの事業が「航空交通の新たなサービスの提供に繋がる」と評価することは困難である。

さらに、D社徳島支店による「徳島県内観光資源の視察」を内容とする事業については、事業実績書記載のとおり「D社海外支店スタッフ(現地雇用の外国籍社員を含む)を中心に徳島県内観光資源の視察及び徳島県内観光・宿泊施設事業者との意見交換会を行」うというものであるが、その内容に鑑みると実質は海外スタッフ向けの社員旅行のようなものと評価すべきものであって、公金(しかも補助率10/10)によって行うべきものではない。

事業実績書によると、事業の成果として「現在の海外からの旅客動向および趣味趣向等について情報共有が図られた」ことが挙げられている。しかしながら、「航空交通の新たなサービスの提供」に繋げる手段として前述のような海外スタッフ向けの社員旅行のような方法によることは、あまりにも非効率的・非経済的というほかない。また、事業実績書には、事業の成果として「徳島県の魅力体感をもとに、インバウンドに繋がる国内外への情報発信を実施した」ことも挙げられている。しかしながら、この点については既存サービスや既存の観光スポットについてプロモーションを行ったにすぎず「航空交通の新たなサービスの提供に繋がる」とは評価しがたいものである。

以上のとおり、本補助金の「航空交通の新サービス提供事業補助金」が交付された事業については、いずれも補助対象となる「利用の早期回復、需要喚起を図るため、航空関係事業者等が行う航空交通の新たなサービスの提供に繋がる事業」とは評価しがたい。それにもかかわらず補助金を交付したことは、結局は「新たなサービス」といえるかどうかの判断を誤ったことに起因するものであり、本補助金の「航空交通の新サービス提供事業補助金」を審査するにあたっては、「新たなサービス」としてどのようなサービスが想定されているかという点やそのサービスに新規性があるかという点について十分に検討すべきであった。

#### (指摘18)

公共交通スマート利用応援事業補助金のうち航空交通の新サービス提供事業補助金として交付された補助金については、いずれも補助対象とされる事業が「利用の早期回復、需要喚起を図るため、航空関係事業者等が行う航空交通の新たなサービスの提供に繋がる事業」であるとは評価しがたい。「航空交通の新たなサービスの提供に繋がる事業」に補助金を出すのであれば、「新たなサービス」としてどのようなサービスが想定されているかという点やそのサービスに新規性があるかという点について十分に検討すべきである。

# 43 公共交通グリーンチャレンジ事業

# 【事業の概要】

### (1) 事業目的

自家用車から公共交通への転換による「グリーン社会の実現」を目指すため、WITHコロナにおける公共交通の需要を喚起するとともに、陸上輸送から海上輸送への「モーダルシフト」を促す取組みを支援する。

## (2) 事業内容

- (1) 「とくしまプレミアム交通券」を発行する。
- (2)「快適と安心」を売りにした県内貸切バスを活用した旅行商品の造成を支援する。
- (3) 利用者が安心して公共交通を利用できる環境を整えるために必要な経費を 支援する。
- (4) 徳島阿波おどり空港における国際線受入再開等に備え、感染防止対策や検疫体制の強化を図る。
- (5) DMVと他事業者とのコラボレーションを行い、DMVとの相乗効果による 公共交通の利用促進を図る。
- (6)公共交通の利用を敬遠して高速道路等を運行しているバス・トラックなどの 大型車等に対し、運賃割引を提案し高速道路利用からフェリーへの転換を目 指す。

# (3) 所管部局・課

県土整備部 次世代交通課

### (4) 根拠法令等

特になし

#### (5) 実施要綱等

公共交通グリーンチャレンジ事業補助金交付要綱 貸切バス「スマート利用」応援事業実施要綱

# (6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和3年度開始・令和4年度終了

#### (7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額		888,000,000	888,000,000
(うち翌年度繰越額)		(888,000,000)	
決算額	_	0	683,169,325
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
343,000,000	_	340,169,325	_

### 【指摘及び意見】

# (1) とくしまプレミアム交通券作成・交換・換金等業務について

本業務に関する指摘及び意見は、上記40「乗って応援!公共交通利用促進事業」にまとめて記載したとおりである。

## (2) 貸切バス「スマート利用」応援事業実施行業務について

本業務は、貸切バス事業者が、対象期間中に、3密回避のために車両の大型化や車両を増便して運航する場合、上限額の範囲で、これに要する経費の助成を行うものである。本業務と同様の業務は、下記45の事業としても行われていることから、以下では、下記45の事業のうち本業務と同様の業務についても併せた上で、指摘及び意見を述べる。

県は、本業務について、競争入札に馴染まないとしてA団体と1者随意契約を締結しているが(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)、その理由は、A団体が貸切バス事業を熟知し、また、公正な事務執行が可能な機関であることとする。

しかし、業務内容は、貸切バス事業者から助成申請書類を受理し、申請者に通知すること、助成事業終了後、事業者からの実績報告書及び添付書類を受理し、内容等を審査し、助成金の額を確定し、助成金を交付すること、広報に関することなどであり、貸切バス事業を熟知していなくても十分に遂行しうる。また、A団体はバス事業者で構成する業界団体であるが、公正な事務執行の観点からすれば、むしろ助成対象の事業者で構成する関連団体以外の第三者が受託者となる方が望ましい。

(指摘8・再掲)

性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。

仮に事業の効率などを理由に助成対象事業者の関連団体に業務を委託するとして も、その場合には、業界団体と助成対象事業者との距離感ゆえに審査が甘くなること などを防止する観点から、委託業務の遂行状況について県において十分な検査が求め られる。

この点、本事業を担当した次世代交通課の説明によれば、A団体による事業遂行状況について担当職員複数名がA団体に訪問するなどして検査を実施したとのことであるが、検査の過程や内容について記録は残されていない。

## (意見51)

助成金等の支給に関する委託業務について、委託先が助成等の対象事業者の関連団体である場合、事業者と団体との距離感ゆえに審査が甘くなることなどを防止するため、委託業務の完了報告に係る検査はより慎重になされるべきである。また、検査の実施状況や結果を事後的に確認することができるように、検査結果のみならず経過や方法などについても記録を残すべきである。

# (3) 徳島県立航空旅客取扱施設感染症対策設備整備業務について

本業務は、徳島阿波おどり空港において国際線受け入れを再開するにあたり、感染防止対策及び検疫体制を強化するため、徳島県立航空旅客取扱施設において感染防止対策設備及び検疫業務の円滑実施に必要な無線LANアクセスポイントの整備を行うものである。

県は、空港施設の指定管理者であるB社に対し、同者が空港法第15条に基づき空港ごとに指定される徳島阿波おどり空港唯一の空港機能施設事業者であることを理由に、同社と1者随意契約を締結している(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)。

しかし、空港法第15条は、空港機能施設の建設及び管理を行う者の指定に関する

要件等を規定するものであり、同指定事業者以外の者による空港施設の整備を禁止する規定ではない。

現に、本業務においてもB社は、整備業務の2分の1程度を再委託し、同整備工事はB社社員が立ち会うことで実施されている。

# (指摘8・再掲)

性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。

なお、本業務には無線LANアクセスポイントの整備の他にも飛沫防止カーテンの設置工事も行われており、無線LANアクセスポイントの整備工事の再委託先とは別の業者に再委託が行われている。前述のとおり、本業務はB社に1者随意契約により発注すべきものではなかったことからすると、本来は、本業務を合理的に分割して発注を行い、それぞれの業務について競争入札等により価格競争を行わせるべきであったというべきである。

### (意見52)

1者随意契約による必要のない合理的に分割可能な業務については、適切に分割したうえで発注を行い、それぞれの業務ごとに競争入札等により価格競争を行わせるべきである。

#### (4) 徳島県立航空旅客取扱施設感染症対応施設改修業務について

本業務は、徳島阿波おどり空港において国際線受入れを再開するにあたり、検疫体制を強化するため、検疫検査場所及び旅客待機場所を増設する施設改修工事を実施するものである。

県は、上記(3)項記載と同様の理由で空港施設の指定管理者であるB社との間で1者 随意契約を締結したが、B社以外において施設改修工事を実施することは可能であ り、本件は随意契約の要件を満たさないものと考える。 (指摘8・再掲)

性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。

B社は、改修工事すべてをC社に再委託しているが、県の指針では一括再委託は禁止されている。にもかかわらず、県は、かかる再委託に関する許可申請を承認しており不当である。

(指摘2·再揭)

委託契約の主たる部分を再委託している事例がみられた。委託契約においては、県 の定める基準のとおり、主たる部分の再委託を承諾してはならない。

# (5) DMV利活用プロモーション事業委託業務について

本業務は、DMV(デュアル・モード・ビークル、線路と道路の両方を走行することができる車両)の一般家庭への認知度向上のため、DMV営業開始1周年に合わせたPR商品の製造を行うものである。

県は、本業務を、DMVの運行事業者であるD社に対し1者随意契約により委託している。

D社は、DMVの運行事業者であり、DMVのPR活動はD社の本来事業であって、 本業務の実態はD社に対する補助や支援に等しい。

一般に、補助事業については県の補助金交付規則その他の規程による規制を受けるが、委託契約であればかかる規制は及ばない。委託業務とすることで、かかる規制を 免れるおそれがある。

(意見22·再掲)

補助事業とするか委託事業とするかは、事業の目的や実態に即して選択すべきである。 る。 本業務の委託契約においては、委託料に余剰金が生じたときはこれを返納しなければならないと約されている。

本委託契約締結に際し、D社が作成した見積書には、DMVのPR目的の商品単価と数量などが記載され経費が算出されている。また、委託業務完了報告書添付の経費の明細書も見積書とまったく同じ内容となっている。

D社はDMVの運行事業者であり、同社で商品を製造したものではなく他の事業者に外注したものと考えられるところ、事業の記録には、領収証など第三者に対する支払いにかかる資料などはなく、経費の適否が確認できず、また、この点に関する完了検査の経過も不明である。

### (意見33・再掲)

余剰金の返納が約されている委託契約においては、完了検査時において支出に関す る領収書等の資料を確認するなどして経費の適否を十分に検査すべきであり、また、 事後的にも確認できるように検査経過や検査した証拠資料などを記録すべきである。

### (6) DMVを核とした公共交通利用促進プロモーション事業委託業務について

本業務は、DMVを観光資源として活用し、県内外における認知度拡大及び阿佐東地域への誘客促進により、コロナ禍で利用者が減少している県内公共交通の需要喚起につなげることを目的とし、①誘客イベントの実施、②旅行商品製造の促進、③DMVプロモーション素材の制作、④各種媒体を利用したプロモーションを行うものである。

県は、本業務をDMVの運行事業者であるD社に1者随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)により委託しているが、随意契約の理由は、本業務にはDMV車両や駅等の関連施設を活用するほか、運行会社が広告塔となってDMVの魅力発信を行うことが効果的であるため、D社による主体的な参加が不可欠であるなどとする。

しかしながら、各種イベントの実施やPR活動はD社の協力があれば第三者であっても実行しうるものであるところ、D社が殊更協力を拒むことは考え難いため、本業務の委託先としてD社でなければならない理由はない。

### (指摘8·再掲)

性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。

本業務に関する委託契約においては委託金の余剰が出た際の返納条項はない。

委託契約に際しD社から提出された見積書の4業務ごとの内訳書によれば、それぞれに旅費、人件費、会場使用料、製作費といった経費とは別に、「企画調整費」との費目が計上されている。かかる費目は金額いかんによっては実質的にD社の利益相当分となるものと考えられるところ、本業務の見積金額の合計が8,180,000円(税別)であるのに対し、企画調整費の合計は1,600,000円であり、経費全体の19.5%に及ぶ。さらに、本見積書では、これらの4業務個別の経費見積りとは別に、「業務管理費」として120,000円が計上されている。同管理費も実質的にはD社の利益となりうるものと考えるが、企画調整費と業務管理費を合わせると、全体の委託金額の21%を超える。同割合は、下記(7)及び(8)記載の業務の見積り段階における企画調整費等の割合(10%前後)と比しても極めて大きなものである。

上記したとおり、D社はDMVの運行事業者であり、本業務について公共交通利用促進の目的があったにしても、DMVのプロモーションや誘客、旅行商品製造などはD社の本来業務の一部といえる。企画調整費や業務管理費の金額の根拠は不明であるが、上記した経費全体におけるこれらの費目の割合や各業務における企画調整費の額が必ずしも業務内容と連動せずに一定額で計上されていると思われることからすると、少なくともその一部は実質的にはD社の利益にあたるものと認定できる。D社の本来業務の一部ともいえる本業務を委託するにあたり、計算根拠が曖昧な企画調整費や業務管理費の割合が21%を超えるような委託契約を締結したことは不当というほかない。

本業務に関する実績報告書添付の経費内訳によれば、最終的な個別の業務に関する「企画調整費」の合計は1,800,000円と見積金額より増加している。また、全体の「業務管理費」も864,608円と増加し、経費の合計は見積り通り8,180,000円となっている。見積りより実際に使用した経費が減少したため、減少

額をすべて企画調整費や業務管理費に上乗せした形であるが、これらの合計は経費全体の32%を超える。本業務に関する委託契約には余剰金の返納条項がない以上、当然にその返還を求めることができないとしても、かかる見積内容と最終的な経費明細は、委託契約締結時の見積額の検討が極めて不十分、不適切であったことを表すものである。

### (意見4·再掲)

1者随意契約による委託契約の締結や変更にあたっては、委託予定先から提出され た見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理 由などの記録も残すべきである。特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益 になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡 をも考慮した慎重な検討を要する。

### (意見5·再掲)

委託契約締結時点では経費の見通しの判断が難しい事業において1者随意契約に より委託を行う場合は、委託金の余剰が出た際の返納条項を設けるなど事後的に適切 な委託金額に調整することも可能とする契約内容とすべきであり、完了時に委託料の 適正を確保するための検査も実施すべきである。

### (7) DMV運行開始 1 周年記念キャンペーン事業委託業務について

本業務は、DMV運行開始1周年を迎えるにあたり、記念キャンペーンを集中的に展開することでDMVを中心とした公共交通の新規需要の拡大につなげることを目的とし、①DMV特別企画ツアーの企画・実施、②1周年記念イベントの企画・実施、

- ③DMV交通広告の企画・実施、④メディアやインフルエンサー等の招聘・情報発信、
- ⑤広報素材等の制作・活用をするものである。

県は、本業務もDMVの運行事業者であるD社に1者随意契約により委託した。 しかしながら、各種イベントの実施やPR活動はD社の協力があれば第三者であっ ても実行しうるものであるところ、D社が殊更協力を拒むことは考え難いため、本業 務の委託先としてD社でなければならない理由はない。D社が情報発信業務を第三者 へ再委託していることからも他者が本事業をなしえないなどということはない。

### (指摘8・再掲)

性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。

本業務に関する委託契約においては委託金の余剰が生じた場合の返納条項はない。 委託契約締結に際しD社から提出された見積書では、委託金額合計22,720,000円(税別)に対し、各業務の内訳として企画調整費が合計2,000,000円計上されている。また、個別の業務における企画調整費とは別に全体の業務管理費として150,000円が計上されている。これら企画調整費及び業務管理費の合計は見積経費全体の9.46%を占める。

委託業務の実績報告書添付の経費明細書によると、最終的な企画調整費の合計は2,300,000円、業務管理費は1,327,005円とされ、経費の合計22,720,000円に変更はない。特には業務管理費が見積額から大きく上昇しているが、その他の経費の減少分が業務管理費等として計上されているものと考えられる。企画調整費及び業務管理費は、実質的には受託者の利益相当分を含む可能性があると考えるところ、本事業においてはこれらの費目の合計は経費全体の約16%に及ぶ。

繰り返しとなるが、D社は、DMVの運行事業者であり、DMVを利用したツアー、イベントの企画、広報や情報発信などはD社の本来業務の一部でもある。本業務に関する委託契約には余剰金の返納条項がない以上、当然にその返還を求めることができないとしても、実質的にはD社の利益となりうる費目の合計が約16%にもなるような委託契約は適切ではなく、委託契約締結時の見積額の検討が不十分であったことを表す。

### (意見4·再掲)

1者随意契約による委託契約の締結や変更にあたっては、委託予定先から提出され た見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理 由などの記録も残すべきである。特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益 になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡 をも考慮した慎重な検討を要する。

### (意見5·再掲)

委託契約締結時点では経費の見通しの判断が難しい事業において1者随意契約に より委託を行う場合は、委託金の余剰が出た際の返納条項を設けるなど事後的に適切 な委託金額に調整することも可能とする契約内容とすべきであり、完了時に委託料の 適正を確保するための検査も実施すべきである。

### (8) DMVを核としたインバウンド新規需要拡大プロモーション事業委託業務について

本業務は、DMVを活用した海外向けプロモーションを集中的に展開し、インバウンドによる新たな需要創出を図り、DMVを中心とした県内公共交通の利用促進につなげることを目的に、①インバウンド向け動画制作業務、②海外との交通結節点におけるプロモーション、③海外インフルエンサーを活用した情報発信、④インバウンド向け広報物等の制作を内容とする。

県は、本業務もDMVの運行事業者であるD社に1者随意契約により委託した。 しかしながら、各種イベントの実施やPR活動はD社の協力があれば第三者であっ ても実行しうるものであるところ、D社が殊更協力を拒むことは考え難いため、本業 務の委託先としてD社でなければならない理由はない。D社が情報発信業務を第三者 へ再委託していることからも他者が本事業をなしえないなどということはない。

### (指摘8・再掲)

性質又は目的が競争入札に適しないというべき理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。1者随意契約は例外的な契約方法であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の理由(第1号に該当する場合には、それに加えて第2号から第9号に準じると認められる理由)があるかどうかを十分に検討した上で行うべきである。

本業務に関する委託契約において委託金の余剰が生じた場合の返納条項はない。 委託契約に際し、D社が提出した見積書の各業務の内訳書に計上された企画調整費 の合計は1,200,000円、業務全体に対する業務管理費は200,000円とされ、これらの合計は経費全体13,500,000円(税別)の約10%に及ぶ。 実績報告書添付の経費明細書によれば、企画調整費の合計は2,050,000円、 業務管理費は1,043,054円であり、その合計は3,093,054円となり、 経費全体の22.9%を占める。

上記の(6)(7)項記載の各業務同様、D社はDMVの運行事業者であり、DMVのPRなどはD社の本来業務の一部でもある。本業務に関する委託契約には余剰金の返納条項がない以上、当然にその返還を求めることができないとしても、最終的な経費としてD社の利益にあたりうる費目が22.9%にもなる委託契約は適切ではなく、委託契約締結時の見積額の検討が不十分であったことを表す。

### (意見4・再掲)

1者随意契約による委託契約の締結や変更にあたっては、委託予定先から提出された見積金額の適否について十分に検討し、評価の根拠となる資料や相当と判断した理由などの記録も残すべきである。特に、実質的に受託者が負担する経費を超えて利益になりうる費目に関しては、同種業務における経費の実態や他の委託契約等との均衡をも考慮した慎重な検討を要する。

### (意見5·再掲)

委託契約締結時点では経費の見通しの判断が難しい事業において1者随意契約に より委託を行う場合は、委託金の余剰が出た際の返納条項を設けるなど事後的に適切 な委託金額に調整することも可能とする契約内容とすべきであり、完了時に委託料の 適正を確保するための検査も実施すべきである。

上記(6)から(8)まで記載の業務に共通することであるが、県は、D社との間で1者随意契約を締結し、委託金の余剰が出た際の返納条項を設けることなく、企画調整費、業務管理費名目で多額の利益部分がD社に残ることを委託契約時点で見込んでいたものと思われる。各業務は、DMVを運行するD社に対する支援としての側面が強くあったものと推察されるが、そうであれば、補助事業など事業の実態に即した事業名や事業内容とすべきである。

(意見53)

事業内容や事業の実態は、事業目的に即したものとすべきである。

### (9) 公共交通グリーンチャレンジ事業補助金(感染防止対策推進補助金)について

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな打撃を受けた公共交通の需要を喚起するとともに、脱炭素の推進に取り組むバス事業者を支援するため、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づく感染防止対策等を実践して行う乗合バス事業者に対し補助金を交付するものであり、E社に対して195,048,000円、E社の子会社であるF社に対して12,063,000円、合計207,111,000円の補助金が交付されている。

本事業における補助対象経費は補助金交付要綱によると「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づく感染防止対策等を実践するために必要な経費」と定められており、補助額は、幹線系統バス1便あたり3,000円として算出されている。この金額について、本事業を担当した次世代交通課の説明によれば、①バス運転手による感染症対策により1便あたり1時間程度業務時間の追加があるものと見込み、バス運転手の平均年収から時給(2,240円)を算出し、②これに感染症対策に要するであろう消毒液、マスク等の消耗品費、一部座席の使用制限や常時エアコン使用などによる損失を1便あたり1,000円と試算した合計額であるとのことである。

しかしながら、頻回に運行されている乗合バスについて、1便あたり1時間もの感染対策が実施されたとは考え難く、また、バス運転手に追加業務が発生したとしても本来の勤務時間内であれば追加の人件費は生じない。さらに、1回の感染対策あたり1,000円の経費や損害が生じるとの試算も根拠として不十分と考える。

補助事業である以上、補助金交付が補助対象者の利益となることは適切ではなく、交付される補助金の額は、事業者が現に負担した経費の範囲内の金額であるべきである。そのため、現に感染症対策に要した費用を確認するなどしたうえで補助を実行すべきであったと思われるところ、次世代交通課においては、バス事業者において実際に要した費用の確認までは行っていないとのことであった。本事業においては約2億円という多額の補助がなされているが、感染防止対策等を実践するために必要な経費としてそこまで多額の費用が発生したとは到底思われない。実際に要した費用を確認することなく漫然と補助金を支出した行為は不適切であるといわざるを得ない。

### (指摘19)

公共交通グリーンチャレンジ事業補助金(感染防止対策推進補助金)においては、 実際の必要経費を超える多額の補助が行われた。補助事業においては、補助金の交付 額が補助対象事業に要した経費を超えることは適切ではなく、補助対象事業の実施状 況や要した経費などを十分に確認したうえで交付額を決定すべきである。

### 44 今こそ飛好機!再興事業

### 【事業の概要】

### (1) 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により低下した航空需要を回復させ、航空路線の維持を図るとともに、アフターコロナ時代の航空ネットワークの構築を目指し、新たな航空需要の創出に資する。

### (2) 事業内容

- (1)「チャレンジフライト事業」チャーター便を活用し、大都市部をパスする地 方都市連携やお試し就航等の「新たな運航スタイル」の実施等を支援する。
- (2)「タイアップフライト事業」既存路線における空席の多い便を活用した交流 人口拡大につながるモデルツアー等の実施等を支援する。
- (3) 「タイアップフライトウェブ事業」既存路線における空席の多い便を活用したインターネット上で取り扱う旅行商品の販売等を支援する。

### (3) 所管部局・課

県土整備部 次世代交通課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

飛好機再興事業補助金交付要綱

(6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和 4 年度開始·終了年度未定

(7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_		17,387,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_		15,992,000
			(財源内訳)
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
_	7,996,000	7,996,000	_

※財源内訳のうち「国庫(その他)」は、地方創生推進交付金である。

### 【指摘及び意見】

### (1) 飛好機再興事業補助金について

本補助金は、「チャレンジフライト事業」「タイアップフライト事業」「タイアップフライトウェブ事業」を行う団体に交付される補助金であり、本補助金を受けたのはA団体である。

これらの3事業は、いずれも旅行商品を造成する事業者に補助金を交付する事業である。 すなわち、本補助金は、補助金を交付する事業への補助を行うものである。

本補助金の交付要綱によると、「タイアップウェブフライト事業」においては、販売実績が30席(往復利用で1席とする)以上の1旅行商品につき1社あたり旅行商品造成支援の補助として1席あたり5,000円(上限900,000円以内)、広報支援として300,000円以内を補助することが認められている。

ところが、A団体は、B社に対して、次のとおり補助を行い、県はA団体に対して これを是認する内容で本補助金を交付した。

①商品名: C社ダイナミックパッケージ徳島阿波おどり空港から羽田空港へ! 関東を満喫しよう

期間:令和4年8月6日から9月9日まで(8月13日から15日までを除く)

区間:往路徳島発羽田行きC社便(往復)

利用者数:180名

旅行商品割引原資:900,000円

広報支援: 27, 170円

②商品名: C社ダイナミックパッケージ徳島阿波おどり空港から羽田空港へ! 関東を満喫しよう

期間:令和4年9月10日から9月30日まで

区間:往路徳島発羽田行きC社便(往復)

利用者数:180名

旅行商品割引原資:900,000円

広報支援:17,830円

③商品名: C社ダイナミックパッケージ羽田空港から徳島阿波おどり空港へ!徳島を満喫しよう

期間:令和4年8月16日から9月14日まで

区間:往路羽田発徳島行きC社便(往復)

利用者数:101名

旅行商品割引原資:505,000円

広報支援:105,652円

④商品名:C社ダイナミックパッケージ羽田空港から徳島阿波おどり空港へ!徳

島を満喫しよう

期間:令和4年9月15日から9月30日まで

区間:往路羽田発徳島行きC社便(往復)

利用者数:107名

旅行商品割引原資:535,000円

広報支援:56,348円

これらのうち①と②、③と④は、商品の内容として、期間以外に異なる点はない。 そうすると、①と②、③と④はそれぞれ同一の旅行商品であるというべきである。

これを前提とすれば、①と②の旅行商品に係る旅行商品造成支援については、合計して1旅行商品についての1社あたりの上限額である900,000円となるべきところ、実際には合計1,800,000円(①につき900,000円、②につき900,000円)が支払われている。また、③と④の旅行商品に係る旅行商品造成支援については、合計して上限900,000円となるべきところ、実際には合計1,040,000円(①につき505,000円、②につき535,000円)が支払われている。

前述のとおり、①と②、③と④は、商品の内容として、期間以外に異なる点はないのであるから、1 旅行商品についての 1 社あたりの上限額の規制を潜脱して補助を受けることを意図した分割が行われ、それに沿って申請と補助が行われたとみるほかない。

いうまでもなく、このような分割を行うことは、交付要綱が上限額を設けた趣旨を 潜脱するものであって不適切であり、それに沿って上限額を超過した補助を行うこと は、交付要綱に違反するものである。

この点、担当課によると、通常 1 旅行商品(ツアー)とは、搭乗便、宿泊施設等が同一の旅程であるものとしているが、タイアップウェブフライト事業については、同一路線であっても搭乗便や宿泊施設が個人ごとに異なる旅程となっていることから、なるべく多くの事業者に対してできるだけ多くの補助を行いたいとの考えのもと、事業の運用上、同一路線に関する補助申請については、他の補助メニューも参考にし、

1申請を1旅行商品として扱って1か月に1回限りで受け付けるとともに、上限額については申請単位で考慮することとし、その旨を補助対象等の関係者に対して案内していたとのことである。しかしながら、①搭乗便や宿泊施設が個人ごとに異なることを理由とすることは交付要綱が1旅行商品につき30席以上の販売実績を求めていることと整合しないこと、②1か月に1回という区切り方の根拠が存在しないこと、③1か月に30席未満の販売実績と考えられる旅行商品にも補助が行われていることからすれば、担当課の前述の考え方を正当なものとすることはできず、担当課は補助対象者等の関係者に対して交付要綱から逸脱した案内を行っていたと評価するほかない。

そして、以上のように、交付要綱という法規範により与えられた補助上限額の規制 を現場での取扱いによって骨抜きにしようとすることは、法規範に従って実施すると いう行政の基本的姿勢に反するものであり、法規範を軽視するものと評価するほかな い。

### (指摘20)

飛好機再興事業補助金のタイアップフライトウェブ事業において、1旅行商品につき1社あたり旅行商品造成支援の補助の上限額は900,000円であるにもかかわらず、期間を分割することで複数の旅行商品として取り扱うことにより合計が900,000円を超える補助金の交付が行われた事例がみられた。また、担当課は、そのような上限額の定めが交付要綱にあるにもかかわらず、補助対象者等の関係者に対し、期間を分割することにより複数の旅行商品としてそれぞれ別に上限額を判断する取扱いを案内していた。このような補助金の交付やそれを容認する担当課の取扱いは、1旅行商品につき1社あたり旅行商品造成支援の補助の上限額を900,000円とする交付要綱の規定を潜脱するものである。

以上のようなことが発生した原因の1つとして、「1旅行商品」の定義が曖昧であったことが挙げられる。

「タイアップフライト事業」においても、「〈GoGo徳島!旅して応援〉タイアップフライト」という同一の商品名で「行きは徳島阿波おどり空港へ!お帰りは四国4県(徳島/松山/高知/高松)の空港からお選びいただけます」との記載で一括広報していたD社の旅行商品につき、往復のもの(徳島空港から帰るもの)と片道のもの

(松山空港、高知空港又は高松空港から帰るもの)を別の旅行商品として取り扱っていた(しかし、帰りが松山空港、高知空港又は高松空港のいずれであっても同一の旅行商品として取り扱っていた)が、「1旅行商品」の定義が曖昧であったことから、このような取扱いの適否についても疑義なしとは評しがたい。

商品ごとあるいはサービスごとに最低提供数条件を付したり補助額の上限を画したりするような場合には、商品あるいはサービスの同一性に疑義が生じないように交付要綱その他のルールを策定しておけば、以上のような問題は避けることができたというべきである。

### (意見54)

補助事業において、商品ごとあるいはサービスごとに最低提供数条件を付したり補助額の上限を画したりするような場合には、商品あるいはサービスの同一性につき疑義なく判断できるように交付要綱その他のルールを策定すべきである。

### 45 公共交通利用促進事業

### 【事業の概要】

### (1) 事業目的

長期化するコロナ禍に原油価格・物価高騰も加わり、かつてない厳しい状況となっている公共交通の利用を促進するため、「プレミアム交通券の発行」や「貸切バススマート利用の推進」を行い、アフターコロナを見据えた公共交通の需要喚起による「社会経済活動の活性化」を図る。

### (2) 事業内容

- (1) 「とくしまプレミアム交通券」を発行する。
- (2)「快適と安心」を売りにした県内貸切バスを活用した旅行商品の造成を支援する。

### (3) 所管部局・課

県土整備部 次世代交通課

(4) 根拠法令等

特になし

(5) 実施要綱等

貸切バス「スマート利用」応援事業実施要綱

(6) 事業開始年度·事業終了年度(予定)

令和4年度のみ実施

(7) 事業費の推移・財源(単位:円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算額	_		232,554,000
(うち翌年度繰越額)			
決算額	_	_	232,183,950
	(財源内訳)		
国庫 (地方創生臨時交付金)	国庫 (その他)	県(一般財源)	その他
232,183,950	_	_	_

### 【指摘及び意見】

(1) とくしまプレミアム交通券作成・交換・換金等業務について

本業務に関する指摘及び意見は、上記40「乗って応援!公共交通利用促進事業」

にまとめて記載したとおりである。

### (2) 貸切バス「スマート利用」応援事業実施行業務について

本業務に関する指摘及び意見は、上記43「公共交通グリーンチャレンジ事業」(2) 「貸切バス「スマート利用」応援事業実施行業務について」にまとめて記載したとおりである。

### 第4章 補助事業・委託事業に共通する点について

### 1 補助金における利益等排除について

本年度の監査においては、補助対象者が自らあるいは自らのグループ会社を支払先とする経費(自己宛あるいはグループ会社宛の請求書等を根拠とする経費)を補助対象経費として補助金の交付を求め、それに基づいて補助金が交付されている事例が散見されたが(第3章31、同42)、各担当課においては特段それを問題視しているわけではなかった。

徳島県においては、補助金の交付に関する基本的、共通的事項を定めるものとして 徳島県補助金交付規則が定められており、これを具体化するものとして補助金交付要 綱準則及び県の文書の標準書式が定められている。これらについては、「徳島県補助 金交付規則の施行について(通知)」でも解説が加えられている。

しかしながら、自らあるいは自らのグループ会社を支払先とする補助対象経費が認められるかどうかについては、徳島県補助金交付規則、補助金交付要綱準則、標準書式、「徳島県補助金交付規則の施行について(通知)」のいずれにも定めや説明はない。

徳島県補助金交付規則を所管する財政課によると、個別の補助金にかかる取扱いは、補助金交付要綱準則を参考に各担当課がそれぞれ要綱等で定めており、個々の経費の妥当性については財政課においては判断できないという理由から、自らあるいは自らのグループ会社を支払先とする補助対象経費について統一的な規制はしておらず、また、そのような補助対象経費の取扱いを個別の交付要綱で定めるよう周知等も行っていないということである。

しかしながら、補助金は補助事業を実施することに対して金銭的に補助することを目的とするのであって、補助事業の調達の過程で補助対象者やそのグループ会社に利益をもたらすことを目的とするものではない。すなわち、一般に、補助対象経費の中に補助対象者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助対象者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助事業の目的上ふさわしくないというべきである。

このような観点から、例えば、「補助事業事務処理マニュアル」(経済産業省大臣官房会計課)(令和4年6月)では、自社調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益を排除しなければならない旨や、補助事業者自身から調達等を行う場合には原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上すべき旨が記載されてい

る。

このような利益等排除は、経済産業省以外でも、環境省、国土交通省、農林水産省などによる国の補助金のほか、地方自治体の補助金においても「補助事業における利益等排除について」等の項立てにより広く行われているものである。

徳島県においても、このような取り組みに倣い、補助金に関しては原則として利益 等排除を行うルールを設け、そのルールも補助金に関するその他の事項と併せて補助 対象者に明らかにした上で、そのルールに則って補助金を交付すべきである。

### (意見43·再掲)

補助金に関して、補助対象経費の中に補助対象者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除について原則的なルールを定め、補助対象者にもそのことを明らかにした上で、原則としてその利益等排除のルールに則って補助金を交付すべきである。

### 2 委託契約における余剰金返納条項について

### (1) 委託契約書ひな形における余剰金返納条項とその解釈

徳島県が締結する委託契約書については、ひな形が管財課から提供されている(ただし、管財課によると、契約の際には必ず当該ひな形を用いなければならないというわけではないとのことである。)。

管財課が提供するひな形には、請負型委託のための委託契約書(請負型)と委任型 委託のための委託契約書(委任型)がある。

管財課から各担当課には、請負型委託については、発注者が注文する業務内容が明確に決まっており、業務の主体性は受託者にあり、契約金額の事後的変動はないものであると説明され、委任型委託については、発注時に完成した業務の内容が必ずしも決まっておらず事務処理にあたって相当の範囲内において自由裁量の余地のあるより高度な内容を目的とするものであり、業務は発注者と受任者が協力するものであり、契約金額の事後的変動があるものであると説明されている。

委託契約書(委任型)には、以下のような余剰金を返納する旨の条項(以下、本章において「余剰金返納条項」という)がある。

### (委託業務の完了報告及び精算)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了後速やかに甲が指定する 様式による委託業務完了報告書及び事業費精算書を甲に提出するものとし、交付 を受けた委託料に余剰金が生じたときは、これを返納しなければならない。

この条項を他の条項と併せて合理的に解釈すると、最終的に県が事業者に支払うべき委託料は、必ずしも契約書に記載されている委託料の額と同額になるとは限らず、「事業費精算書」における事業費の総額が委託料とされ、それを超える部分は「余剰金」として県から事業者に支払う対象とはならず、概算払いの際に既に支払済みとなっている余剰金については、事業者から県に返納すべきものと解される。

### (2) 自社調達を行う場合の利益等排除について

ところが、何が「余剰金」であるか、換言すると何を事業費と認めるかについて、 明確な基準は存在していない。

このことが特に問題となるのは、上記1と同様、自らあるいは自らのグループ会社を支払先とする経費(自己宛あるいはグループ会社宛の請求書等を根拠とする経費)についてである。

本年度の監査においても、委託先自身が提供しているサービスの料金を「事業費精算書」に記載し、そのとおり精算が行われている事例がみられた(第3章31、同39)。

結局のところ、余剰金返納条項のある委託契約は、委託料は事業費の総額とされることから本来的には委託先に利益を生じさせないはずのものであるにもかかわらず、委託先が自社の商品・サービスを委託事業に組み込むことにより、委託先に利益が生じることとなる。このようなことを許容するとすれば、そのような商品・サービスの売り込みのための受注を誘発しかねない。

また、1 者随意契約のように価格競争なく契約が締結されるような場合には、余剰 金返納条項は価格競争を行わないことを正当化する要素たり得るが、利益等排除が行 われなければ、結局は金額の適正さに疑義が残りかねないことになる。

すなわち、余剰金返納条項のある委託契約においては、委託対象経費の中に委託先の自社製品の調達等に係る経費がある場合、委託事業の実績額の中に委託先自身の利益等相当分が含まれることは、委託業務の実施に要した経費に相当する額を精算して委託料として支払うという経理処理の性質上ふさわしくないと考えるべきである。

このような観点から、例えば、「委託事業事務処理マニュアル」(経済産業省大臣官房会計課)(令和3年1月)では、自社調達を行う場合には調達価格に含まれる利益を排除しなければならない旨や、受託者自身から調達等を行う場合には原価(当該調達品の製造原価など)をもって委託費の対象経費に計上すべき旨が記載されている。

徳島県においても、余剰金を返納する旨の条項がある委託契約に関しては、原則と して利益等排除を行うルールを設け、その利益等排除のルールに則って委託料の精算 を実施すべきである。

また、委託は契約に基づくものであるから、委託先との間で認識を共有しておく必要がある。そのため、契約書又はその一部である仕様書に明記する方法その他の方法により、契約前にあらかじめ委託先との間で利益等排除についての認識を共有しておくべきである。

### (意見41・再掲)

余剰金を返納する旨の条項がある委託契約において委託対象経費の中に委託先の 自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合の利益等排除については、原則 的なルールを定めて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその利益等排 除のルールに則って委託料の精算を実施すべきである。

### (3) 一般管理費の計上について

また、本年度の監査においては、余剰金返納条項のある委託契約において「管理費」 等の名目の経費が「事業費精算書」に記載され、そのとおり精算が行われている事例 がみられた。

委託事業を行うために必要な家賃、光熱水料、コンピュータ使用料、回線使用料、 文房具等の汎用品等に要する経費のように、委託事業を行うために必要な経費であって当該委託事業に要した経費としての抽出・特定が困難な間接経費(一般管理費)については、「管理費」等の名目で委託事業における事業費として認めることは何ら否定されるものではない。

しかしながら、一般管理費も事業費である以上、一般管理費は、あくまでも委託事業に要した間接経費の額が上限となるべきものである。すなわち、余剰金返納条項のある委託契約においては、「管理費」等の名目の経費については、間接経費としての実態を超える部分については返納されるべきものである。

ところが、管財課によると、余剰金返納条項のある委託契約における一般管理費の 上限額については、県として統一的な基準や方針があるわけではない。その結果、実 態として、一般管理費の適否の判断は担当者の裁量に委ねられている。

本年度の監査では、事業の規模(事業費の額)の割にかなり高額な「管理費」等の名目の経費が計上され、そのとおり精算が行われている事例が散見された(特に高率であるものにつき、第3章6、同37)。当然のことながら、間接経費としての実態を超える部分については委託先の利益となるものである。結局のところ、余剰金返納条項のある委託契約は、委託料は事業費の総額とされることから本来的には委託先に利益を生じさせないはずのものであるにもかかわらず、「管理費」等の名目で間接経費としての実態を超える金額を支払うことで、委託先には利益が生じることとなる。このような観点から、例えば、「委託事業事務処理マニュアル」(経済産業省大臣官

このような観点から、例えば、「委託事業事務処理マニュアル」(経済産業省大臣官房会計課)(令和3年1月)では、一般管理費は直接経費(人件費・事業費)×一般管理費率という計算式により算出することとし、一般管理費率は、10%と決算書(過去の実績)から算出した一般管理費率に相当する率のうちいずれか低い率を用いることを原則としている。

徳島県においても、余剰金を返納する旨の条項がある委託契約に関しては、一般管理費の算出について一定の基準を設け、原則としてその基準に則って算出した一般管理費の額を前提に、委託料の精算を実施すべきである。

また、委託は契約に基づくものであるから、委託先との間で認識を共有しておく必要がある。そのため、契約書又はその一部である仕様書に明記する方法その他の方法により、契約前にあらかじめ委託先との間で一般管理費の算定方法についての認識を共有しておくべきである。

### (意見9·再掲)

余剰金を返納する旨の条項がある委託契約に関しては、一般管理費の算出について 一定の基準を設けて委託先にもあらかじめ明らかにした上、原則としてその基準に則 って算出した一般管理費の額を前提に、委託料の精算を実施すべきである。

### (4) 民間企業への委託について

そもそも、余剰金返納条項のある委託契約においては、委託料は事業費の総額とされることから、本来的には委託先に利益を生じさせるものではない。

したがって、公益法人や非営利法人との1者随意契約においては、余剰金返納条項 を用いることは積極的に検討されるべきである。

他方、民間企業は、適正な利益を得ることを目的に事業を行っているのであって、 基本的には慈善事業としてではなく営利の目的で県からの委託を受けている。

現状では実際のところ、余剰金返納条項のある委託契約においては、自社調達を行ったり(第3章31、同39)、明細不要のためある意味ブラックボックスである「管理費」等の費目に実質的な利益を含めたり(特に高率であるものにつき、第3章6、同37)することによって委託先は利益を確保しているようであり、県の担当者もこれを是認ないし黙認している。しかしながら、余剰金返納条項を設ける以上は、上記(2)のとおり自社調達分からは利益等排除が行われるべきであり、また、一般管理費については明細不要であるとしても上記(3)のとおり間接経費としての実態を超える部分については返納されるべきものであり、いずれの方法による利益確保も余剰金返納条項のある委託契約においては不適切なものである。

また、委託先の利益の確保がこのように自社調達や一般管理費の事実上の運用(これらを経費として認めるかどうかという県の担当者の裁量による運用を含む。)に委ねられているとすると、委託業務を真摯に実施しようとする企業(すなわち自社調達からは利益等排除を行い一般管理費も適正額を計上しようとする企業)ほど受託のインセンティブが失われることになる。そのような状況下で、余剰金返納条項を付して公募型プロポーザルを行うなどすれば、委託業務を真摯に実施しようとする企業ほど名乗りを上げられず、結果として適正な競争を阻害することにもなりかねない。

委任型委託においては、発注時に完成した業務の内容が必ずしも決まっていないことから、発注時に必ずしも委託料を決定できるとは限らないことは事実である。

しかしながら、民間企業は受託によって適正な利益を得る必要があるのであるから、民間企業の受託が想定される委託事業については、安易に余剰金を返納する旨の条項を盛り込むのではなく、例えば次のような方法により、委託先が契約上も適正な利益を確保できるようにすべきである。

- ・助成金の交付を委託するような場合に、委託料(助成金部分を除く)については 支払件数に応じた単価契約とし、助成金に限り余剰が生じた場合に返納する旨の 条項を設ける(単価契約)
- ・人件費等の一部の経費について単価を定め、当該経費については実支出額ではなく約定の単価に従い精算する(単価契約)
- ・事業費(一般管理費を除く)に一定の金額の報酬(一般管理費見合いの部分を含む)を加算した額を委託料とする(コスト+フィー契約)

もっとも、1者随意契約の場合には、価格競争を経ないことから、利益の適正さが 価格競争により担保されるわけではない。したがって、1者随意契約の場合には、委 託先が民間企業である場合でも、適正な利益の額又はその算定方法について、慎重な 検討が必要である。

### (意見10・再掲)

民間企業は受託によって適正な利益を得る必要があるのであるから、民間企業の受託が想定される委託事業については、余剰金を返納する旨の条項を安易に盛り込むのではなく、委託先が契約上も適正な利益を確保できるようにすべきである。ただし、1者随意契約の場合には、委託先が確保する利益額の適正さについて慎重な検討が必要である。

### 第5章 総括

### 1 1者随意契約について

本年度の監査対象事業の中には1者随意契約によるものが散見され、その理由として事業実施の緊急性を挙げたものも多数あったが、多くの随意契約について合規性に関する意見・指摘を加えた。

本年度の監査対象事業は、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵攻などに起因する景気悪化、物価高騰への対策として開始された事業であり、平時から継続的に実施されている事業と比較すれば各担当課において可能な限り迅速な対応が求められた側面は否定しない。しかしながら、随意契約が例外的な契約方法とされているのは、競争原理が働かないことによる弊害を排除し、契約金額の適正(経済性)や契約先選定における公平性を確保するためであり、かかる経済性や公平性の要請は事業実施の迅速性の要請に劣るものではない。

むしろ、監査対象事業の中には、初めから1者との随意契約を念頭に置き、緊急性を殊更強調することで適切な契約先選定方法を用いず、その者との随意契約を実現させたとしか思えないものもあった。かかる対応は、県の緊急事態に乗じて利益を得ようとする者を利する結果となるおそれのあるものであり、平時にも増して強く非難されるべきものである。

県においては、随意契約が例外的な契約方法とされている理由を改めて強く意識され、今後の行政運営にあたっていただきたい。

### 2 補助、支援を目的とした事業の在り方について

本年度の監査対象事業は景気悪化や物価高騰対策として実施された事業であるが、 県内の多くの業種、多数の事業者に対しあまねく実施されている印象を受けた。確か に、新型コロナウイルス感染症等による景気悪化や物価高騰による影響は広範囲に及 んだであろうから、偏った支援となることは公平に反する。しかしながら、監査対象 事業の中には、事業実施の必要性に疑義を感じるものもあった。そもそも、広範囲の 業種、事業者に対し支援事業を展開したとしても、支援のメニューや規模は異なるた め公平にはなりえない。支援対象を広くしようとするあまり限られた予算を薄く広く 費消することで、本当に支援を必要とする事業者に対し十分な支援がなされないとな れば、かえって公平性を欠くことにもなりかねない。

また、監査対象事業となった補助事業のうちには、実質的に経費の100%を補助

する事業が散見されたが、本来、補助制度は補助対象者の自主的な活動を支援するものであろうから、100%補助は補助事業の趣旨に反すると思われ、必要性も乏しい。また、他の一部補助の事業との関係で公平性を欠く。

補助事業や支援事業を緊急的に実施するにあたっては、経済性や有効性の視点は当然のこと、そもそもの補助の必要性や優先度といった視点も持って、補助対象事業の絞り込み、補助率や補助額の設定をしていただきたい。

### 3 需要喚起を目的とする事業の在り方について

本年度の監査対象事業の中には、需要喚起を目的にクーポン券を発行した事業が多数あったが、そのうちには、早期の支援実現や手数料削減を目指して制度を構築した結果、十分なクーポン利用につながらなかった事業、クーポン購入の需要が高いにもかかわらずプレミアム率や販売方法を変更しなかった事業、クーポンの利用店舗や対象の設定が不十分であるがために事業目的に合致した支援とならなかった事業などがあった。また、同じ事業目的によりクーポン券発行が繰り返されたものもあったが、先の事業の結果を踏まえた運用の変更がみられない事業があった。

需要喚起策としてクーポン券を発行すること自体は有効な方法と考えるが、利用者や支援対象者にとって利用しやすい運用、限られた予算の中でより多数の利用者による多数の利用につながるようなプレミアム率や販売方法の設定、事業目的に適った利用対象の限定などを十分に検討する必要がある。国や他の都道府県が実施する同種事業を参考にするケースも多いと思われるが、事業開始にあたっては県独自で十分な検討をすべきであるし、事業が継続している間もより良い事業に改善できるよう不断に検証を続ける必要がある。

県においては、この度の経験を踏まえ、今後新たに同種事業を実施する際には、利便性、経済性、公平性、合目的性といった観点を十分に意識して事業を検討されたい。

### 4 最後に

新型コロナウイルス感染症などこれまで経験したことのない困難な事態に対し、庁内外からの様々な要請に苦慮しながらも、迅速で効果的な支援となるよう事業を構築し実行された担当課の方々には敬意を表する。

今後も、新たな感染症の蔓延、災害の発生、世界情勢の変化などに起因して経済環境が悪化した際には緊急の経済対策が求められるが、本監査結果が新たな経済対策事業を検討・実施するうえでの参考となれば幸いである。

### 徳島県公安委員会規則第7号

徳島県公安委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

徳島県公安委員会公印規則の一部を改正する規則

徳島県公安委員会公印規則(平成15年徳島県公安委員会規則第6号)の一部を次のよう に改正する。

別表 1 の(2) 専用公印の表10号印の項中「各警察署長」を「1 生活安全企画課長 に 2 各警察署長 」 立める。

### 附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### 徳島県公安委員会規則第8号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則(昭和47年徳島県公安委員会規則第1号)の一部を次のよう に改正する。

第5条の2中「高速道路交通警察隊長」を「徳島県警察本部交通部交通指導課高速道路 交通警察隊長」に改める。

附 則

この規則は,令和6年4月1日から施行する。

### 徳島県公安委員会規則第9号

徳島県情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和6年3月29日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴

徳島県情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

徳島県情報公開条例の施行に関する規則(平成14年徳島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第31条」に改める。

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

### 徳島県公安委員会規則第10号

徳島県警察の特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように 定める。

令和6年3月29日

徳島県公安委員会委員長 北 島 義 貴 徳島県警察の特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

徳島県警察の特例施設占有者の指定等に関する規則(平成19年徳島県公安委員会規則第 17号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項、第3条及び第4条第2項中「して」を「するとともに、インターネットの利用その他の方法によりこれを」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

### 徳島県警察本部告示第1号

徳島県情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和6年3月29日

徳島県警察本部長 松 林 高 樹

徳島県情報公開条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

徳島県情報公開条例の施行に関する規程(平成18年徳島県警察本部告示第2号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第31条」に改める。

### 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

徳島海区漁業調整委員会告示第一号

徳島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

畄

本

彰

徳島海区漁業調整委員会事務局規程の一部を改正する規程徳島海区漁業調整委員会会長

徳島海区漁業調整委員会事務局規程(平成二十一年徳島海区漁業調整委員会告示第一号

の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「経営戦略部」を「企画総務部」 に改める。

則

この規程は、 令和六年四月一日から施行する。

徳島海区漁業調整委員会指示第二号

死骸をいう。以下同じ。 ち南部海域における宝石さんご(アカサンゴ、 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項に基づき、 )の採捕について、次のとおり指示する。 モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び 徳島海区のう

令和六年三月二十九日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡 本 彰

### 一定義

と同市沼島東端との見通し線以南の水域のうち徳島県海域をいう。 徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線及び兵庫県南あわじ市諭鶴羽山山頂 この指示において「徳島海区のうち南部海域」とは、 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から

## 二 採捕の制限

に掲げる者が採捕する場合であって徳島海区漁業調整委員会 (以下「委員会」という。 徳島海区のうち南部海域において、宝石さんごの採捕をしてはならない。 ただし、

)の承認を受けたときは、この限りでない。

# 三 承認の対象者

承認の対象者は、 試験研究の用に供しようとする者とする。

# 四承認証の交付

委員会は、 採捕の承認をしたときは、 申請者に承認証を交付するものとする。

# 五 承認証の携帯

承認を受けた者は、 宝石さんごを採捕するときは、 当該承認証を携帯しなければなら

## 六 承認の取消

ができる。 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、 承認を取り消すこと

# 七 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、 採捕した宝石さんごを譲渡し、 又は販売してはならな

# 八 採捕報告書の提出

以内に委員会に報告しなければならない。 承認を受けた者は、 採捕の結果について、 別に定める様式により採捕期間終了後一月

### 九 取扱要領

に定める。 この指示に定めるもののほか、 採捕の承認等に関する取扱い につい ては、 委員会が別

# 十 指示の有効期間

この指示の有効期間は、 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。

令和六年三月二十九日 徳島県内水面漁場管理委員会指示第一号に基づく水域の範囲を次のように定める。**徳島県内水面漁場管理委員会告示第一号** 

徳島県内水面漁場管理委員会

司

川本流及びその支流)、打樋川水系(打樋川本流及びその支流)「手野川水系(吉野川本流及びその支流)、徳島市名東町の地蔵院池、会長」野 那賀川水系(那賀

# 徳島県内水面漁場管理委員会告示第二号

る。 第五種共同漁業権の免許に係る令和六年度の目標増殖量を次のとおり定めたから公表す

令和六年三月二十九日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 野 

司

免 内共第二十八号 内共第二十五号 内共第二十三号 内共第二十一号 内共第十六号 内共第十四号 許 番 号 海部川漁業協同組合 那賀川漁業協同組合連合会 小松島淡水漁業協同組合 勝浦川漁業協同組合 吉野川漁業協同組合連合会 鮎喰川漁業協同組合 漁 業 権 者 名 あ あ あ あ うなぎ漁業 あまご漁業 うなぎ漁業 うなぎ漁業 あまご漁業 うなぎ漁業 うなぎ漁業 あまご漁業 あ うなぎ漁業 あまご漁業 Š あまご漁業 漁業の名称 ゆ漁業 ゆ漁業 ゆ漁業 ゆ漁業 ゆ漁業 な漁業 増 殖 キ キログラ四〇ム二 内 容 放流 放流 放流 放流 放流 放流 備考

徳島県内水面漁場管理委員会指示第一号

第四項の規定に基づき、 及びにしきごいをいう。以下同じ。) の取扱いについ 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定及び第百七十一条 コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、 て次のとおり指示する。 こい (まごい

あるいは公的機関が試験研究に供する場合は、 ただし、 コイヘルペスウイルス病のまん延防止のために死亡したこいを処理する場合、 この限りでない。

令和六年三月二十九日

徳島県内水面漁場管理委員会

会長 野口 修司

# 第一 指示の内容

# 一 持ち出しの禁止

Ιţ が発生又は発生している疑いがあると徳島県知事が認めた場合は、公共用水面及びこれと連接して一体をなす水面において、コイヘ 徳島県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、 こいを持ち出 コイヘルペス 当該水域にお してはならな ウ イル いて ス病

するものとする。 この場合、 徳島県内水面漁場管理委員会は、 当該水域の範囲について速やかに 公表

## 一放流の禁止

ない。 に該当する場合は、 い。ただし、採捕したこいを同じ場所に放流する場合又は次に掲げる要件のすべて公共用水面及びこれと連接して一体をなす水面においては、こいを放流してはなら この限りでない。

- 放流場所が、一に基づき告示され た水域でないこと。
- 2 個人の池を含む。 放流しようとするこいは、コイヘルペスウイルスに汚染された水系 ) に由来するものでないこと (養殖場及び
- 3 個人の池を含む。 放流しようとするこいが、コイヘルペスウイ )に由来するこいと水を介しての接触がないこと。 ルスに汚染された水系 (養殖場及び
- れたこい群の個体であること。 放流しようとするこいは、PCR (ポリメラー ゼ連鎖反応) 検査で陰性が確認さ

## 名| 指示の期間

令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで